

愛知県地域強靱化計画（仮称）

（素案）

愛 知 県

平成27年3月

< 目 次 >

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	
1. 1 国土強靱化の理念等	1
1. 2 計画の策定趣旨	3
1. 3 愛知県を強靱化する意義	3
1. 4 計画の策定経緯	4
1. 5 計画の位置づけ	5
1. 5. 1 対象とする区域及び想定するリスク	5
1. 5. 2 基本計画等及び各種計画との調和等	6
第2章 愛知県の地域特性等	
2. 1 愛知県の地域特性	7
2. 2 南海トラフ地震により想定される被害	14
第3章 愛知県の強靱化の基本的な考え方	
3. 1 愛知県の強靱化の基本目標	19
3. 2 愛知県の強靱化を進める上での留意事項	19
第4章 愛知県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	
4. 1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	21
4. 2 個別施策分野と横断的分野の設定	23
4. 3 脆弱性評価の実施手順	24
4. 4 脆弱性評価結果	25
第5章 推進すべき施策	
5. 1 強靱化施策の推進方針	27
5. 1. 1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	27
5. 1. 2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針	69
5. 2 愛知県の強靱化のために優先的に取り組む施策	86
第6章 計画推進の方策	
6. 1 計画の推進体制	123
6. 2 計画の進捗管理	123
6. 3 計画の見直し	123
(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	125
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	155

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1.1 国土強靱化の理念等

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

平成26年6月に策定された国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、国土強靱化の理念の中で、「大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった『事後対策』の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での『防災』の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば『国家百年の大計』の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある」ことを述べている。

これは、これまでの様々な防災対策は一定の減災効果を果たしつつも、想定外とも言える大規模自然災害の歴史をふり返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきたという事実があり、その反省から、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災、事前復興、さらには平時の経済成長や国際競争力の向上といった発想に基づき、国づくりに係る総合的な対応に継続的に取り組むことが重要であることを示している。

このため、基本計画では、国土強靱化の基本目標として、いかなる災害等が発生しようとも、① 人命の保護が最大限図られること、② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④ 迅速な復旧復興と位置づけ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとしている。また、基本計画において、国土強靱化の理念を踏まえ、国土強靱化を推進する上での基本的な方針を定めている。

愛知県においても、南海トラフ地震による地震・津波災害を始め甚大な被害をもたら

す大規模自然災害等の発生が危惧される中で、愛知県の強靱化を推進するうえでは、国土全体の強靱化における理念や基本的な方針はもとより、国の基本計画全体との調和を図りながら、愛知県の強靱化の基本的な考え方や推進すべき施策を明確にすることが求められる。

参考 国土強靱化を推進する上での基本的な方針（基本計画）

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
 - ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
 - ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
 - ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
 - ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
 - ⑰ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

1. 2 計画の策定趣旨

基本法で、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するものとされた。(基本法第4条)

県では、平成26年3月に策定した「あいちビジョン2020」において、防災に係る政策の方向性を「災害から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくり」と位置づけるとともに、平成26年12月には、東日本大震災の教訓や新たな地震被害予測調査結果を踏まえて、今後の地震防災対策の行動計画となる「第3次あいち地震対策アクションプラン」を策定したところである。

愛知県地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は、こうした現在進めている防災・減災対策の取組も念頭においたうえで、県民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の愛知県の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

1. 3 愛知県を強靱化する意義

東日本大震災の発生を受けて実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（以下「地震被害予測調査」という。）では、南海トラフ沿いで発生する大

規模な地震・津波により、甚大な被害が発生するおそれがあることがあらためて明らかとなった。また、愛知県は、明治以降の濃尾地震、昭和東南海地震、三河地震、また伊勢湾台風など、これまでも甚大な大規模自然災害等を実際に経験している。愛知県を強靱化する第1の意義は、巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持することである。

また、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない社会経済活動のシステムを確保することにより、県、市町村、民間事業者、経済団体等それぞれに、平時における状況の変化への対応力や、生産性・効率性の向上をもたらすことが期待される。愛知県を強靱化する第2の意義は、日本の基幹的産業の中核として「モノづくり」でわが国の産業・経済をリードする愛知県として、平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献することである。このため、非常時における防災・減災等の効果のみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫することが求められる。

さらには、この地域にもたらす効果のみならず、愛知県の強靱化に向けた県土づくりは、南海トラフ地震とともに発生が懸念されている首都直下地震などによる首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他の地域が被災した場合のサポート機能を備えることでもあり、国全体を視野に入れた代替性・冗長性を確保することに資するものとなる。また、愛知県が迅速には復旧・復興できない事態となれば、国土軸の東西分断や、国全体の産業・経済活動に与える影響は非常に甚大なものとなる。愛知県を強靱化する第3の意義は、国全体の強靱化に大いに寄与することである。

愛知県の強靱化の推進に当たっては、これらの意義を常に念頭においた上で、この地域の重要性や地域特性等を鑑み、東日本大震災の教訓を踏まえ、ハード・ソフトの様々な対策に取り組んでいく。

1. 4 計画の策定経緯

国土強靱化の取組を効果的に推進するためには、地方公共団体が基本計画等との調和を図りつつ国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定し、地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することが極めて重要であることから、国は地域計画の検討過程等における情報を全国の地方公共団体等に提示し、共有するためのモデル調査を実施することとした。

愛知県においても、南海トラフ地震を始めとした様々な大規模自然災害等のリスクが

想定される一方、人口が集中する大都市地域、モノづくりを中心とした産業集積、国内外との物流ネットワークの要、高速交通網の結節点といった社会にとっての重要な機能が集中しており、これらの機能を維持することは愛知県のみならず国全体にとっても重要な課題であることから、全国に先駆けて地域計画を策定することが不可欠であった。また、共通する地域課題に対して県と市が連携して検討を行うことで、モデル調査の成果が県・市で有効活用でき、より効果的な計画策定に結びつけることができることから、このモデル調査に名古屋市と共同で申請し、第1次実施団体の選定を受けた。

本計画の策定に当たっては、愛知県の強靱化に関する施策に県の組織を挙げて総合的かつ計画的に取り組むため、庁内に知事を本部長とする「愛知県地域強靱化推進本部」を設置して庁内の検討を進めるとともに、学識経験者から幅広く意見を聴取する「愛知・名古屋地域強靱化有識者懇談会」と、関係機関及び地域団体等と連絡調整を行うために関係行政機関、地方公共団体、ライフライン事業者、報道関係機関、経済団体、民間団体、地域団体、学識経験者から構成する「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」を名古屋市と連携・協力して開催し、それぞれの立場からの意見・助言を受けるとともに、情報共有を行った。また、名古屋市が取りまとめる「名古屋市地域強靱化計画（仮称）」との調和を確保するとともに、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（豊橋市・田原市・南知多町）の脆弱性等も考慮して策定を進めた。

なお、県においては、これまでの想定を大きく上回る規模の被害想定となった新たな地震被害予測調査を公表したところであり、また、平成26年3月には南海トラフ地震防災対策推進地域に県内の全市町村が指定されたことを踏まえ、当面の対象リスクとしては、喫緊に取組の拡充・充実が求められている地震・津波災害を位置づけている。今後、引き続き検討を進め、全ての大規模自然災害等を対象リスクとして、必要な施策等を盛り込む形で修正を行うこととする。

1. 5 計画の位置づけ

1. 5. 1 対象とする区域及び想定するリスク

(1)対象区域

本計画の対象区域は、愛知県全域とする。

ただし、大規模地震等の広域災害が発生した場合など、首都圏や周辺自治体等との広域連携が必要となる状況が生じる可能性を鑑み、国や関係自治体等の取り組みや県域外の地方公共団体との連携・協力を考慮した取組とする。

(2) 想定するリスク

想定するリスクは、愛知県に被害が生じる南海トラフ地震などの地震・津波災害を基本とする。

ただし、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能の充実により国全体の強靱化に寄与するうえで、愛知県に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害等も考慮する必要がある。

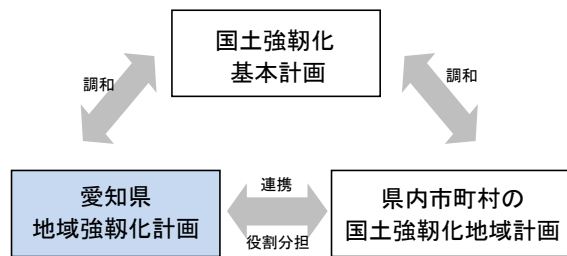
1. 5. 2 基本計画等及び各種計画との調和等

本計画は、基本計画及び県内市町村の地域計画との調和を保ちつつ、国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となるものであり、基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

(1) 基本計画及び各種計画との関係

ア. 基本計画、市町村の地域計画との関係

本計画は、基本計画と調和するとともに、県内市町村の地域計画とも連携と役割分担を図る。



イ. 「あいちビジョン 2020」を始めとする各分野の計画等との関係

本計画は、「あいちビジョン 2020」において位置づけた、県が対応すべき重要政策課題をはじめ、各分野の計画に位置づけられる取組等も踏まえて策定する。また、本計画を指針として、関係するその他の計画についても国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、適切に反映していくものとする。

(2) 様々な主体の連携による取組の推進

本計画においては、県が自ら担う取組だけでなく、この地域の強靱化にとって必要となる、民間事業者、NPO、国、市町村等の関係者による取組、さらには近隣県を始め他自治体や南海トラフ地震対策中部圏戦略会議等との連携・協力・調整により取組を進める。

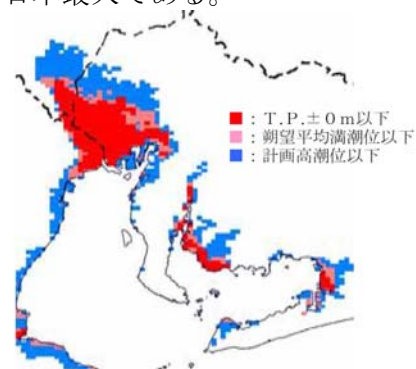
第2章 愛知県の地域特性等

2. 1 愛知県の地域特性

(1) 沖積平野と広大なゼロメートル地帯

愛知県の西部から南部にかけての一带では平野が分布する。洪積台地からなる平野（尾張丘陵西側の小牧台地、熱田台地、西三河平野の碧海台地、東三河の本野ヶ原、高師原、天伯原、渥美半島など）と、その前面に沖積平野（いわゆる濃尾平野、西三河の幡豆平野、東三河の豊川下流平野）が形成されており、その一部ではゼロメートル地帯が広がっている。特に、愛知県、岐阜県、三重県の三県にまたがる濃尾平野におけるゼロメートル地帯は、その広さは約 400 km²と日本最大である。

沖積平野では、地震による揺れが増幅され強い震度となるとともに、液状化の危険度が高くなる傾向がある。また、海岸や河川の堤防等が被災した場合には、ゼロメートル地帯を中心に、津波、高潮、洪水などにより広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことにより長期的に湛水するおそれがある。昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風（昭和 34 年台風第 15 号）では、県全体の浸水面積は 350 km²に達した。そのうち一週間以上の湛水面積は約 231 km²に及び、県西部では全ての解消に 3 ヶ月程度を要した。



資料：国交省

愛知県の地勢

愛知県は、日本のほぼ中央に位置し、南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県、東北は長野県、東は静岡県と接している。一般に東部及び北東部の三河地域には山地が、西部及び西南部の一带には平野部が多い。西部から南部にかけての豊橋平野からは渥美半島が伸びている。また、濃尾平野の東側は尾張丘陵からなり、南に伸びて知多半島を形成している。北部から北東部は長野県から木曾山脈が南に伸びて三河高原を形成し、標高 1,000m を超える山も少なくない。海岸線は太平洋、三河湾と接する渥美半島と三河湾、伊勢湾と接する知多半島により 594km の長さを有する。

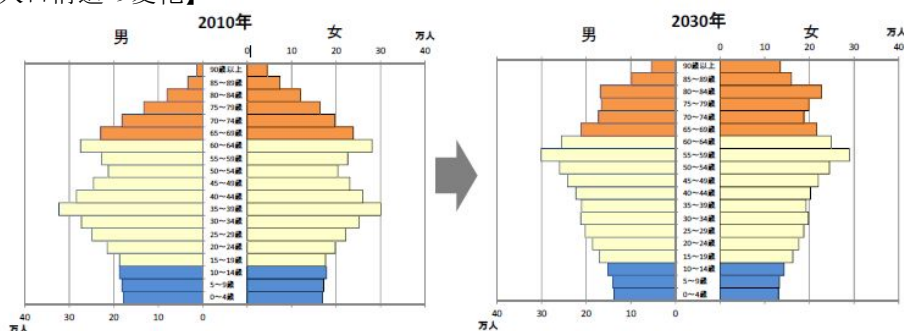
静岡県境方面で中部山岳に連なることで、海岸付近を除いては北東の風が吹きにくい。西部は広大な濃尾平野をへだてて 1,000m 級の伊吹山、養老、鈴鹿の山脈があるだけで、僅か 120~160km の近距離で日本海に通じているため、寒候期には季節風による降雪がしばしばみられる。南部は太平洋にのぞみ南寄りの暖湿気の影響をうけやすく、梅雨期や台風期に山間部では南側斜面に沿う強制上昇気流が地形性降雨を強め、大雨になりやすい。

(2) 少子高齢社会の進行

わが国はすでに 2008 年をピークに人口減少社会に移行しているが、本県の人口は、直近の人口動向を踏まえると、2020 年頃をピークに迎えることが想定される。

今後の愛知県の人口構造の変化について、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、県の 2030 年の年少人口（0～14 歳）は、83 万 5 千人と、2010 年と比較して 23 万 1 千人減少し、また、生産年齢人口（15～64 歳）も 438 万 3 千人と、45 万 6 千人の減少、率にして約 10%の大幅な減少が見込まれている。一方、老年人口（65 歳以上）は、2010 年の 150 万 6 千人から、2030 年には約 32%増えて、199 万 5 千人となり、また、2030 年には、団塊の世代がすべて 80 歳代となり、介護等の支援が必要な高齢者も大幅に増加していき、高齢化率は 27.7%と、全国の 31.6%に比べれば低い水準にあるものの、大都市地域である愛知県では、今後、全国を上回るペースで高齢者が増加していくと見込まれている。また、こうした人口構造の変化とともに、家族の形態も大きく変容を遂げていくこととなり、高齢者の増加に加え、未婚化の流れが変わらなければ、今後、単身世帯が大きく増加し、社会の中心をなしてきた世帯の形態が核家族世帯から単身世帯へとシフトしていくと見込まれている。

【人口構造の変化】



(3) 社会資本の老朽化

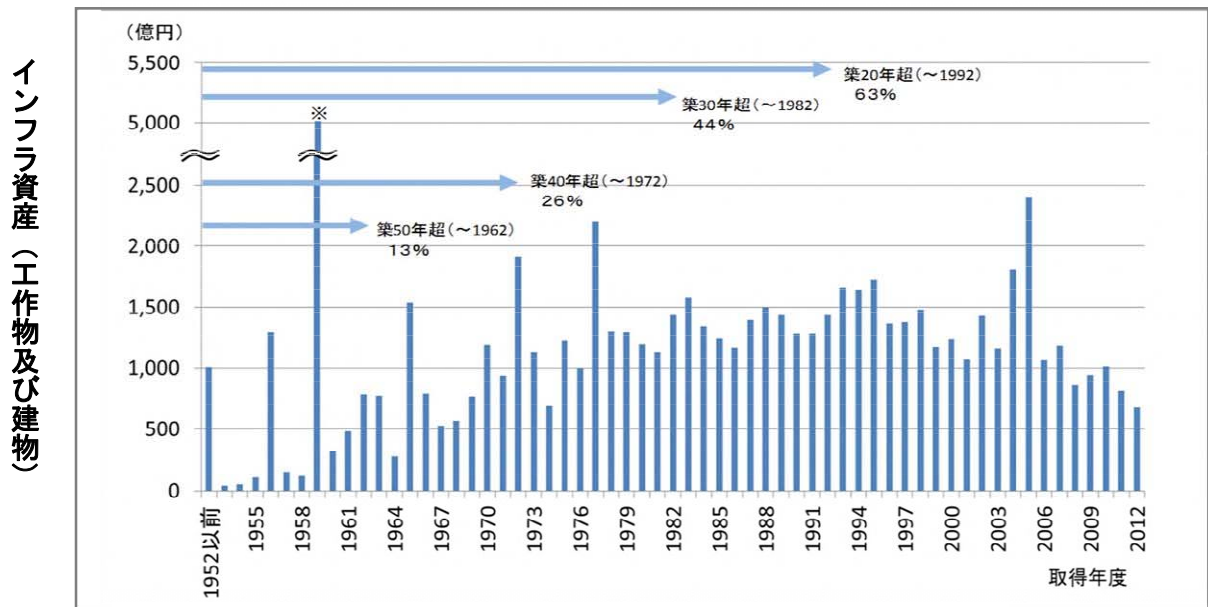
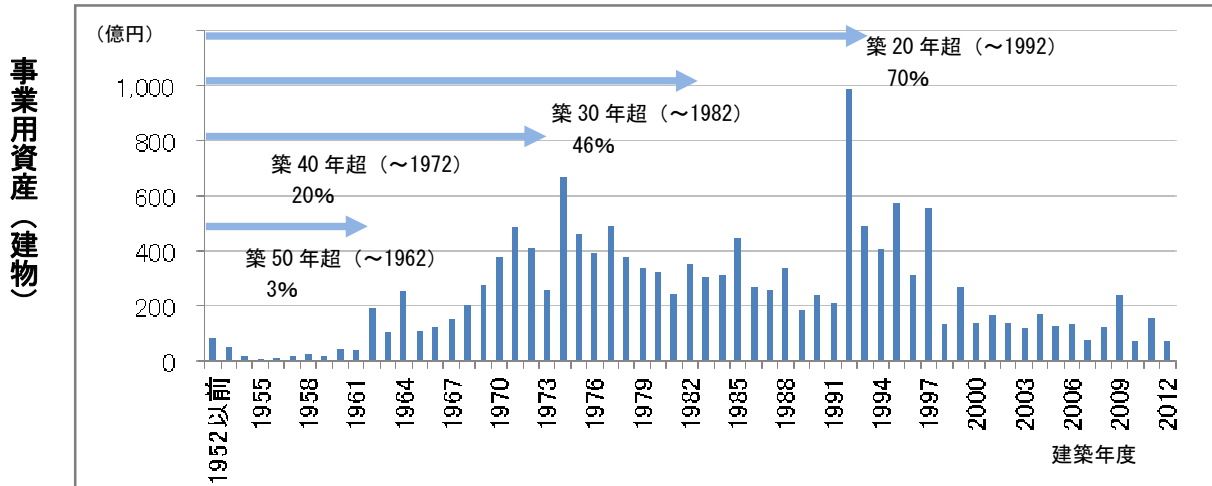
戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、国と地方において学校、公営住宅等の公共施設（建築物）や道路、河川、港湾、上水道、下水道、工業用水道、漁港、農業水利施設等が集中的に整備されたが、これらの社会資本の老朽化が今後急速に進み、近い将来には多額の更新費用が必要となることを見込まれる。こうした状況の中、平成 25 年 11 月に国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、総務省から各地方公共団体へ公共施設等総合管理計画の策定が要請された。

本県においても今後、国土強靱化の観点から、急速に進む社会資本の老朽化に対して、戦略的な維持管理・更新を着実に推進するため、愛知県公共施設等総合管理計画を策定し（平成 27 年 3 月予定）、計画に基づく取組を進めていく必要がある。

【建築（取得）年度別再調達価額】

平成 25 年 3 月 31 日現在

(愛知県公共施設等総合管理計画より)



*この年に道路台帳の整備を実施し、多くの道路の取得年次を設定したことによる突出

(4) 人口が集中する大都市地域

愛知県の総人口は、約 741 万人（平成 22 年国勢調査）で、東京都・神奈川県・大阪府に次いで全国第 4 位であり、全国の約 5.8%を占める。また、人口密度は、1,435 人/km²（全国第 5 位）である。三大都市圏として、首都圏と近畿圏の間で愛知県を中心に人口・産業が集積した都市圏（中京圏）が形成され、特に中京圏は製造品出荷額等では、首都圏や近畿圏を上まわっており、日本経済を支える自動車関連をはじめとしたモノづくりの先進地域となっており、世界有数の産業力、経済力、文化力、地域力を備えた大都市圏である。さらに、大消費地に近いという立地条件や恵まれた自然条件の下で、全国有数の農業県として発展してきた。

平成 39 年のリニア中央新幹線の東京-名古屋間の開業により、首都圏から中京圏に及ぶ 5 千万人規模の大交流圏が誕生する。県では、名古屋を中心とした社会的・経済的な結びつきが強く、一体性の強い産業集積を有する 80～100km 圏を「中京大都市圏」と位置づけ、リニア大交流圏の西の拠点として、首都圏に対抗しうる強みを発揮し、近畿圏や北陸圏にも後背圏を広げながら、国内外から人、モノ、カネ、情報を呼び込む存在感ある大都市圏の実現をめざしている。

【三大都市圏の比較】

	首都圏 (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)	中京圏 (愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)	近畿圏 (大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県)
人口	35,618,564 人	15,111,223 人	20,903,173 人
製造品出荷額	49 兆 4,537 億円	72 兆 6,368 億円	45 兆 5,321 億円
年間商品販売額	206 兆 3,097 億円	53 兆 2,658 億円	78 兆 8,068 億円

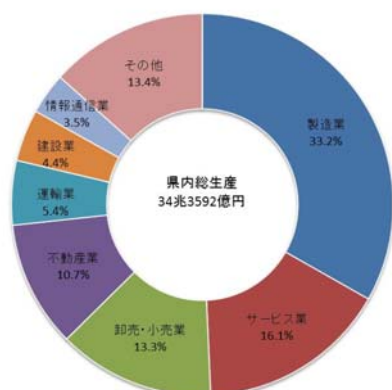
人口：平成 22 年国勢調査 製造品出荷額：平成 25 年工業統計調査(速報)
年間商品販売額：平成 24 年経済センサス活動調査 産業別集計(卸売業、小売業)

(5) モノづくり産業の集積

経済活動別県内総生産を見ると、愛知県では輸送用機械を始めとした製造業が占める割合が全国に比べ極めて高く、愛知県の産業構造の特徴となっている。平成 25 年の製造品出荷額等は 41 兆 8703 億円で全国の 14.4%を占め、昭和 52 年以降 37 年連続で全国第 1 位を維持し続けている。

自動車産業を中心とした厚いモノづくりの基盤に加え、航空宇宙産業など新しいリーディング産業の集積も有する愛知県において、大規模な地震・津波災害により、工場等の建物や設備の破損やライフラインの被災による生産ラインのストップ、交通網の被災による部品調達のストップなど、生産活動の停止を余儀なくされる事態に陥った場合は、愛知県の地域経済のみならず、国全体の経済活動に大きな損害を及ぼすことが予想される。

このため、企業内における防災・減災の取組を一層進めるとともに、早期に産業活動が復旧できるよう、ライフライン・道路・空港・港湾・情報通信など産業関連インフラの確保に向けた取組の推進が求められる。



経済活動別県内総生産(構成比)
平成 24 年度あいちの県民経済活動



都道府県別製造品出荷額等の比較 (上位 10 県)
出典：平成 25 年工業統計速報

(6) 国内外との物流・交流ネットワークの要

愛知県には中部国際空港と県営名古屋空港の2つの空港、名古屋港、衣浦港、三河港の3つの重要港湾があり、国内外の物流・交流拠点としての機能を担っている。愛知県発の貨物年間出荷量は全国第1位である。貨物地域間流動は、関東－中部間が全地域間の11.6%、近畿－中部間が9.2%を占めている。特に、名古屋港の平成25年の輸出額は全国第1位、輸入額は全国第3位である。貿易収支は、全国で過去最大の11.5兆円の赤字となるなか、名古屋港は、5.8兆円もの貿易黒字を生み出した。

都道府県別年間出荷量 TOP10
(年間調査 単位：千トン)

順位	発都道府県	出荷量	構成比
1	愛知県	203,532	7.9%
2	千葉県	177,991	6.9%
3	神奈川県	145,410	5.6%
4	大阪府	141,247	5.5%
5	北海道	117,195	4.5%
6	福岡県	112,070	4.3%
7	東京都	107,857	4.2%
8	茨城県	105,620	4.1%
9	兵庫県	101,686	3.9%
10	埼玉県	87,159	3.4%
	全国計	2,590,111	100.0%

出典：2010年物流センサス

平成25年分全国港別貿易額順位（上位5港）（百万円）

順位	港・税関名	輸出額	前年比	全国比
1	名古屋	11,058,377	114.3	15.8
2	成田空港	7,857,442	100.2	11.3
3	横浜	6,747,976	99.6	9.7
4	東京	5,473,748	116.8	7.8
5	神戸	5,216,485	104.1	7.5
—	全国計	69,774,193	109.5	100.0

順位	港・税関名	輸入額	前年比	全国比
1	成田空港	10,986,716	116.5	13.5
2	東京	10,039,199	118.7	12.4
3	名古屋	5,251,950	113.2	6.5
4	大阪	4,855,847	116.4	6.0
5	千葉	4,792,932	117.4	5.9
—	全国計	81,242,545	114.9	100.0

貿易収支

○全国

▲11兆4,684億円

○名古屋港

5兆8,064億円

※貿易収支は、輸出額から輸入額を差し引いた額。

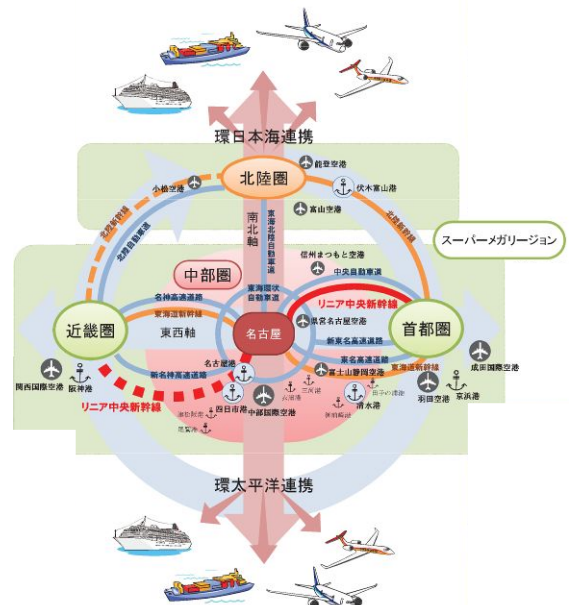
※貿易額は、関税法施行令第1条別表第一及び第二に基づく開港又は税関空港を管轄する税関官署の貿易額を開港又は税関空港の貿易額として掲載。
出典：税関HP「全国順位表データ」

(7) 国土軸の結節点

中部圏は国土の東西軸と南北軸が結節しており、全ての国土軸形成の一翼を担う重要な圏域である。特に、愛知県では東海道新幹線、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道や全線開通を目指して建設が進む新東名・名神高速道路等の高速交通ネットワークが首都圏、近畿圏を結んでいる。東京－名古屋－大阪の三大都市圏を約1時間で結ぶリニア中央新幹線の整備が進められており、東京－名古屋間については、平成39年度の開業が予定されている。

我が国の社会・経済活動を支える東西・南北交通の要衝であるとともに、国内外との物流・交流ネットワークの機能を担う愛知県の位置づけは、リニア中央新幹線の開業が

三大都市圏のスーパーメガリージョンを構築する中で、三大都市圏間はもとより、そ



■出典：第3次まんながビジョン

の他の地域との結節点としても、より一層重要なものとなる。

(8) 洪積台地に立地する行政中枢機能

愛知県には、多数の国の地方支分部局や陸上自衛隊の駐屯地や航空自衛隊基地などが設置されており、さらには広域防災活動拠点や災害拠点病院などが充実している。特に、熱田台地（洪積台地）の北西端に位置する名古屋市中区三の丸周辺には、県庁を始め災害発生時に中枢的な活動を担う国及び地方自治体の行政中枢機能が集中している。洪積台地は良好な地盤であり、県の地震被害予測調査結果において、この地域における浸水・津波被害の発生は想定されておらず、愛知県において大規模地震・津波災害が発生した場合には、ヘッドクォータ機能としての役割を担い、国と連携した災害応急対策を実施することとなる。

洪積台地上に行政中枢機能が集積するという利点を活かして、国の地方支分部局等との緊密な連携により、愛知県の強靱化に関する施策に取り組んでいくとともに、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能を担う役割が求められる。

(9) 「自律・分散・協調」型社会を実現できる地域

国は、基本計画において、国土強靱化を推進する上での基本的な方針として、東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげることを位置づけている。

愛知県はモノづくり産業の集積に加えて、全国有数の農業県としても発展している。平成 25 年の農業産出額約 3,084 億円は、全国で 7 番目に高く、東京都と大阪府の約 10 倍程度であり、東京都、大阪府に次ぐ県内総生産を有する大都市地域である中、第 1 次・第 2 次・第 3 次産業がいずれも活発である。また、平成 25 年の人口動態統計では、愛知県の出生率 9.3（人口 1000 人に対する出生数）は全国で 3 番目に高く、東京都と大阪府を約 1 ポイント程度上まわっている。そして、出生数と死亡数から求める自然増減率では、0.6 と全国で 2 番目に高く、出生数が死亡数を上まわった県は愛知県を含めて 4 県のみである。これらのことから「愛知・名古屋地域強靱化有識者懇談会」では、愛知県は単なる大都市圏であるだけでなく、「自由、地道、地元愛、自律性、地力」を持ち、東京に対する地方としての強みを有する地域であるとの指摘を受けた。

これらの愛知県の強みやここまで述べた地域特性等における強みを踏まえると、愛知県は東京一極集中の是正の受け皿となる有力な大都市地域である。

国土全体の「自律・分散・協調」において、愛知県がその重要な担い手となるためにも愛知県の強靱化を進め、国内外へ愛知県の強みをしっかりと発信する必要がある。

また、国土全体の視点だけでなく、県・市町村、地域コミュニティ、企業等の各主体が連携して、それぞれの地域や市町村の強靱化を進めることで、愛知県内における「自律・分散・協調」型社会を実現することが必要である。

2. 2 南海トラフ地震により想定される被害

県の地震被害予測調査において、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定した。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりである。

①「過去地震最大モデル」

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデル

②「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル

【建物被害（全壊・焼失）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	約47,000棟	約242,000棟
液状化による全壊	約16,000棟	約16,000棟
浸水・津波による全壊	約8,400棟	約22,000棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟	約700棟
地震火災による焼失	約23,000棟	約101,000棟
合 計	約94,000棟	約382,000棟

注1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に3ケース想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（冬夕方18時）。

注3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別に複数想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬夕方18時）。

【人的被害（死者）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物倒壊等による死者	約2,400人	約14,000人
（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	（約200人）	（約1,000人）
浸水・津波による死者	約3,900人	約13,000人
（うち自力脱出困難）	（約800人）	（約5,500人）
（うち逃げ遅れ）	（約3,100人）	（約7,100人）
急傾斜地崩壊等による死者	約50人	約70人
地震火災による死者	約90人	約2,400人
合 計	約6,400人	約29,000人

注1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

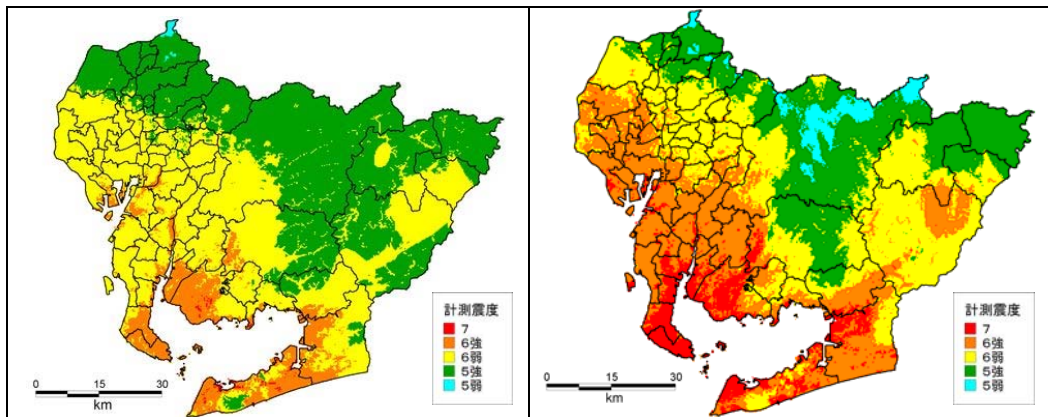
注2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に3ケース想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（冬深夜5時）。

注3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別に複数想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース①、季節時間帯：冬深夜5時）。

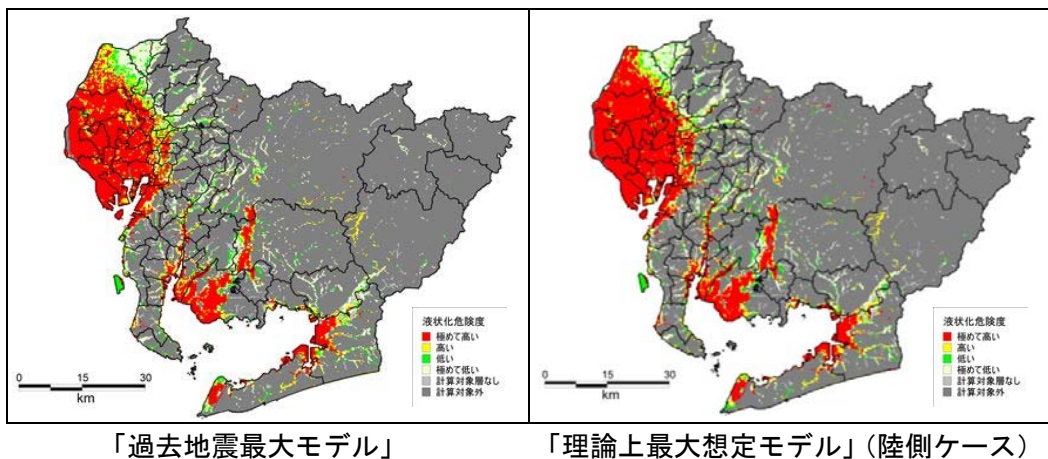
(1)強い揺れ、液状化に伴う被害

- 過去地震最大モデルでは、平野部や半島部において、広い範囲にわたり震度6強以上の強い揺れが想定され、一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。また、尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
- 理論上最大想定モデルでは、平野部や半島部において、非常に広い範囲にわたり震度6強の強い揺れが想定されるとともに、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定される。震度7が想定される地域は、強震動生成域の陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。また、尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
- 特に強い揺れによる建物被害（全壊・焼失）、人的被害（死者）については、いずれのケースにおいても県全体の被害量のほぼ半数以上を占める。

【震度分布】



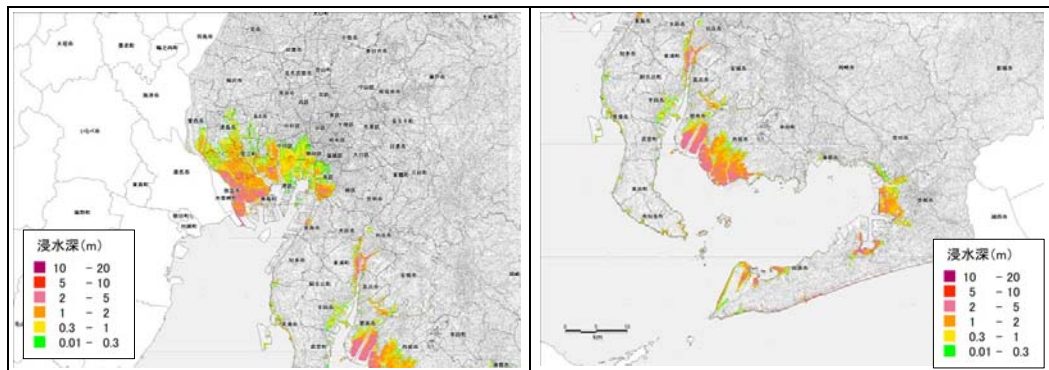
【液状化危険度分布】



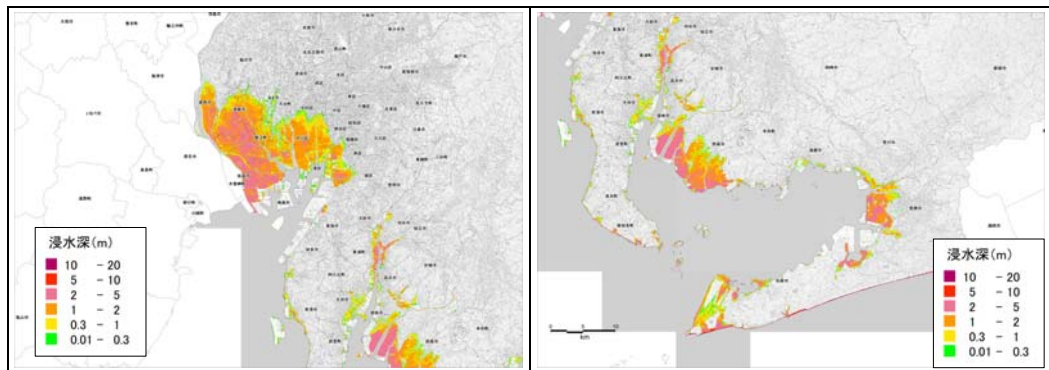
(2) 広範囲に渡る浸水・津波に伴う被害

- 過去地震最大モデルでは、渥美半島の外海では最短で約9分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定される。堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。また、揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。
- 理論上最大想定モデルでは、渥美半島の外海では最短のケースで約5分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定される。堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。また、揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる地域があると想定される。
- 広大なゼロメートル地帯や低地部をかかえる愛知県においては、強い揺れや液状化により、堤防等の被災による浸水域が拡大することに伴い、建物被害、人的被害の被害量が拡大する。

【浸水想定域：過去地震最大モデル】



【浸水想定域：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】



南海トラフ地震

南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的良好に残されており、1707 年宝永地震以降の 5 つの地震（1707 年宝永地震（M8.6）、1854 年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944 年昭和東南海地震（M7.9）、1946 年昭和南海地震（M8.0））については、歴史記録から発生の事実が確実なものとされている。

このように、南海トラフ地震は、これまでのおおよそ 100～150 年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生の切迫性が非常に高まっていると考えられている。地震の発生パターンには多様性があり、次に発生する南海トラフ地震の規模や様相については様々な可能性があるが、周期的に、繰り返し発生してきていることは歴史記録からも科学的な知見からも明らかであり、近い将来、必ずまた発生する地震であると考えられている。

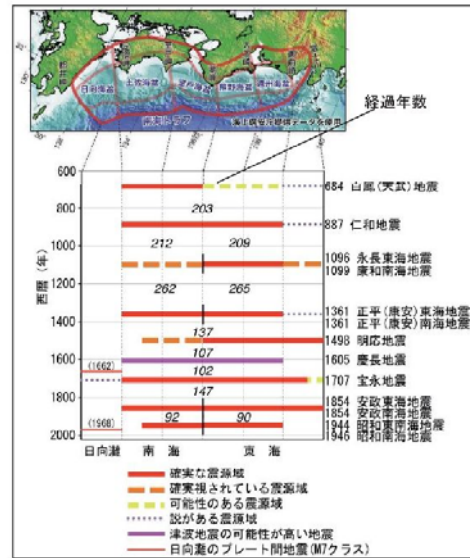
1944 年の昭和東南海地震及び翌 1945 年の三河地震（活断層型地震）以降、愛知県内では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

さらに、過去数百年の経験をもとに考えられていた地震像をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、発生の事実が確実なものとされている宝永地震以降の地震に加え、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。

【南海トラフ地震の長期評価】

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率（算定基準日：平成 27 年 1 月 1 日）		
		10 年以内	30 年以内	50 年以内
南海トラフ	M8～M9 クラス	20%程度	70%程度	90%程度

(地震調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果)



＜活断層で起きる地震＞

南海トラフ地震がおおよそ 100 ～ 150 年前後の周期で発生しているのに対し、活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が 1,000 年程度から長いものでは数万年程度とされている。大きな地震を発生させる活断層の存在のすべてが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にある。現にこの地域でも、明治 24 年(1891)には活断層で起きる地震としてはわが国最大規模の濃尾地震（震源：現在の岐阜県本巣市）が、昭和 20 年(1945)には昭和東南海地震の 37 日後に三河地震（震源：三河湾）が発生し、それぞれ愛知県内でも大きな被害が記録されている。

こうしたことも念頭に置き、南海トラフ地震では強い揺れ等が想定されない地域でも活断層で起きる地震の発生に備えた取組を推進していかなければならない。

第3章 愛知県の強靱化の基本的な考え方

3. 1 愛知県の強靱化の基本目標

国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標を受け、愛知県を強靱化する意義等も考慮して、次の4つの基本目標を位置づける。

- 1 県民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

3. 2 愛知県の強靱化を進める上での留意事項

愛知県の強靱化の基本目標を実現するため、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し対策を進める。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ア 東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、県内においても、それぞれの地域や市町村の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。
- イ 愛知県の強靱化に向け、国、県（近隣県）、市町村、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- ウ 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応する。
- エ 平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを常に念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

- オ 災害から得られた教訓を始め、愛知県の強靱化の推進に係る知識を正しく理解して、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。

- カ 情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI等を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。
- また、大学、民間事業者、経済団体、産業団体におけるシンクタンク機能や人材の確保と活用を図るとともに、そのために必要な行政の支援を進める。
- キ 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。
- ク 施策の重点化や進捗管理（PDCAサイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、愛知県の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。
- ケ 本計画の施策方針を踏まえた事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮した取組を進める。
- コ 非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。

第4章 愛知県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

4. 1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国土強靱化基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、愛知県の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、43のリスクシナリオを設定した。（地震以外のリスクに関する事態及び地域性から該当しない事態等を削除するとともに、地域の視点として避難所の機能不足等に関する事態（6-5）及び住居確保等の遅延による事態（8-6）を追加した。）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模地震災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 堤防の沈下、水門等の倒壊による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模地震災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-4 名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

5 大規模地震災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6 食糧等の安定供給の停滞
6 大規模地震災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8 大規模地震災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

4. 2 個別施策分野と横断的分野の設定

国土強靱化基本計画において設定された施策分野（12 の個別施策分野及び 3 の横断的分野）をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、11 の個別施策分野及び 4 の横断的分野を設定した。

（基本計画における「産業構造」と「金融経済」の個別施策分野を「産業・経済」として統合するとともに、地域の視点として横断的分野に「産学官民・広域連携」を追加した。）

個別施策分野	横断的分野
1. 行政機能／警察・消防等	1. リスクコミュニケーション
2. 住宅・都市	2. 老朽化対策
3. 保健医療・福祉	3. 研究開発
4. エネルギー	4. 産学官民・広域連携
5. 情報通信	
6. 産業・経済	
7. 交通・物流	
8. 農林水産	
9. 県土保全	
10. 環境	
11. 土地利用	

4. 3 脆弱性評価の実施手順

- 基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考とした。
- 国・関係団体（検討会議）・県内部の取組状況の把握に加え、「あいちビジョン2020」等の本県の計画等、「中部圏地震防災基本戦略」（南海トラフ地震対策中部圏戦略会議策定）、「愛知県における防災対策等への提言」（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等地震被害予測調査ワーキンググループ）などをもとに愛知県の脆弱性を総合的に評価した。
- 脆弱性評価結果については、(1) リスクシナリオごと、(2) 施策分野ごとに整理した。

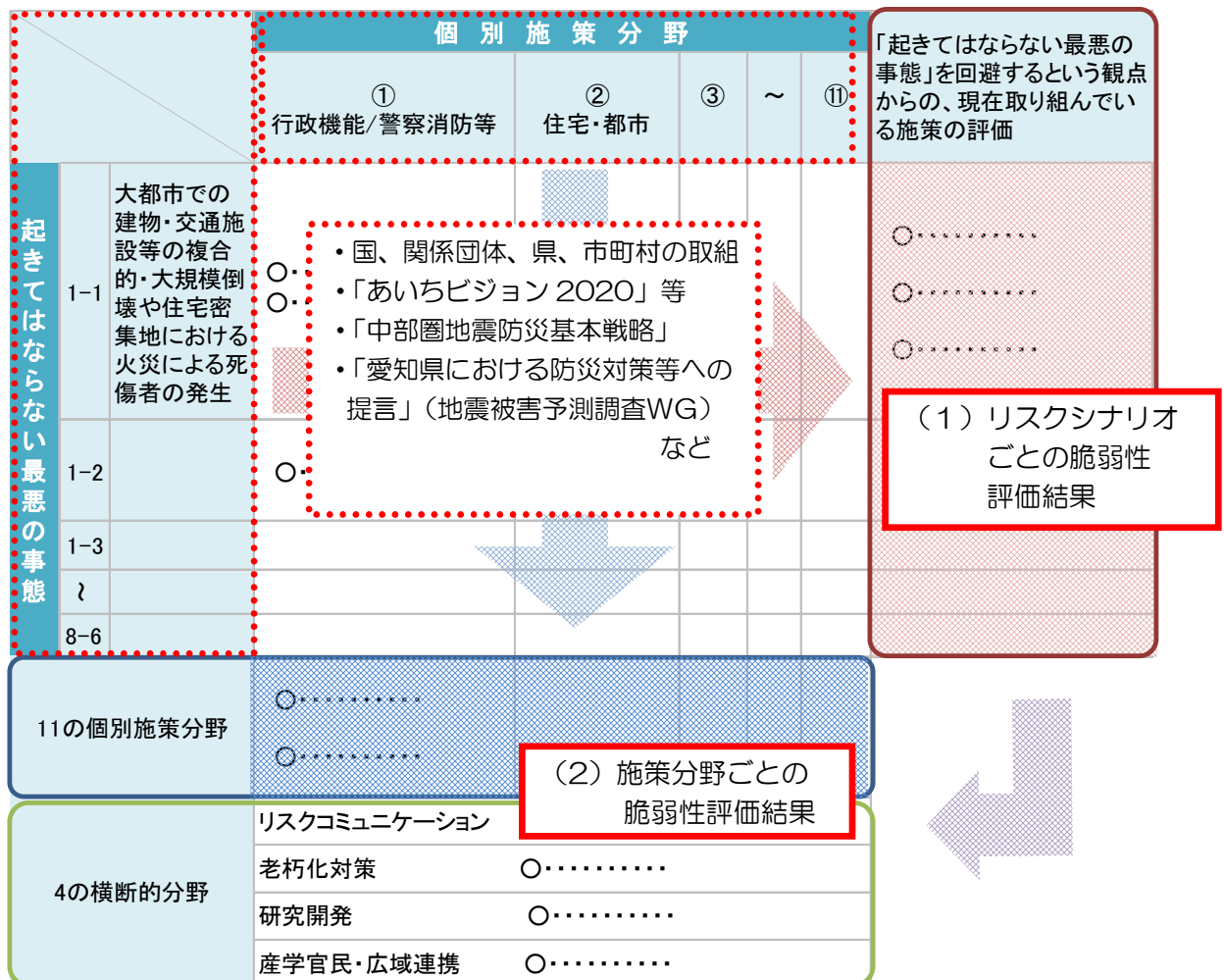


図. 脆弱性評価の手順

4. 4 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果、施策分野ごとの評価結果は、それぞれ（別紙1）、（別紙2）のとおりである。

ここで、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）をできる限り選定した。

第5章 推進すべき施策

5. 1 強靱化施策の推進方針

5. 1. 1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第4章で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は次のとおりである。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

(1) 大規模地震災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

○住宅・建築物等の耐震化は、耐震化の必要性に対する啓発、耐震診断、耐震改修、老朽化マンションの建替え促進等も含め、耐震化の促進に向けた実効性の高い対策を推進する。また、天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物等の非構造部材及び付属物の耐震対策を併せて進める。さらに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を図る。

(交通施設等における脆弱性の解消)

○交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、更に重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。また、交通施設等及び沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

○大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる。

(火災に強いまちづくり等の推進)

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築

物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。

(帰宅困難者対策の推進)

○名古屋駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。また、混乱の発生を避けるため、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。

(重要業績指標)

- ◆国補助制度（消防防災施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率）：100%（H35）
- ◆計画内容の点検・修正：毎年度（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村が行う浸水・津波対策への補助事業採択：該当市町村全て（27市町村）（H35）
- ◆住宅の耐震化率：85%（H23） → 95%（H32）
- ◆耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302棟（H23） → 1/5に削減（H32）
- ◆避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業：459ha（H35）
- ◆地震時等に著しく危険な密集市街地の解消：104ha（H23） → 100%解消に近づける（H32）
- ◆3公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地）の用地取得：1.4ha（H35）
- ◆大規模盛土造成地の有無等の公表率：7.4%（H26） → 50%（H28）
- ◆愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km（H35）
- ◆緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）

※（）内には、現状及び目標達成の年次を表示している。（以下同じ。）

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

○建築物等の耐震化については、耐震化の必要性に対する啓発や、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修等も含め、耐震化の促進に向けた実効性の高い対策を行う。特に、不特定多数の者が利用する大規模建築物や災害拠点施設の耐震化については早急に進める。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。また、耐震改修が必要な施設については、存続の有無を含めた施設管理の方針を検討する。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

○官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する。また、私立学校施設の耐震化については、設置者へ働きかける。

（災害対応能力の向上）

○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、イベントなどを通じた県民へ周知、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

（重要業績指標）

- ◆社会福祉施設の耐震化率：92.8%（H25） → 94.5%（H30）
- ◆（再掲）耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302棟（H23） → 1/5に削減（H32）
- ◆県有施設の耐震化率：87%（H26） → 100%（H27）
- ◆天井・外壁等落下防止対策に関する説明会・研修会：1回／年開催
- ◆県立学校の建物（Bランク IS値0.3以上0.7未満）の耐震化：531棟（H27） → 100%（H28）

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

（大規模津波等に対する対応力の強化）

○津波避難シミュレーション結果を基に策定した市町村津波避難計画策定指針を踏まえ、地域の実情に合った避難方法を構築し、情報伝達、避難場所、避難路の整備等や、津波ハザードマップの作成・見直しや、市町村における災害履歴調査の具体実施など、ハードとソフト、その組合せなど、総合的な視点から対策を推進する。

（河川・海岸堤防の耐震化等の推進）

○津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化及び新設を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。

（避難場所・避難路の確保・整備等）

○著しい浸水・津波災害が生じる恐れがある地域については、高速道路等の高架施設、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保するとともに、津波避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定を進める。また、これらの避難場所に至る、通学路や歩行空間を含めた避難路・避難階段等の整備、のほか、学校、幼・保育園、排水機場等の高所へ避難するための階段設置等を進める。

(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)

○河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震補強を推進する。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する。

(海岸防災林の機能の維持・向上)

○海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図る。

(海岸レジャー施設等の安全確保)

○海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置するとともに、有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導體制を構築する。

(重要業績指標)

- ◆最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合：
該当市町村全て（19 市町村）（H35）
- ◆浸水・津波避難ビル等を指定している市町村の割合：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合：該当市町村全て（19 市町村）（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、浸水・津波避難計画を策定する市町村：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆南海トラフ地震等対策事業費補助金の「緊急浸水・津波総合対策事業（浸水・津波避難施設整備事業）」を活用する市町村：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆海岸防災林の機能維持・向上：270ha（H27～H35）
- ◆漁港施設の耐震・耐津波強化対策の促進：2 漁港（H26） → 11 漁港（H35）
- ◆東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）：約 31%（H24） → 約 66%（H28）
- ◆防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率：49%（H23） → 概ね 80%（H28）
- ◆東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率：約 33%（H24） → 約 57%（H28）
- ◆津波から命を守る海岸防災林の機能維持・向上（30ha）：H27 以降実施予定
- ◆農業水利施設の屋上等高所へ避難するための階段等を設置：3 箇所（H26） → 30 箇所（H35）
- ◆農地海岸堤防の耐震化：9.7km（H26） → 12.1km（H35）

- ◆海岸防災林の継続的な保育、改植工等の実施：270ha（H35）
- ◆排水機場の耐震化：19箇所（H26） → 79箇所（H35）
- ◆県管理河川の堤防の耐震化：57.2km（H35）
- ◆水管理・国土保全局所管海岸堤防の耐震化：20.7km（H35）
- ◆水管理・国土保全局所管海岸堤防の補強・補修：5.0km（H35）
- ◆港湾局所管海岸堤防の耐震化：2.9km（H35）
- ◆水産庁所管海岸堤防の耐震化：3.4km（H35）
- ◆港湾局所管海岸堤防の補強・補修：0.9km（H35）
- ◆漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）
- ◆河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27施設（H35）
- ◆水管理・国土保全局所管海岸の水門等の耐震化：20基（H35）
- ◆港湾局所管海岸の水門等の耐震化：18基（H35）
- ◆水産庁所管海岸の水門等の耐震化：32基（H35）
- ◆河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：3施設（H35）
- ◆水管理・国土保全局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：12施設（H35）
- ◆港湾局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：5施設（H35）
- ◆水産庁所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：10施設（H35）
- ◆教職員の初任者に対する防災に関する校内研修：32.6%（H25） → 90%（H35）
- ◆各特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進するための指導・支援実施校数：15校程度／年（H26～H35）
- ◆各教職員の防災意識の向上を図るため、教職員研修の中に体系的に導入された防災研修実施回数：特別支援学校 各校1回以上／年（H26～H35）
- ◆防災教育指導者の養成：600人／年（H26～H35）
- ◆高校生防災リーダーの育成：60人／年（H26～H35）

1-4 堤防の沈下、水門等の倒壊による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 河川・海岸堤防、水門等の耐震化を推進するとともに、排水オペレーション計画の検討や、安全な台地利用などの土地利用についての検討など、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。

（ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進）

- 河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

（河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進）

- 津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する。

(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

- 地域特性を考慮した各種ハザードマップの作成・見直し等を適切に実施するとともに、その積極的な周知を図るなどソフト対策を推進する。

(重要業績指標)

- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、浸水・津波ハザードマップを作成する市町村：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆浸水・津波避難訓練の実施：1 回／年（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、津波避難訓練を毎年度実施する市町村：該当市町村全て（19 市町村）（H35）
- ◆訓練の実施：4 回程度／年（H35）
- ◆津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合：100%（19 市町村）（H35）
- ◆内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合：100%（H35）
- ◆農業用ため池の耐震診断の実施：603 箇所（H26） → 681 箇所（H35）
- ◆（再掲）農地海岸堤防の耐震化：9.7km（H26） → 12.1km（H35）
- ◆（再掲）排水機場の耐震化：19 箇所（H26） → 79 箇所（H35）
- ◆（再掲）県管理河川の堤防の耐震化：57.2km（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸堤防の耐震化：20.7km（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸堤防の補強・補修：5.0km（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸堤防の耐震化：2.9km（H35）
- ◆（再掲）水産庁所管海岸堤防の耐震化：3.4km（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸堤防の補強・補修：0.9km（H35）
- ◆（再掲）漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）
- ◆（再掲）河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27 施設（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸の水門等の耐震化：20 基（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸の水門等の耐震化：18 基（H35）
- ◆（再掲）水産庁所管海岸の水門等の耐震化：32 基（H35）
- ◆（再掲）河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：3 施設（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：12 施設（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：5 施設（H35）
- ◆（再掲）水産庁所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：10 施設（H35）

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害対策等の推進)

- 広域的に同時多発する土砂災害等に対しては、ハード対策として土石流対策施設、急傾

斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と市町村が行う警戒避難体制の確立を促進する。

○想定している規模以上の大規模な土砂災害（深層崩壊）等に対しては、ハード対策では限界があるため、ソフト対策による各種施策についても検討する。

○亜炭鉱対策についても促進する。

（ため池の耐震化等の推進）

○大規模地震により決壊した場合、下流の人家等に影響を及ぼすおそれのあるため池について耐震診断、耐震改修を推進するとともにハザードマップを作成するなど、ソフト対策も充実する。

（森林・農地等の保全機能の低下への対応）

○山村の地域活動の停滞に伴う、森林や農地等の国土保全機能の低下を防ぐため、基幹的水利施設の耐震化や保安林の維持・造成に必要な治山施設、農業用施設等の整備を進める。森林の整備に当たっては、周辺道路の適切な維持管理とともに、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。

（重要業績指標）

◆治山施設の整備：108 箇所（H27～35）

◆大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化：2 地区（国・機構営）（H26）
→ 3 地区（国・機構営）（H35）、48.9km（県営）（H35）

◆周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数：55 千集落（H25） → 58 千集落（H30）

◆農業用ため池の耐震化等の整備：31 箇所（H26） → 118 箇所（H35）

◆農業用ため池のハザードマップの作成：598 箇所（H26） → 681 箇所（H35）

◆土石流対策施設等の整備：59 箇所（H35）

◆急傾斜地崩壊防止施設の整備：53 箇所（H35）

◆地すべり防止施設の整備：1 箇所（H35）

◆土砂災害防止法に基づく基礎調査：9,400 箇所（H32）

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（効果的な教育・啓発の実施）

○住宅の耐震化、家具等の転倒防止等を含め、早期避難に繋がる効果的な教育・啓発や、ハザードマップの作成・周知などによる津波避難に関する教育・啓発等の取組の促進を図る。

(情報伝達手段の多様化の推進)

○市町村における J アラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者に対する情報提供や多言語情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。外国人を含む旅行者への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達の手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する。

(情報収集手段の多様化等とプラットフォーム等の共通化の推進)

○ITS 推進による ETC2.0 プローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計の設置・活用等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や、プラットフォームの共通化を図る。

(情報の効果的な利活用に向けた人員・体制の整備)

○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、特に情報収集・提供の主要な主体である自治体の人員・体制を強化する。

(情報伝達手段・体制の確保)

○防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る。

(発災後の交通渋滞への対応の検討)

○信号機電源付加装置の整備等を推進するとともに、交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの見直し等を行う。

(重要業績指標)

- ◆家具の固定率：56% (H25) → 65% (H35)
- ◆市町村の研修参加率：85% (H26) → 95% (H30)
- ◆(再掲) 訓練の実施：4 回程度／年 (H35)
- ◆同報系防災行政無線の他に、住民への伝達手段を複数整備する市町村：該当市町村全て (27 市町村) (H35)
- ◆市町村職員等への研修の実施：1 回以上／年 (H35)
- ◆外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知数：54 市町村 (H30)
- ◆(再掲) 教職員の初任者に対する防災に関する校内研修：32.6% (H25) → 90% (H35)
- ◆(再掲) 各特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進するための指導・支援実施校数：15 校程度／年 (H26～H35)
- ◆(再掲) 各教職員の防災意識の向上を図るため、教職員研修の中に体系的に導入された防

災研修実施回数：特別支援学校 各校1回以上／年（H26～H35）

- ◆（再掲）防災教育指導者の養成：600人／年（H26～H35）
- ◆（再掲）高校生防災リーダーの育成：60人／年（H26～H35）
- ◆停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数：145台（H26） → 304台（H32）

（2）大規模地震災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2—1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（輸送ルートの確保対策の実施）

○物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの着実な整備、輸送基盤の地震、津波対策を着実に進めるとともに、ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域などの甚大な被害の恐れのある地域や、中山間地域その他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の整備や離島航路の確保や発着岸壁の耐震強化を図る。

（迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備）

○道路や海上の迅速な輸送経路啓開に向けては、関係機関の連携等による装備資機材の充実や、ETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等による道路交通情報の把握、関連する情報の収集、共有、提供方法などについて、実効性を検証し、必要な体制整備を図る。

（水道施設の老朽化対策等の推進）

○水道施設等は、老朽化対策と合わせ耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討や、応急給水計画の策定等を推進する。

（応急用食料等の調達に向けた企業連携型BCPの取組の促進）

○南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合を想定し、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達のための民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業BCP等の取組を促進、改善する。

（備蓄機能等の強化）

○被害予測調査の結果等を踏まえ、地域における食料・生活物資等の備蓄・供給源となる民間物流施設等の災害対応力の強化、促進を図る。また、物資供給までに時間がかかる

ことが想定されるため、各家庭、企業、避難所等における備蓄の確保を促進するとともに、地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る。

(燃料等の仮貯蔵)

○臨海部に多く立地する燃料仮貯蔵施設の関連企業のBCP等の策定の促進を図る。また、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインについて、関係機関への十分な周知・情報提供を図る。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

○産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。

(重要業績指標)

- ◆県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所：3箇所 (H33)
- ◆必要水量を確保するための実効性のある計画の策定率：57% (H27) → 100% (H29)
- ◆災害救助用食料の充足率：県の需要量に対し100% (H35)
- ◆広域的支援物資輸送訓練実施箇所率：100% (H35)
- ◆多様な物流事業者からなる協議会等の設置・開催：毎年度開催 (H35)
- ◆物流事業者団体との災害時支援協定締結の充実（愛知県トラック協会）：所要の見直し (H29)
- ◆物流事業者団体との災害時支援協定締結の充実（東海倉庫協会）：所要の見直し (H29)
- ◆（再掲）国補助制度（消防防災施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率）：100% (H35)
- ◆災害救助用備蓄物資と合わせ、県が拠出するべき物資の調達先の確保（充足）率：災害救助用物資の備蓄と合わせ県の需要量の100%充足 (H35)
- ◆計画の届出率：100% (H35)
- ◆応急用食料の充足率：100% (H24) → 100%を維持（毎年度）
- ◆海拔ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km (H26) → 26.4km (H31)
- ◆基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km (H32)
- ◆都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km (H32)
- ◆緊急輸送道路等の整備延長：約108km (H35)
- ◆落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)

◆港湾 BCP の推進：3 港（H35）

◆航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合：0%（H24） → 100%（H28）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進）

○災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、震災対策を検討推進する。特にゼロメートル地帯等甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域等では、道路網の充実に努める。また、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る。

（山間地等における避難路等の確保の促進）

○山間地等において、民間等が管理する道についても活用を図る等、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

（孤立集落等の救出計画の策定等）

○孤立集落発生時の効率的な活動体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の高度化等とともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する。

（離島における船舶発着岸壁の耐震強化促進等）

○離島において、海上輸送・連絡が可能となるよう船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、民間及び関係機関が所有する海上輸送設備の活用について検討を進める。

（重要業績指標）

◆ヘリスポットの整備が必要な孤立可能性集落の把握：2 回程度（H35）

◆孤立集落に関する現況調査の実施：2 回程度（H35）

◆孤立可能性集落への衛星携帯電話等の配備を行う市町村数：100%（15 市町村）（H35）

◆孤立可能性集落を有する市町村における伝達項目リストの作成率：100%（15 市町村）（H35）

◆避難路に利用できる林道の整備：25.6km（H27～H35）

◆基幹林道の整備：25.6km（H35）

◆旧三河山間 14 町村道路改良延長：約 11km（H32）

◆（再掲）緊急輸送道路等の整備延長：約 108km（H35）

◆（再掲）落石等危険箇所対策：140 箇所（H35）

◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋（H35）

◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3 橋（H35）

◆（再掲）三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1 施設（H35）、大型荷役機械：1 基（H35）

◆（再掲）港湾 BCP の推進：3 港（H35）

（災害対応の体制・資機材強化）

○自衛隊、警察、消防、海保等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。さらに、中部圏において基幹となる広域防災拠点の整備検討を進める。

（関係機関の情報の共有化と合同訓練の実施）

○ゼロメートル地帯等の地域特性や様々な災害現場に対応できるよう、関係機関が合同訓練等を実施し、体制や資機材、運営要領等の必要な事項について標準化を推進することで災害対応業務の実効性を高める。

（地域の活動拠点施設の耐災害性の強化）

○消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

（消防団員の確保）

○地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

（自治体等の活動の支援）

○広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動を支援する。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進）

○災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策を着実に進める。

（離島における救助・救急活動の検討等）

○離島における救助・救急活動が確実に実施されるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、移動手段の確保等、離島の救助・救急活動について検討を進める。

（重要業績指標）

- ◆（再掲） 県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所：3箇所（H33）
- ◆自主防災組織による活動カバー率：95%（H25） → 100%（H35）

- ◆県内消防本部職員の外傷・災害対応講習の受講：100人／年（H35）
- ◆県内消防本部と防災関係機関との合同訓練の実施：不定期実施 → 1回／年（H35）
- ◆消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合：28%（H26） → 100%（H35）
- ◆消防団啓発普及活動の実施：1回／年（H26～H35）
- ◆「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定：23市町村（H27）
→ 全市町村（H35）
- ◆消防団協力事業所制度の実施：20市町村（H26） → 全市町村（H35）
- ◆広域避難場所等となる県営都市公園（7公園）の供用面積の拡大：93ha（H35）
- ◆（再掲）基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km（H32）
- ◆（再掲）都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km（H32）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の整備延長：約108km（H35）
- ◆（再掲）落石等危険箇所対策 140箇所：（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）
- ◆警察施設の耐震化率：64.4%（H26） → 100%（H28）

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（需要を想定した備蓄量の検討）

- 災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギー需要を想定した備蓄量の検討及び関係自治体間や民間団体等との連携体制を構築する。

（自立・分散型エネルギー供給の促進）

- 災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めるとともに、医療施設や福祉施設等において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギーの導入支援等による方策について検討する。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進）

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策を着実に進める。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

(重要業績指標)

- ◆ 処置拡大救急救命士の養成 584人 (H26) → 900人 (H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長 約13km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長 約49km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長 約108km (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策 140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化 : 3橋 (H35)

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 帰宅困難者対策については、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する。また、一時滞在施設について、帰宅困難者の受入態勢の確保に向け、自治体と関連事業者の連携強化を図る他、混乱の発生を避けるため、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。
- 災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備する。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として、交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。

(民間プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等)

- 災害時に自動車同乗者に、適切な情報を提示するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報を活用した渋滞状況を把握するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 地方行政機関等(警察等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。

(代替輸送手段の確保等)

- 大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援として、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と方策を検討する。

(公共交通事業者等との連携強化)

- 海上輸送機能が停止した場合、離島に帰宅する住民、離島へ滞在中の観光客等が長期の

帰宅困難者になることから、公共交通事業者等と連携しながら受入態勢の確保を図る。

(重要業績指標)

◆関係機関との帰宅困難者対策に係る意見交換：年1回（H26～H35）

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時における医療機能の確保)

○災害時医療救護活動に関する協定締結を継続して推進するとともに、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。

(災害拠点病院の耐震化の促進)

○災害拠点病院は、大規模地震の際災害時医療の中核としての機能を提供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に促進する。

(災害拠点病院の防災・減災機能の強化)

○災害拠点病院や救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。さらに、浸水域にある災害拠点病院や第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

○大規模地震発災時には、救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策等を着実に推進するとともに、被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する。

(救急搬送の遅延の解消)

○自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避することにより、救急搬送の遅延を解消する。また、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。さらに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。

(医師の確保)

○離島等、現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあっては、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解

消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方を検討しておく。

(災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

○各市町村における災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

(重要業績指標)

- ◆災害時の心のケア活動に関する研修会の受講者数：50人/年（H26～H35）
- ◆医薬品搬送等訓練の実施：1回/年（H26～H35）
- ◆医薬品、医療機器及び衛生材料のランニング備蓄の委託団体数：2団体（H26） → 2団体を維持（毎年度）
- ◆医薬品等の供給に関する協定を締結する団体数：5団体/年（H26） → 5団体を維持（毎年度）
- ◆災害時医療救護活動に関する協定を締結する団体数：1団体/年（H26） → 1団体を維持（毎年度）
- ◆（再掲）愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km（H35）
- ◆（再掲）基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km（H32）
- ◆（再掲）都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km（H32）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の整備延長：約108km（H35）
- ◆（再掲）落石等危険箇所対策：140箇所（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）
- ◆（再掲）三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設（H35）、大型荷役機械：1基（H35）

2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

○消毒や害虫駆除等及び、被災者の生活空間から病原菌の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく。また、平時からの予防接種の促進等を図る。

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定)

○下水道施設の耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、下水道BCPの策定を促進する。

（医療活動を支える取組の推進）

○医療活動を支える取組を着実に推進する。

（重要業績指標）

- ◆予防接種法に基づく予防接種市町村が実施する麻しん・風しんワクチンの接種率：約 95%（H25） → 95%以上（毎年度）
- ◆水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53 施設（H35）
- ◆重要管きよの流下機能確保のための管きよ施設の耐震化：0.9km（H35）
- ◆非常用自家発電設備の整備：10 施設（H35）

（3）大規模地震災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

（治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化）

○治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る。

（公共の安全等の秩序維持体制の整備）

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、本県として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定め、派遣要領に基づく派遣体制の確立を図る。
- 警察と防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を図る。

（警察署等の耐震化の推進）

○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を推進する。

（重要業績指標）

- ◆（再掲）警察施設の耐震化率：64.4%（H26） → 100%（H28）
- ◆非常用電源の整備率：26.6%（H26） → 42.2%（H30）

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

（緊急交通路の確保）

○停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。

（信号機電源付加装置の整備）

○停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を着実に進める。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。

（重要業績指標）

- ◆（再掲）停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数：
145 台（H26） → 304 台（H32）

3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

（基幹的広域防災拠点の整備等）

○首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れながら、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港など中部圏において基幹となる広域防災拠点の整備検討を進める。

（重要業績指標）

- ◆（再掲）県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所 3 箇所（H33）

3-4 名古屋市三の丸地区などの地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（地方行政機関等の機能維持）

○地方行政機関等の施設は、災害対応の機能強化を図るとともに、国・地方行政機関等の連携、情報通信ネットワークの冗長化等を図る。また、防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の補強・育成、物資等の備蓄、職員の参集状況や家族の安否確認、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。

（自治体の業務継続計画の作成及び見直し）

○業務継続計画の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。

（官庁施設等の耐震化の推進）

○被災時に災害拠点等として位置付けられている官庁施設等は、その防災上の機能や用途に応じ想定される地震及び津波に対する耐震化、耐浪化等を着実に推進する。

(防災拠点等の耐震化の推進)

○防災拠点となる公共施設等については、耐震化を引き続き実施する。

(業務バックアップ拠点等の耐震化)

○被災した庁舎代替となる施設の耐震化、耐浪化を推進する。

(防災拠点等の電力確保)

○電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、避難住民の生活等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(地方行政機関の施設以外の災害対応力の強化)

○地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化を着実に推進する。また、職員への研修等により、災害対応能力の向上を図る。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

○公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、専門的技術者の確保を図りながら耐震対策を推進する。

(重要業績指標)

- ◆（再掲）災害時の心のケア活動に関する研修会の受講者数：50人/年（H26～H35）
- ◆業務継続計画の策定：県及び18市町村（H26） → 県及び県内すべての市町村（H35）
- ◆職員への研修回数：年1回（H26） → 年1回（H35）
- ◆防災部門研修の実施：2回程度（H35）
- ◆総合防災訓練の実施：1回/年（H35）
- ◆シェイクアウト訓練の実施：1回/年（H35）
- ◆地域住民や自主防災組織等の参加による地震想定での防災訓練を毎年度実施する市町村：全市町村（H35）
- ◆PFI手法による環境調査センターの建替えの実施：建替え完了（H31）
- ◆再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、再生可能エネルギー発電設備を導入する公共施設数：47施設（H28）
- ◆（再掲）愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km（H35）
- ◆（再掲）落石等危険箇所対策：140箇所（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）
- ◆学校の耐震化：97%（H25） → 早期完了（H35）

(4) 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

○災害情報システムや通信手段が、一部の地域もしくは県全体に渡って途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る。また、対応策を推進する。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに愛知県庁BCPの見直しを図る。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

○電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティを確保し、施設等の防災・震災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、評価認証基盤整備や道路の無電柱化、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、再生可能エネルギー発電設備を導入する公共施設数：47施設 (H28)
- ◆ (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(放送設備等の防災対策)

○住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないように、放送設備の多重化等の対策を推進する。

(情報伝達手段・体制の確保)

○民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る。

（多様な情報提供手段の確保）

○テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の導入を推進するなど、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。また、甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を自治体自らが提供するため、臨時災害FM放送局の開局も検討する。

（民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等）

○民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図るとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。

（災害対応業務の標準化による情報通信）

○大規模地震発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

（５）大規模地震災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

５－１ サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

（個別企業BCP策定の促進）

○個別企業のBCPについては、企業規模等によって異なっており、BCPの策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。

（地域連携BCP策定の促進）

○大規模地震発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図る。

（物流事業者BCP策定の促進）

○物流事業者のBCPは、企業毎のBCP策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型BCPの策定を促進する。

(港湾BCP策定の促進)

○災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPの策定を促進する。

(道路ネットワークの整備、道路・港湾・空港施設の災害対策の推進)

○ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流施設・ルートへの耐災害性を高めるため、国道23号名豊道路、国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパス等及び幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、震災対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策等を着実に推進する。

(重要業績指標)

- ◆中小企業景況調査、ヒアリング調査、窓口相談：景況調査4回訪問ヒアリング 210 企業 (H26~H35)
- ◆中小企業のBCP策定率：5.3% (H25) → 12% (H35)
- ◆(再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
- ◆(再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km (H32)
- ◆(再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km (H32)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：約108km (H35)
- ◆(再掲) 落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆(再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆(再掲) 港湾BCPの推進 3港 (H35)

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

○燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定を促進し、訓練の実施等を通じて実効性を高めるとともに、体制の充実強化を図る。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

○燃料供給ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路等の輸送基盤の地震、津波対策等を着実に進め、サプライチェーンの保持を促進する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。

(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入)

○災害時の石油供給の拠点となる中核サービスステーションの整備を推進するとともにエネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション、第二の公共交通機関となるタクシー業界や家庭用等の燃料を確保するため、LP ガス充填所等の災害対応力を強化する。また、工場・事業所等において移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。

(石油コンビナート等防災訓練の実施)

○地震発生時における事業所等の応急予防措置や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位の整理とともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。

(重要業績指標)

- ◆石油コンビナート等防災訓練の実施：1回（H26～H31）
- ◆タンク情報の共有及び更新：年1回（H26～H35）
- ◆（再掲）基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km（H32）
- ◆（再掲）都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km（H32）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の整備延長：約108km（H35）
- ◆（再掲）落石等危険箇所対策：140箇所（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート等防災計画に見直し及び防災体制の強化)

○石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化や周知を図る。

(コンビナートに係る設備の耐震化等)

○南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、耐震基準に対し未改修の石油タンクなどコンビナートに係る設備については、その耐震化や護岸の強化等の地震・津波対策を着実に推進する。

(有害物質等の流出防止対策)

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を

及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。

(重要業績指標)

◆石油コンビナートに係る設備の耐震化等：89.25% (H25) → 100% (H28)

◆(再掲) 総合防災訓練の実施：1回/年 (H35)

5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通施設の防災対策の推進)

○災害時の代替性を確保するため、新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網の着実な整備を推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図る。また、西知多道路の推進や浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線中間駅へのアクセス性向上を検討する。道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。また、現在進められている鉄道施設の耐震対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策等を引き続き着実に推進する。

○大規模地震発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

○背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る。

(海上輸送拠点の耐震化等の促進)

○陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する。

(海上輸送機能の災害対応能力の強化)

○港湾のBCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を検討する。

(空港の災害対応機能等の強化)

○災害時に求められる必要な空港機能、輸送能力を確保する。

(幹線交通分断に伴うリスク想定促進)

○地震、津波等による交通施設の被害想定向上を図るとともに、幹線交通の分断が社会・経済に及ぼす影響に関する想定精度向上を図る。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

○災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・県民等への提供に向けた体制を構築する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所：3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：約108km (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾BCPの推進：3港 (H35)

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(金融機関における防災対策の推進)

○全ての主要な金融機関において、BCP策定が早期に確保されるよう対策を実施する。
また、BCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。

(重要業績指標)

- ◆ 被災中小企業向けの災害復旧資金貸付案内の発行部数：30,000部程度 (H35)

5-6 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

○広域にわたる大規模地震の発生時を想定した、全国的な食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等を促進する。

(食品関連の事業者等全体の連携強化)

○災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体間や民間企業等との連携・協力体制を強化する。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設の耐震、耐津波性の強化、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

(産業競争力を兼ね備えた物流インフラ網の構築)

○災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

○背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る。

(重要業績指標)

- ◆食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合：24% (H24) → 50% (H29)
- ◆排水機場の耐震化：19 箇所 (H26) → 79 箇所 (H35)
- ◆農道橋(延長 15m 以上)を対象とした点検・診断の実施割合：約 29% (H26) → 100% (H32)
- ◆(再掲) 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の促進：12 漁港 (農林水産部) (H35)
- ◆(再掲) 海拔ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km (H26) → 26.4km (H31)
- ◆漁港施設の耐震・耐津波強化対策：11 施設 (H35)
- ◆(再掲) 落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
- ◆(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)
- ◆(再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1 施設 (H35)、大型荷役機械：1 基 (H35)

- (6) 大規模地震災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

（電力供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、発・変電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。また、各機関における事業継続計画（BCP）の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平時も含め関係機関と電気事業者の間で連携体制を構築する。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進するとともに、市町村や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。”

（製油所の非常時出荷能力等の確保）

- 製油所の非常時出荷能力等を確保するため、ガソリン等の燃料について、備蓄、供給体制を整備するほか、通信・放送施設等の長時間停電等に備えるための燃料等を確保する。

（石油関連施設の防災対策の強化）

- 石油タンクの耐震改修を促進する。また、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震化等や護岸の強化等の地震・津波対策を推進する。
- 港湾機能を早期回復させるため、コンビナート港湾における関係者が連携したBCPを策定する。

（石油燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。

（自立・分散型エネルギーの導入の促進）

- 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源の多様化に対応し、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- 協定を締結するなどにより、災害時の石油燃料の確保や円滑な運搬給油体制を維持する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、再生可能エネルギー発電設備を導入する公共施設数：47 施設 (H28)

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の耐震化等の促進)

- 水道、工業用水道施設について耐震化計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化を促進等する。

(上水道等復旧の体制等の強化)

- 大規模地震発生時に速やかに復旧するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する。

(重要業績指標)

- ◆重要給水拠点へ至る配水管の耐震化率：20% (H27) → 100% (H42)
- ◆重要給水拠点へ至る配水池の耐震化率：68% (H27) → 100% (H42)
- ◆浄水場等の耐震化：6 箇所 (H35)
- ◆県営水道施設の整備：6 箇所 (H35)

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定)

- 下水道施設については、耐震診断が必要な施設の点検を実施することにより、耐震性の不足する施設を把握し、処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化、改築・更新の実施、非常時の電源確保等を推進していく。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道事業継続計画(下水道BCP)の策定の促進を図る。

(農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化等の推進)

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する。

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

(汚水処理施設等の防災対策の強化)

○施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(重要業績指標)

- ◆農業集落排水施設の機能診断の実施割合：4割（H26） → 10割（H32）
- ◆水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53施設（H35）
- ◆重要管きよの流下機能確保のための管きよ施設の耐震化：0.9km（H35）
- ◆非常用自家発電設備の整備：10施設（H35）

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道153号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道153号伊勢神改良などの推進や迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。

○大規模地震発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する。

○海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

○大規模地震発災後、ETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、事業継続計画（BCP）の策定など必要な体制整備を図る。また、代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進める。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所 3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 避難路に利用できる林道の整備 : 25.6km (H27~H35)
- ◆ (再掲) 基幹林道の整備 25.6km (H35)
- ◆ (再掲) 農道橋 (延長 15m 以上) を対象とした点検・診断の実施割合 : 約 29% (H26) → 100% (H32)
- ◆ (再掲) 海拔ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備 : 17.9km (H26) → 26.4km (H31)
- ◆ 国 (中部運輸局)、愛知県トラック協会、東海倉庫協会との連絡会議の開催 : 1回/年 (H35)
- ◆ (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長 : 11.8km (H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長 : 約 13km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長 : 約 49km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長 : 約 108km (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策 : 140 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 : 40 橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化 : 3 橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁 : 1 施設 (H35)、大型荷役機械 : 1 基 (H35)

6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(避難所の運営体制等の整備)

○被災者の避難生活を市町村が適正に支援できるよう、市町村における避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、全市町村において、地域実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、災害時要配慮者対策としての福祉避難所の指定の推進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。

(避難所の耐震化等の推進)

○避難所となる施設の構造体の耐震改修、学校施設の耐震化 (吊り天井等の非構造部材含む) や避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の表記 (防災関係機関への地点番号のデータ配布) を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。

(避難所における環境整備)

○避難所における環境整備や運営マニュアルの周知のほか、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図る。また、避難所等の円滑な運営に必要な各種の避難生活支援に向けた体制構築を図る。さらに、市町村においては、高齢者、障害者、妊産婦などを対象とした避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の策定、福

社避難所の指定を促進する。

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

○多数の避難者により収容可能な施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。

(重要業績指標)

- ◆市町村における避難所運営マニュアルの整備：全市町村（H35）
- ◆南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金の「災害時要配慮者対策事業」を活用する市町村：全市町村（H35）
- ◆（再掲）再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、再生可能エネルギー発電設備を導入する公共施設数：47施設（H28）
- ◆関係職員を対象とした運営訓練の実施：20人程度/年（H25～H35）
- ◆災害時における生活環境安全対策マニュアル項目の見直し：避難所における生活衛生の確保（H35）
- ◆（再掲）県立学校の建物（Bランク IS 値 0.3 以上 0.7 未満）の耐震化：531棟（H27） → 100%（H28）

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(救助活動能力の充実・強化)

○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。

(火災に強いまちづくり等の推進)

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。

(交通渋滞の把握・回避)

○停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する。

（農業用燃料タンクの燃料流出防止対策）

○農業用燃料タンクの燃料流出防止に向け、施設整備に係る支援制度の創設等の対策を推進する。

（消防団員の確保）

○地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

（重要業績指標）

- ◆（再掲）自主防災組織による活動カバー率：95%（H25） → 100%（H35）
- ◆（再掲）補助制度（消防防災施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率）：100%（H35）
- ◆（再掲）避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業：459ha（H35）
- ◆（再掲）地震時等に著しく危険な密集市街地の解消：104ha（H23） → 100%解消に近づける（H32）
- ◆（再掲）3公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地）の用地取得：1.4ha（H35）

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（港湾の災害対応力の強化）

○コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

（河川・海岸堤防の耐震化等の推進）

○津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化及び新設を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。

（河川・海岸の水閘門及び排水機場等の耐震化の推進）

○河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震補強を推進する。

（危険な物質を扱う施設における防災対策）

○危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。

（漂流物防止対策の推進）

○南海トラフ地震等による大規模津波により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。

（有害物質等の流出防止対策等の促進）

○火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

（港湾BCP策定の促進）

○災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPの策定を促進する

（物流施設・ルートの耐災害性の推進）

○災害時の港湾物流機能の確保策の検討、また、主要な橋梁の耐震化の推進等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取り組みを推進する。

（重要業績指標）

- ◆（再掲）東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）：約31%（H24） → 約66%（H28）
- ◆（再掲）農地海岸堤防の耐震化：9.7km（H26） → 12.1km（H35）
- ◆（再掲）県管理河川の堤防の耐震化：57.2km（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸堤防の耐震化：20.7km（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸堤防の補強・補修：5.0km（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸堤防の耐震化：2.9km（H35）
- ◆（再掲）水産庁所管海岸堤防の耐震化：3.4km（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸堤防の補強・補修：0.9km（H35）
- ◆（再掲）漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）
- ◆（再掲）河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27施設（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸の水門等の耐震化：20基（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸の水門等の耐震化：18基（H35）
- ◆（再掲）水産庁所管海岸の水門等の耐震化：32基（H35）
- ◆（再掲）三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設（H35）、大型荷役機械：1基（H35）
- ◆（再掲）港湾BCPの推進：3港（H35）
- ◆（再掲）航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合：0%（H24） → 100%（H28）

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(関係機関の連携)

○沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組など耐災害性の向上を図る。

(住宅・建築物等の耐震化の啓発)

○住宅・建築物等の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きい等の状況を踏まえ、その促進に向けた対策を推進する。

(災害情報の収集体制の強化)

○各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。

(交通渋滞の回避)

○迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める等により、交通渋滞を回避する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 住宅の耐震化率：85% (H23) → 95% (H32)
- ◆ (再掲) 耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302 棟 (H23) → 1/5 に削減 (H32)
- ◆ (再掲) 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数：145 台 (H26) → 304 台 (H32)

7-4 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の防災対策の推進)

○築造年代が古く、大規模地震により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震診断や耐震化、ハザードマップの整備など総合的な対策を実施する。

(排水機場等の防災対策)

○排水不良による浸水の長期化を防ぐため、機場建屋の耐震性・耐波性・耐水性を確保す

る。

○排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な維持管理を行う。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○自治体・地域住民・施設管理者等が連携し、排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所への把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を行う。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 農業用ため池の耐震化等の整備：31 箇所 (H26) → 118 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 農業用ため池の耐震診断の実施：603 箇所 (H26) → 681 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 農業用ため池のハザードマップの作成：598 箇所 (H26) → 681 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 排水機場の耐震化：19 箇所 (H26) → 79 箇所 (H35)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進めていく。

(石綿飛散防止対策)

○震災発生時の倒壊建屋等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底について指導を進めていく。

○地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進めていく。

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

○保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期に処分を完了するよう指導していく。また、県有施設の中には地震発生時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる。

(大規模災害時における環境測定機能の維持対策の推進)

○大規模災害時にも、環境面における県民の安全・安心を確保するため、環境測定設備等の整備を進める。

(重要業績指標)

- ◆特定化学物質等管理書の提出率：100% (H35)
- ◆解体工事現場立入検査：200件/年 (H25) → 200件/年 (H35)
- ◆愛知県内の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：79% (H25) → 100% (H34)
- ◆県有施設の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：82% (H25) → 100% (H29)
- ◆県有施設の安定器等・汚染物の処理の進捗率：100% (H33)
- ◆毒物劇物大量保管施設への立入検査件数：対象施設数の約半数/年 (H26～H35)

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。また、排水施設等の機能確保とともに、津波による塩害対策のため、除塩計画の策定等、事前対策や体制の整備を推進する。

(地域コミュニティ等と連携した森林整備等の推進)

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を講じた上で、県土に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。

(重要業績指標)

- ◆林内路網密度：23m/ha (H23) → 24m/ha (H27)
- ◆県有林・海上の森で森林整備・保全活動を実施している組織数：37組織 (H25) → 55組織 (H27)
- ◆市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合：74% (H25) → 78% (H30)
- ◆(再掲) 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数：55千集落 (H25) → 58千集落 (H30)
- ◆(再掲) 治山施設の整備：108箇所 (H27～H35)
- ◆(再掲) 間伐の実施により多面的機能を発揮させる森林面積 (H23からの累計)：13,226ha (H25) → 26,000ha (H27)

7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、状況に応じて国内外に発信すべき情報、情報発信経路に関するシミュレーションを行う。

- (8) 大規模地震災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定等)

- 東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する。
- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る。

(ごみ焼却施設の災害対応力の強化等)

- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。
- 処理施設がない離島については、本土側への移送が必要となることから、大量輸送手段を確保する。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、市町村の回収・処理計画の策定を促進する。

(重要業績指標)

- ◆県が拠出すべき死体袋の確保（充足）率：県の需要量に対し 100% (H35)
- ◆（再掲）愛知県内の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：79% (H25) → 100% (H34)
- ◆（再掲）県有施設の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：82% (H25) → 100% (H29)
- ◆（再掲）県有施設の安定器等・汚染物の処理の進捗率：100% (H33)

◆フロンガス回収・処理計画の策定：全市町村(H35)

◆本県被害予測調査等に基づく市町村災害廃棄物処理計画の策定率： 100%(H35)

8-2 人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（迅速な復旧・復興の担い手となる人材育成・確保と物資等の調達体制の整備）

- 復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組を行う。また、復旧・復興に必要となる資機材等を確保できるように調達・受入体制を整備する。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、人口減少地域においては、人口減少対策を推進する。

（地方行政機関等の機能低下の回避）

- 大規模地震災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。

（事前復旧・復興計画等の策定）

- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら体制の強化を図る。また、大規模地震が発生した場合の TEC-FORCE 等の派遣ニーズにも対応することができるよう、人員・資機材・装備の充実を図る。

（災害ボランティアの円滑な受入）

- 県内ボランティア団体等と連携を図りながら、訓練や人材育成を行う。また、地域ごとの災害ボランティア等を含めた各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- ボランティアによる支援が特定の地域に偏らないよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る。また、東海圏・中部圏・全国域でボランティアの受け入れに関する調整を行う必要があるため、隣県や国と連携体制の構築の協議を進める。

（円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保）

- 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。

（重要業績指標）

- ◆協議会及び訓練の実施：年1回(H26) → 1回以上/年(H35)
- ◆模擬訓練実施による訓練プログラムの策定(H27)
- ◆県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練の毎年度実施

◆応急仮設住宅模擬訓練の実施 1回以上/年 (H35)

◆ヘリテージマネージャーの養成：80名程度登録 (H26) → 100名程度 (H35)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。
また、ハザードマップ作成・訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、事例や研究成果、防災情報の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、教育機関等と連携を強化する。
- 要配慮者等への支援を含めた地域コミュニティの組織化を行う。
- 人口減少・少子高齢化により地域コミュニティが崩壊することがないように、人口減少地域においては、人口減少対策を推進する。

(地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避)

- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。

(警察施設の機能強化)

- 南海トラフ地震のような大規模地震発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図る。

(重要業績指標)

- ◆（再掲）自主防災組織による活動カバー率：95% (H25) → 100% (H35)
- ◆情報伝達訓練の実施：1回/年 (H26～H35)
- ◆会議・研修等の実施：会議1回/年、研修1回/年 (H26～H35)
- ◆（再掲）警察施設の耐震化率：64.4% (H26) → 100% (H28)
- ◆（再掲）非常用電源の整備率：26.6% (H26) → 42.2% (H30)

8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波・浸水被害の想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

○基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した耐震化等の対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○各種施設の管理者や公共交通等の事業者など、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策組み合わせた取組を推進する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所：3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾BCPの推進：3港 (H35)

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

○河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。

(地盤沈下対策の推進)

○工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制指導を行うとともに、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する。

(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する。

(津波による湛水の復旧の調整・検討)

○津波による湛水から速やかに復旧するため、長期湛水が想定される区域の湛水排除作業

の手順を検討する。また、放流先水域の管理者との事前の調整・検討および発災時の調整手段の整理を行う。

（地籍整備等の促進）

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要となるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を促進する。

（重要業績指標）

- ◆地籍整備の推進：全市町村（H35）
- ◆（再掲）農地海岸堤防の耐震化：9.7km(H26) → 12.1km（H35）
- ◆（再掲）排水機場の耐震化：19箇所（H26） → 79箇所（H35）
- ◆排水路の耐震化：39.3km（H35）
- ◆可搬式応急ポンプの更新：100台（H35）
- ◆水準測量調査等の実施及び調査結果の公表：1回／年（H26） → 1回／年（H35）
- ◆尾張地域の地下水揚水量：49万m³／日以下（H26） → 49万m³／日以下（H35）
- ◆（再掲）内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合：100%（H35）
- ◆（再掲）県管理河川の堤防の耐震化：57.2km（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸堤防の耐震化：20.7km（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸堤防の補強・補修：5.0km（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸堤防の耐震化：2.9km（H35）
- ◆（再掲）水産庁所管海岸堤防の耐震化：3.4km（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸堤防の補強・補修：0.9km（H35）
- ◆（再掲）漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）
- ◆（再掲）河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27施設（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸の水門等の耐震化：20基（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸の水門等の耐震化：18基（H35）
- ◆（再掲）水産庁所管海岸の水門等の耐震化：32基（H35）

8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）

○応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、市町村や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。

○仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給を図るため、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、産地・加工・供給の一貫した木材流通システムの構築を

推進する。また、緊急時に、仮設住宅資材としての県有林材の供給を検討する。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を促進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。

(重要業績指標)

- ◆県産木材の生産量：10.2万 m^3 (H25) → 12.0万 m^3 (H27)
- ◆被災建築物応急危険度判定士登録者：7,435人 (H25) →10,000人 (H35)
- ◆県内被災宅地危険度判定士：800人を維持
- ◆(再掲) 応急仮設住宅模擬訓練の実施：1回以上/年 (H35)

5. 1. 2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

15 の施策分野（11 の個別施策分野／4 の横断的分野）ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策）を以下に示す。これら 15 の推進方針は、8 つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

（1）個別施策分野

①行政機能/警察・消防等

【行政機能】

（業務継続計画等の見直し）

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模地震発生時においても、行政機能等を維持するために、業務継続計画や各種防災対策計画等については、その実効性を高めるための訓練や評価を実施するとともに、不断の見直しを図る。

（非常時優先業務の実施）

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模地震発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう、業務継続計画等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等について検討、推進する。

（災害対応力の強化）

- 応急対応に不可欠な基幹的な広域防災拠点について、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港などの整備を推進する。
- 復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱について検討する。
- 災害対応力を高めるため、必要な人材の育成について、国や関係行政機関、民間等の連携体制の構築を進めながら、平時より継続的に実施する。とりわけ絶対的な人員不足が懸念される自治体に対する支援を、非常時のみならず平時から継続的に実施し、県全体の体制強化を図る。

（国からの大幅な権限、税財源の移譲）

- 大都市地域がその役割を果たすため、広域行政機能を強化し、独自の施策を柔軟・迅速に展開することができるよう、国からの大幅な権限、税財源の移譲により、行財政面、立法面における大都市地域の自立性の一層の向上を図る。

【警察・消防等】

（救助活動拠点等の耐震化）

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、自衛隊施設、消防防災施設、公共・公用施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する。

（災害対応の装備資機材等の充実）

- 災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に推進する。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る。

（応援部隊の受援体制等の整備）

- 災害対応の業務標準化に関する検討を行い、自衛隊や警察、緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の国内外からの応援部隊等の受入れに必要な事前調整を行うなど、受援体制を整備すること等を推進する。

（地域における防災体制の強化）

- 警察・消防等の体制強化、職員の災害対応力向上を図るとともに、様々な災害や状況を想定し、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練の実施や災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等が可能となる訓練施設の整備を行う。
- 地域防災力の充実強化に向け、地域防災力の核となる消防団や水防団・自主防災組織等については、体制の強化、装備、訓練の充実、啓発活動の実施及び社会の変化に応じた柔軟な見直し等を進める。

（交通制御機能の強化）

- 自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブデータ等の多様な情報を活用し、発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用する。また、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、信号機電源付加装置については、中長期的な視点から、着実な整備を進める。

②住宅・都市

（住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物等の耐震改修、既存住宅のリフォームの促進等により、住宅・建築物等の一層の耐震化を促進する。また、医療施設や警察施設、学校施設等の防災拠点となる施設については、耐震化を推進・促進するとともに、つり天井、外装材、ブロック塀

等の住宅・建築物等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進・促進する。さらに、県民向けのわかりやすい広報、啓発を積極的に展開することにより、住宅・建築物等の建替えや改修を誘発する効果的な取組を推進する。

(火災に強いまちづくり等の推進)

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。

(大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進)

○大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の施設・構造物には脆弱性を有している可能性があることから、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に対し啓発を図る。また、地下街の防災対策のための計画に基づく取組を推進し、当該地域や施設の安全性を向上させる。

(水道施設の耐震化)

○水道施設の耐震化を着実に促進するとともに、県や県内市町村等の水道事業者などの連携による人材やノウハウの強化等を進める。

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定)

○大規模災害時に下水道を速やかに復旧するために、下水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、下水道BCPの策定を進める。

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○名古屋駅等の大規模ターミナル駅周辺においては、大量の帰宅困難者の発生も予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する。また、混乱の発生を避けるため、駅等に人を集中させない取組を実施する。さらに、円滑な避難・帰宅のための交通施設等の耐災害性の着実な向上を図る。

(関係機関による連絡調整)

○地震、津波からの円滑な避難、帰宅に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等の実施に向け、道路の防災、震災対策や無電柱化、沿道建物の耐震化等について、関係機関に等による連携強化に向けた事前調整を実施する。

(道路の防災、震災対策)

○ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港などの物流拠点を結ぶ、国道23号名豊道路、国道

41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパスをはじめとするネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の防災、震災対策を推進する。また、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備を推進する。

（迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進）

○大規模災害により人々の生活する市街地が甚大な被害を受けた場合に備え、迅速かつ円滑に復興計画の検討が進められるよう市町村と連携した取組を進めていく。また、住民の合意形成の重要性を鑑み、被災前から、地域住民と行政職員が協働して、あらかじめ被災後のまちづくりを考えるという「事前復興まりづくり」の取組を促進する。

③保健医療・福祉

（災害時における医療機能の確保）

- 広域のかつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等などの地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について、官民が連携して検討する。
- 医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要な緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する。さらに、浸水により医療機能が停止することがないように対策を講じる。

（医療施設等の耐震化）

○大規模地震における医療機能や避難所としての着実な機能の提供に向け、耐震化が未了な災害拠点病院等及び福祉施設について耐震化を促進する。また、災害拠点病院等が災害時に必要な医療を提供できるように、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する。

（医療施設等における燃料の確保）

○医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、再生可能エネルギーやガスコージェネレーション等の自立・分散型エネルギー整備への支援や自家発電施設の整備及び地下燃料タンクの耐震化や増強などによる防災・減災機能の強化を図る。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

（災害医療活動の確保）

○災害派遣医療チーム（DMAT）が活動拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路の防災、震災対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、情報通信の災害対応力の強化等を推進する。また、日本DMAT（災害派遣医療チーム）隊員については、養成研修受講の要望に対する受講枠を確保するほか、県内のみで活動できる都道府県DMAT隊員養成研修を継続的に実施する。

（災害時要配慮者に対する福祉支援ネットワーク等の構築）

○災害時において高齢者、障害者等要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。また、災害時に必要とされる地域コミュニティの強化と防災力の向上を図る。

（防疫と災害医療の円滑化の確保）

○災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する。

（災害時保健活動の確保）

○発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など中長期的な視点を持った、被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制整備を図る。

④エネルギー

（需給主体における対策及び輸配送ネットワークの強化）

○個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る。

（燃料供給バックアップ体制の充実強化）

○製油所の緊急入出荷の能力強化や連携強化を図るための、石油製品、石油ガスの備蓄量を確保に努めるとともに、燃料供給のバックアップ体制を強化する。また、訓練の実施等を通じて実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る。

(供給能力を維持する施設やシステムの強化)

○電気設備や製油所の供給能力維持のための施設やシステムの災害対応力強化を図る。

(燃料供給ルート確保に向けた体制整備)

○発災後の燃料供給ルートを確保するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。

(末端供給拠点の災害対応力強化と重要施設におけるエネルギーの確保)

○エネルギーの末端供給拠点の災害対応力を強化するとともに、避難所や医療施設等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

○被災後は燃料供給量に限界が生じることを前提に、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

(地域における自立・分散型エネルギーの導入促進)

○コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を目指す。また、農山漁村にあるバイオマス、水、土地等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

○サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

⑤情報通信

(情報通信機能の耐災害性の強化)

○災害や障害発生時等における業務の継続性を確保するため、防災情報システムのあり方を検討し情報通信機能の耐災害性を強化、高度化するなど、行政情報通信ネットワークの冗長化に取り組む。

(情報手段の多様性の確保)

- Jアラート（全国瞬時警報システム）の適切な運用を図ることで、職員への速やかな緊急情報の伝達による的確な初動対応を可能とするとともに、県民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。また、テレビ・ラジオ放送や携帯電話等の通信手段が中断した際にも、情報提供・通信が出来るように通信衛星等の代替手段の確保等を行う。
- 外国人を含む旅行者への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備するなど、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する。

(情報の集約化と提供体制の確立)

- 避難・誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立を図る。また、事前の情報の収集・提供の実施や衛星携帯電話等の通信機器の整備等を図る。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 情報通信の提供に必要となる電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を推進する。また、道路の無電柱化などの地域の防災対策を着実に推進するとともに、災害時の公共交通機関の運行状況等の情報提供が可能となる体制・機能の充実を図る。

(地震・津波観測体制の充実・強化等)

- 地震予知観測網の整備充実や調査・研究の推進、伊勢湾・三河湾における海底地震計の新設等により、地震・津波観測体制の充実・強化を図る。また、GPS波浪計で検知した津波の情報を住民等へ迅速に伝達する仕組みを検討する。

⑥産業・経済

(サプライチェーンの脆弱性の分析・評価)

- 複雑化するサプライチェーンの見える化に努め、特定の工場・事業所等への中核部素材の生産の集中といった実態を把握し、脆弱性の観点から分析・評価し、必要となる対策を検討する。

(企業BCP策定の促進)

- 個別企業のBCPの策定状況は企業規模等によって異なることから、引き続き策定を促進する。さらに、サプライチェーンを確保するために、企業BCPの策定に加え、企業連携型BCPの策定への取組を行うとともに、幅広く関係機関や関連他業種が連携できる体制を構築する。

(策定マニュアル等の作成の促進と普及)

- 各企業等におけるにおけるBCP／BCMの策定促進や実効性向上に向けて、ライフライン関係機関および民間事業者と災害時の協力体制の確立を図るとともに、業種・業態にあわせた企業BCP策定マニュアル等の作成を促進するとともに、その普及啓発を行う。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- BCP策定と合わせ、産業設備の耐震化や非常用電源設備の確保等を促進するとともに、サプライチェーンを支えるエネルギー供給、工業用水道、物流基盤、情報通信基盤等の災害対応力を強化する。
- リスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の移転・分散配置・設備投資等について検討・促進を図る。また、大企業と中小企業等が協調して、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する仕組みの構築を促進する。

(企業内の人材育成と人材の確保)

- 企業BCPの実効性を確保・定着させるため、継続的な教育・訓練による企業内の人材育成に努めるとともに、PDCAサイクルにより企業BCPの改善を図っていく。また、例えば復旧・復興を担う建設業等においては、技能労働者等の高齢化の進展等担い手不足等の課題を踏まえ、人材の確保・育成に向けた取組、環境づくりを進める。

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定を引き続き促進する。

⑦交通・物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

- 災害により分断、機能停止する可能性を前提に、広域的、狭域的な視点から新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網及び緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を着実に推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図ることで代替輸送ルートを確保する。また、西知多道路の推進や浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線中間駅へのアクセス性向上を検討する。また、輸送モード相互の連携・代替性の確保について、関係機関が連携して幅広い観点から更なる検討を進

める。

- 我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトである「リニア中央新幹線」に関しては、国、地方自治体、関連事業者等が連携・協力しつつ、整備を推進する。また、「リニア中央新幹線」関連の工事的特殊性を考慮し、工事の着工から開業に至るまでの各段階における防災対策を講じる。あわせて、新東名高速道路を初めとする高速道路・高規格幹線道路ネットワークの着実な整備を図ることとする。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道 153 号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道 153 号伊勢神改良などの推進や迂回路として活用できる道路等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 大規模地震発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る。

(輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備)

- 発災後の迅速な輸送経路啓開や鉄道の運行再開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や情報共有・提供など必要な体制整備を構築する。

(物流に係る各種BCPの策定)

- 交通・物流事業者等による企業ごとのBCPや企業連携型BCPの策定、訓練など、ソフト

対策の備えへの取組を促進する。また、港湾BCPの策定により、港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を検討する。

(物流施設・ルートの耐災害性の強化)

○海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、大規模な広域的防災拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する。

(港湾・空港における津波避難対策の強化)

○港湾・空港における津波避難対策の検討については、関係機関相互の情報共有を図り、対策を議論するための検討体制を構築する。また、避難路や避難場所の整備を進める。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

○産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集やバックアップ体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。

(迅速な道路啓開、復旧の体制整備)

○それぞれの交通基盤、輸送機関が早期に啓開、復旧、運行（運航）再開できるよう、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成や資機材の充実を促進し、災害対応力の強化を図る。

⑧農林水産

(災害時における食料確保対策の強化)

○とう精場の確保や家庭内備蓄を促進することで、食料確保対策を強化する。食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等についての取組を関係機関が連携して強化する。

(食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大)

○災害時において、被災直後に想定される応急食料等の必要供給量を踏まえたうえで、複数の調達先を確保するとともに、それ以降における食料等の生産・加工・流通を確保し、食料等の安定供給機能をシステムとして維持するため、脆弱性を評価し、農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工段階のBCP/BCM構築、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等による連携・協力体制の拡大及び定着等のソフト対策を実施することにより、一連のサプライチェーンの災害対応力を強化する。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設、漁港施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める。また、津波による塩害対策の

ため、除塩計画の策定等、事前対策や体制の整備を進める。

（農山漁村の防災機能の強化）

○農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減を考慮に入れた重要な保全対象施設の整備や漁港・漁村の防災機能の強化を推進するとともに、ため池のハザードマップ作成・周知、漁港・漁村の防災機能の強化、山地災害防止等、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して推進する。

（農地や森林等の保全管理と体制整備）

○地域コミュニティ等との連携を図りつつ、地域に根ざした植生の活用など、自然との共生の視点も含めた、農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等を適切に保全管理することを通じて、農地・森林等の荒廃を防ぎ、県土保全機能を適切に発揮させる。

（森林の有効活用）

○地域コミュニティ等と連携した森林の整備・保全活動を推進するとともに、木材の利用が森林の適正な整備に寄与し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に貢献することから、木材の積極的な利用を促進する。また、災害時において仮設住宅資材としての県有林材の供給を検討する。

（ため池の設計基準の見直し）

○ため池について、東日本大震災を踏まえ、想定される大規模地震に耐えうるよう耐震設計基準の見直しに早期に取り組む。

（農山漁村地域整備交付金等の事業の促進）

○再生可能エネルギーの導入による電力の地産地消の促進や地域活性化を図るため、農業用水を利用した小水力発電を導入する農山漁村地域整備交付金等の事業を促進する。

⑨県土保全

（総合的な県土保全対策の推進）

○南海トラフ地震をはじめとする大規模地震に備えるため、引続き土砂災害防止施設等の整備、河川・海岸堤防等の耐震化等、下水道施設の整備、機能強化、耐震化等の施設整備を促進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する。

（減災に資する対策の推進）

○防災・減災に資する施設の整備については、適正かつ計画的に取り組むとともに、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う。

（既存施設の管理・活用の推進）

- 海岸保全施設、河川管理施設、下水道施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する。

⑩環境

（災害廃棄物処理計画の策定等）

- 東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する。また、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、他県、市町村、業界団体等との広域連携を図る。

（浄化槽の災害対応の強化）

- 浄化槽の被災により、大規模な災害時に住民生活等に影響が出るおそれがあることから、その対応強化を図る。また、単独処理浄化槽については、より災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

（有害物質の漏えい対策等の強化）

- 有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の適正管理、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の適正処理等の対策を進めるとともに、環境調査センターの環境測定機能を強化する。

⑪土地利用

（安全な地域づくり）

- 南海トラフ地震等の発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性を考慮し、施設そのものに対する被害の防止と土地利用に対する規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えた検討と安全な地域づくりを行う。

（多極ネットワーク型のコンパクトシティの推進）

- 地域コミュニティの再構築や、食料やエネルギー等の自律分散ネットワークの整備に向けて、多極ネットワーク型のコンパクトシティの推進を検討する。

（地域機能等の維持・強化）

- 過疎化・高齢化等、集落におけるコミュニティ機能が低下している現状を踏まえ、地域機能や都市施設の維持・強化を検討する。

(地籍調査等の推進)

○被災前における緊急輸送路の整備などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進する。

(首都機能をバックアップできる国土構造の構築)

○東京への一極集中を是正し、国土強靱化に資するよう、三大都市地域が一体となって我が国の中核機能を適切に分担、バックアップできる国土構造の構築に取り組む。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(愛知県の強靱化に関する教育・啓発等)

- 全ての県民が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動することができるよう、県や市町村、県民や民間事業者などが愛知県の強靱化に関する教育、訓練、啓発等、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出し、リスクに強靱な経済社会を築き、被害を減少させる。

(地域の災害対応力の向上)

- 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させるために必要な取組を推進する。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により促進する。

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設を整備する。また、東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する。

(リスクコミュニケーションの分野横断的な取組)

- 学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加して、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することや、愛知県の強靱化に対する意識を高めるためのコンテンツの開発やリスク情報のデータベース化等の情報の統合化を促進する。これらにより、住民・民間事業者を対象として、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する。

(民間投資を促す企業等への普及啓発)

- 住宅・建築物等の耐震化、備蓄など愛知県の強靱化に貢献する商品やサービス等が企業、県民にわかるよう、必要な普及啓発のための施策を推進することで、愛知県の強靱化に対する関心の向上と各分野への民間投資を促す。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 広範囲にわたる住宅の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具等の転倒防止等に繋がる効果的な教育・啓発等の取組の促進を図る。

(助け合いの精神を育む防災教育)

○家族、社会、仕事、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育を実践するための方策を検討する。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、大学生には救助する側ととらえた訓練を実施する。

(非被災地への情報発信)

○非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する。

(避難行動要支援者への対応)

○避難行動要支援者を始めとする要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所、仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保等について対応する。

(災害対応業務の標準化等)

○大規模地震発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

②老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

○限られた財源の中で膨大な県有施設の老朽化に対応するため、愛知県公共施設等総合管理計画（平成 27 年 3 月策定（予定））とそれに基づく個別施設計画の策定により、計画的で効率的な維持管理・更新等を推進する。

(維持管理の体制整備)

○施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、というメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る。

③研究開発

（強靱化に関する研究開発の促進）

- 国土強靱化に関する研究開発による科学技術のイノベーションを促進するため、教育・研究機関、民間事業者において優れた人材を育成するとともに、研究開発に対するインセンティブを導入し、研究開発の体制づくりの促進と成果の普及を図る。

（技術開発成果の転用と活用）

- 愛知県の強靱化以外の分野を含む基礎技術から応用技術に至る幅広い分野の技術開発成果の転用、活用について検討するとともに、長期的な視点に立って効率的、効果的な技術開発を進める。

（地震防災対策等に関する研究調査）

- 大学等の研究組織と連携しながら地震防災対策に関する調査・研究を行い、県内の民間企業、住民等に広く情報発信、教育・啓発するとともに、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る。

（地域のシンクタンク機能の充実、継続的な議論の場の充実）

- 地域におけるシンクタンク機能や防災教育の拠点を充実させるとともに、愛知県の強靱化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備する。

④産学官民・広域連携

（大規模災害時の広域連携）

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議などの場を活用し、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。

（産学官民の連携）

- 大学等の研究組織と連携しながら地震防災対策に関する調査・研究を行い、県内の民間企業、住民等に広く情報発信、教育・啓発する。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る。

（広域防災拠点の整備等）

- 広域防災拠点の整備については、大規模災害時に国内外からの緊急支援物資・支援人員の受入れ、配分等の機能を担う中部圏の基幹的広域防災拠点として、名古屋市三の丸地区、県営名古屋空港、名古屋港等の整備を促進するほか、首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れ、検討を進める。

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

○名古屋市近隣市町村防災担当課長会議、海部地域防災行政研究会、知多地域防災減災研究会、西三河防災減災連携研究会、東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。

5. 2 愛知県の強靱化のために優先的に取り組む施策

愛知県の強靱化のために優先的に取り組む個別具体的施策について、「あいちビジョン2020」に位置付けた重要施策や「第3次あいち地震対策アクションプラン」に盛り込んだ事業等を掲載した。また、本計画の策定に参画いただいた関係団体（「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」の各構成員）の取組や国のモデル調査において共同で調査を実施している名古屋市の取組、「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」（平成27年1月）に位置付けられる施策などについても掲載した。なお、個別具体的施策は複数のリスクシナリオに関係することが多いことから、ここでは、重複排除や実効性の観点から、施策分野ごとに整理した。

<個別具体的施策として掲載したもの>

- ・「あいちビジョン2020」において位置づけた重要施策
- ・第3次あいち地震対策アクションプランの各アクション項目に基づく施策
- ・その他関係団体（「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」の各構成員）の取組で本計画に位置付けられる施策
- ・国のモデル調査において共同で調査を実施している名古屋市の施策
- ・「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」（平成27年1月）に位置付けられる施策

ほか

個別具体的施策の実施に当たっては、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果をできるだけ早期に高めていくため、前節（3. 3）に述べた「愛知県の強靱化を進める上での留意事項」に留意するとともに、具体的な実施箇所の詳細な検討を行い、効率的に取り組むこととする。また、本節に記載していないあらゆる施策においても、少しでも愛知県の強靱化に寄与するよう、それぞれ創意工夫しながら取り組むこととする。

なお、強靱化のために取り組む施策は、中長期的に多様な主体が相互に連携して推進していく必要があり、今後も継続的に検討を行い、個別具体的施策を充実させていく。

個別具体的施策一覧

注) 個別具体施策一覧に記載の取組は精査中のものであり修正される場合がある。

- 【 】に記載した記号は、それぞれの個別具体的施策が対応するリスクシナリオ（記号）を示している。なお、リスクシナリオ全般に対応する個別具体的施策については、【全般】と記載している。
- 第3次あいち地震対策アクションプランにおいて重点的に取組むこととしている69の施策については、「★」を付している。
- 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の豊橋市・田原市・南知多町の取組については、各施策の語末に[特別強化地域]を記している。

(1) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等

- 市町村地震防災対策事業の促進★【1-1】
 - ・市町村が行う浸水・津波対策への補助
- 学生への消防団加入促進活動の実施★【1-1】【2-3】【7-1】
- 実践的な防災訓練の実施【1-1】【1-3】【1-6】
 - ・実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練
- 耐震性貯水槽始め市町村消防水利の確保の支援【1-1】【7-1】
- 県有施設の耐震化の推進【1-2】
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進【1-2】【2-3】【3-1】【3-4】
- 市町村浸水・津波避難計画の策定の促進★【1-3】
- 緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施【1-3】【1-4】【1-6】
- 無線中継所の非常用電源設備の強化【1-6】【2-2】【4-1】
- 職員の家庭における地震対策の促進【1-6】【3-4】
- 地方機関の非常用電源設備の確保【1-6】【3-4】【4-1】
- 初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保★【2-1】
- 食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備★【2-1】
- 市町村の食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備の促進★【2-1】
- 防災活動拠点の見直し、確保★【2-1】【3-4】

- 孤立集落等におけるヘリスポットの確保【2-2】
- 救出救助資機材等の整備の推進【2-3】
- 緊急消防援助隊の受援体制の強化【2-3】
- 職員の地域防災活動状況の調査【2-3】
- 地域ぐるみの消防団支援の促進★【2-3】
- 消防団の施設・設備の充実★【2-3】【7-1】
 - ・市町村が行う消防団の施設・設備の整備への補助
- 市町村が行う緊急消防援助隊設備整備費補助金による装備資機材等の整備に対する支援【2-3】【7-1】
- 市町村が行う消防防災施設整備費補助金による消防施設等の整備に対する支援【2-3】【7-1】
- 消防団と地域コミュニティ等の連携の促進★【2-3】
 - ・市町村における「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定支援
- 消防団員の参集状況を把握するシステムの構築【2-3】
- 救助活動を行う県内消防本部職員の災害対応力の強化【2-3】
 - ・災害対応講習の実施等
- 消防学校の機能の拡充【2-3】
 - ・消防学校の教育機能の拡充強化
- 消防職員・消防団員の教育内容の充実強化★【2-3】
- 少年消防クラブ員の育成★【2-3】
- 被災者等に対する警察安全相談等の受理体制の整備【2-3】
- 行方不明者相談体制の整備【2-3】
- 安全かつ円滑な航空消防防災活動の推進【2-3】【5-4】
- 帰宅困難者への対応の充実【2-5】
- 災害へ対応する各種システムの整備の推進【3-1】
 - ・災害警備システム等の更新
 - ・警察官に対する通信指令システムの整備
- 被災地域における地域安全活動の推進【3-1】
 - ・地域安全情報の手段、配信先等の検討・見直し
 - ・地域安全活動の効果的な支援の検討・見直し
- 警察施設の非常用電源設備の確保【3-1】
- 警察施設の耐震化【3-1】
- 警察職員の精神的ケア対策の推進【3-1】
- 非常用食糧等の備蓄の推進【3-1】

- ・警察職員及び被留置者の非常用食糧及び飲料水の計画的な備蓄
- 県警察災害警備訓練の実施【3-1】
- 警察災害派遣隊の受援体制の整備【3-1】
 - ・警察災害派遣隊の受援運用計画策定、受援に係る図上訓練等
- 県警察地震警備計画の見直し【3-1】
- 県有施設の非構造部材等の耐震対策の推進【3-4】
- PFI手法による環境調査センターの建替え【3-4】
- 県有施設の家具固定等の推進【3-4】
- 愛知県庁BCPの見直し【3-4】
 - ・PDCAサイクルの継続的な取組
- 災害応急体制の見直し★【3-4】
 - ・災害対策本部等要員の登録制度等の見直し
 - ・災害応急対策に従事する人的資源の配置等の運用体制の再整備
- 発災時の庁内の人的・物的資源の最適な配置等を定めたマニュアルの見直し【3-4】
- 各施設の被災状況の把握の仕組みの見直し【3-4】
- 外部委託業務の継続性の確保【3-4】
- 広域防災拠点の整備の促進★【3-4】
 - ・中部圏の基幹的広域防災拠点の整備を促進
- 広域的な応援体制の充実【3-4】
- 発災時の職員のメンタルケアの体制の確保【3-4】
- 参集時の物資・資材の確保【3-4】
- 防災部門機能の充実・強化★【3-4】
 - ・専門職員の人員確保等
- 市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施【3-4】
- 県庁の新規採用職員の防災意識の向上【3-4】
- 県職員への防災人材育成プログラムの実施【3-4】
 - ・防災人材育成プログラムの体系化
 - ・新任次長級・課長級研修に専門家による防災講話を導入
 - ・専門家による防災に関する研修の実施
 - ・新規採用職員の防災・減災カレッジの受講
- 市町村幹部職員危機管理研修会の開催【3-4】[県、市町村]
- 県の防災部門職員に対する防災専門研修・派遣研修の実施【3-4】
- 愛知県庁BCPに関する職員研修の充実【3-4】

- 市町村 BCP の策定の支援【3-4】
 - ・市町村の業務継続計画策定に関する担当職員向けの研修や個別相談
 - ・市町村 BCP 策定の説明会の開催
- 本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上【3-4】【4-1】
- 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保【3-4】【4-1】【6-1】
- 職員の安否・参集状況及び家族の安否を把握する仕組みの見直し【3-4】【6-1】
- 復興体制の整備及び復興方針、復興ビジョンの策定★【3-4】【8-2】
- 地震の発生を前提とした通信設備の運用【4-1】
 - ・防災訓練等による通信機器や非常用電源の使用方法の習熟
- 県庁等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し【5-2】【6-1】
- 防災航空隊の充実強化【5-4】
- 生活相談対応の充実【6-5】
- 災害時要配慮者の避難生活の支援★【6-5】
 - ・市町村が実施する避難所等に必要な災害時要配慮者生活支援資機材の整備への支援
- 避難行動要支援者の支援体制の整備の促進★【6-5】
 - ・市町村における避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の策定、福祉避難所の設置の促進
- 市町村避難所の円滑な運営等に関する助言の実施★【6-5】
- 事前復興まちづくりの取組の促進【8-2】
 - ・地域住民と市町村との共同による模擬訓練の実施
 - ・「事前復興の取組に関するガイドライン（案）」の内容の充実、周知
- 東海地震に係る地震防災応急計画及び南海トラフ地震防災対策計画の作成の促進【8-2】
- 震災後復旧マニュアルの見直し★【8-2】
- 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の推進【8-3】
- 地震防災対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画の見直し【3-4】【全般】
- アクションプランの普及・啓発を通じた各主体の取組の促進★【全般】
- 愛知県地域継続マネジメントの推進体制の構築★【全般】
- 愛知県地震防災推進条例の見直し【全般】
- アクションプランのフォローアップ【全般】
- 愛知県地震対策有識者懇談会の開催【全般】

など

（その他関係団体の取組）

- 災害応急体制の見直し【3-4】〔（一社）中部経済連合会〕
- 助け合いの仕組みづくりの推進【1-2】【1-3】【1-6】〔名古屋市〕
- 海拔表示の推進【1-3】〔名古屋市〕
- なごや市民総ぐるみ防災訓練の実施【1-3】【1-6】〔名古屋市〕
- 災害時外国人支援ボランティア研修の実施【1-6】〔名古屋市〕
- 災害時の外国人支援体制の充実【1-6】〔名古屋市〕
- 名古屋市震災避難行動ガイドラインの策定・支援【1-6】〔名古屋市〕
- 職員の各種防災研修の実施【1-6】〔名古屋市〕
- 震度計の更新【1-6】〔名古屋市〕
- 災害対策支援情報ネットワークシステムの運用【1-6】〔名古屋市〕
- 災害情報等の収集・伝達方法の検証【1-6】〔名古屋市〕
- 総合防災情報システムの充実【1-6】〔名古屋市〕
- 職員向け被災地派遣職員報告会の開催【1-6】〔名古屋市〕
- 職員の各種防災訓練の実施【1-6】【2-2】〔名古屋市〕
- 防災活動拠点等の機能確保策の検討【1-6】【2-2】【3-4】〔名古屋市〕
- 災害時の情報伝達の充実【1-6】【3-4】〔名古屋市〕
- 情報サービス事業者を活用した情報収集・伝達手段の拡充【1-6】【4-2】〔名古屋市〕
- 災害救助用物資の備蓄【2-1】【6-5】〔名古屋市〕
- 消防署等の整備【2-2】〔名古屋市〕
- 消防車両・資機材等の充実【2-2】〔名古屋市〕
- 消防活動用資機材・可搬式ポンプの整備【2-2】〔名古屋市〕
- 大規模災害時の消防団連絡体制の充実【2-2】〔名古屋市〕
- 消防団員の充足率の向上【2-2】〔名古屋市〕
- 名古屋市消防団震災活動マニュアルの改訂【2-2】〔名古屋市〕
- 消防職員の安全管理方針の改定【2-2】〔名古屋市〕
- 大規模地震発生に備えた警防体制の構築【2-2】〔名古屋市〕
- 応急的な救護所用等の救急資器材の整備【2-2】〔名古屋市〕
- 救急隊の増隊【2-2】〔名古屋市〕
- 関係活動機関との連絡会議の開催【2-2】〔名古屋市〕
- 関係活動機関との合同連携訓練の実施【2-2】〔名古屋市〕
- 防災関係機関との情報共有・連携の強化【2-2】〔名古屋市〕
- 自治体間の相互連携の推進【2-2】〔名古屋市〕

- 非常用救急車の整備【2-2】【2-5】[名古屋市]
- 基幹となる広域防災拠点の整備検討【2-2】【3-3】[名古屋市]
- 土木事務所の機能の維持・強化【3-4】[名古屋市]
- 災害時の対応マニュアルによる訓練・検証【3-4】[名古屋市]
- 職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制の構築【3-4】[名古屋市]
- 名古屋市業務継続計画（震災編）の改定・検証【3-4】[名古屋市]
- 職員用防災備蓄の確保【3-4】[名古屋市]
- 業務継続における職員OBとの協力体制の検討【3-4】[名古屋市]
- 被害想定を踏まえた動員・参集計画の整備の推進【3-4】[名古屋市]
- 職員等の安否確認における手段の確立【3-4】[名古屋市]
- 避難所建物の安全確認体制の整備【6-5】[名古屋市]
- 避難所の機能確保策の検討【6-5】[名古屋市]
- 避難所運営マニュアルの整備【6-5】[名古屋市]
- 避難所開設・運営訓練の充実【6-5】[名古屋市]
- 災害用トイレの備蓄【6-5】[名古屋市]
- 耐震性防火水槽の整備【7-1】[名古屋市]
- 被災民間建築物応急危険度判定の整備・強化【8-2】[名古屋市]
- 被災民間宅地危険度判定体制の整備【8-2】[名古屋市]
- 災害ボランティア受入体制の充実【8-2】[名古屋市]
- 災害ボランティアコーディネーターの養成【8-2】[名古屋市]
- 復興イメージトレーニングの実施【8-2】【8-6】[名古屋市]
- 災害対策住民リストの整備【8-3】[名古屋市]
- 受援計画の策定【2-1】[特別強化地域]
- 防災備蓄倉庫の整備推進【2-1】[特別強化地域]
- 飲料水及び生活用水の確保【2-1】[特別強化地域]
- 地域防災力の向上【2-1】[特別強化地域]
 - ・市内自主防災会の訓練、指導、防災意識の向上
- 関係機関合同訓練の実施【2-3】[特別強化地域]
 - ・田原災害対策連絡会を中心とした合同訓練
- 消防団の体制・装備の充実強化【2-3】[特別強化地域]
- 防災拠点の整備【2-3】[特別強化地域]
 - ・「道の駅」の防災拠点機能整備
- 帰宅困難者等支援対策の推進【2-5】[特別強化地域]
- 帰宅困難者の受入体制の確保【2-5】[特別強化地域]

- 避難行動要配慮者の避難支援対策の推進【2-5】[特別強化地域]
 - ・避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定、福祉避難所の指定、協定締結による避難所確保
- 庁舎の書庫等転倒防止、ガラス飛散防止【3-4】[特別強化地域]
- 非常用電源設備の強化【3-4】[特別強化地域]
- 市有施設の非構造部材の耐震化の推進【3-4】[特別強化地域]
- 遺体処置体制等の確保【8-2】[特別強化地域]
 - ・遺体処理計画等の見直し、遺体取扱訓練の実施等

など

②住宅・都市

- 大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進【1-1】
- 建築物の非構造部材等の耐震対策の促進【1-1】【1-2】
 - ・市町村や関係団体と連携し情報提供を実施
- 建築物の耐震化の促進★【1-1】【1-2】【7-3】
 - ・耐震診断・改修費補助 等
- 地区レベルにおける都市防災事業の促進【1-1】【1-3】【1-6】【2-1】
 - ・地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備等
- 帰宅困難者等支援対策の推進【1-1】【2-5】
- 無電柱化の推進【1-1】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【6-4】
- 災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の促進【1-1】【7-1】
- 密集市街地等の防災上危険な市街地の整備の促進【1-1】【7-1】
- 市街化区域内の公園緑地整備の推進【1-1】【7-1】
 - 3公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地）
- （再掲）耐震性貯水槽始め市町村消防水利の確保の支援【1-1】【7-1】
- 住宅の耐震化の促進★【1-1】【7-3】
 - ・耐震化に係る啓発活動
 - ・耐震診断・改修費補助 等
- 被災時における県有施設の継続使用に係る体制の整備【1-2】
 - ・県有施設の管理者による応急危険度判定の実施体制整備
- （再掲）県有施設の耐震化の推進【1-2】
- 私立学校施設の耐震化の支援【1-2】
- （再掲）防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進【1-2】【2-3】【3-1】【3-4】
- 県立学校施設の耐震化の推進【1-2】【3-4】【6-5】
- 市町村立学校施設の耐震化の促進【1-2】【3-4】【6-5】
- 県立学校施設の非構造部材の耐震対策の推進【1-2】【3-4】【6-5】
- 市町村立学校施設の非構造部材の耐震対策の促進【1-2】【3-4】【6-5】
- 歩行空間の確保やバリアフリー化の推進【1-3】
- 公共下水道施設の耐震化の推進【1-3】【1-4】【2-7】【6-3】【7-2】【7-4】【8-5】
- 市町村水道施設（災害時拠点病院へ至る配水管）の耐震化の促進【2-1】【6-2】
- 必要水量を確保するための実効性のある計画作成の指導【2-1】【6-2】
- 広域避難場所等となる公園緑地整備の推進【2-3】

7公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、尾張広域緑道、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園）

- 流域下水道施設の耐震化の推進【2-7】【6-3】
- 流域下水道BCPの充実【2-7】【6-3】
- （再掲）県有施設の非構造部材等の耐震対策の推進【3-4】
- ライフライン関係機関との連携の推進【6-1】
- 県営浄水場施設の耐震化の推進【6-2】
- 県営水道施設の整備の推進【6-2】
- ヘリテージマネージャーの養成【8-2】
- 文化財レスキュー実施台帳の作成【8-2】
- 震災復興都市計画模擬訓練の実施【8-2】
- 被災住宅の応急修理に係る体制の整備【8-6】
- 被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備【8-6】
- 被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備【8-6】
- 応急仮設住宅建設候補地の確保【8-6】
- 応急仮設住宅建設模擬訓練の実施【8-6】
- 公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備【8-6】
- 民間借上げ住宅の提供に係る体制の整備【8-6】

など

（その他関係団体の取組）

- 無電柱化の推進【1-1】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【6-4】[中部電力]
- 市営住宅の耐震対策【1-1】[名古屋市]
- 大規模盛土造成地の調査【1-1】[名古屋市]
- 防災協力農地登録制度の推進【1-1】[名古屋市]
- 栄地区まちづくりプロジェクトの推進【1-1】[名古屋市]
- 建築物における天井脱落防止対策の推進【1-1】【1-2】【3-4】[名古屋市]
- 名古屋市建築物耐震改修促進計画の実施【1-1】【1-2】【3-4】【7-3】[名古屋市]
- 市有建築物の耐震化【1-1】【1-2】【3-4】【7-3】[名古屋市]
- 図書館の耐震対策【1-1】【1-2】[名古屋市]
- 小中学校等における非構造部材等の耐震対策【1-1】【1-2】[名古屋市]
- 生涯学習センター等における窓ガラス飛散防止対策【1-1】【1-2】[名古屋市]
- 民間建築物の耐震診断及び耐震改修【1-1】【1-2】【7-3】【8-3】[名古屋市]

- 避難地の整備【1-1】【1-3】【2-2】[名古屋市]
- 都市再生安全確保計画等の作成・運用【1-1】【1-6】【2-4】[名古屋市]
- 地震、火災等を考慮した都市防災施設に関する施策の推進【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 木造住宅密集地域等の改善に関する施策の推進【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 市施行土地区画整理事業の推進【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 住宅市街地総合整備事業の推進【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 都市防災不燃化促進事業の推進【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 老朽木造住宅の除却等による木造住宅密集地域の改善【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 接道許可による木造住宅密集地域の改善【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 地域まちづくりの推進【1-1】【7-1】【8-3】[名古屋市]
- 民間再開発事業による帰宅困難者収容施設等の導入の促進【1-1】【2-4】[名古屋市]
- 名古屋駅周辺地下公共空間の整備推進【1-1】【2-4】[名古屋市]
- 留守家庭児童健全育成事業施設の耐震化促進【1-2】[名古屋市]
- 東山動植物園内施設の耐震対策【1-2】[名古屋市]
- 津波避難ビルの指定拡大【1-3】[名古屋市]
- 津波を考慮した都市防災施設に関する施策の推進【1-3】[名古屋市]
- 帰宅困難者対策の推進【1-6】【2-4】[名古屋市]
- 災害応急用井戸の指定の推進【6-2】[名古屋市]
- 水道基幹施設の耐震化【6-2】[名古屋市]
- 配水管の更新及び耐震化【6-2】[名古屋市]
- 下水道基幹施設の改築・更新及び耐震化【6-3】[名古屋市]
- 下水管の改築・更新及び耐震化【6-3】[名古屋市]
- 小中学校等における非構造部材等の耐震対策【6-5】[名古屋市]
- 生涯学習センター等における窓ガラス飛散防止対策【6-5】[名古屋市]
- 応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備【8-6】[名古屋市]
- 市街化区域内の公園緑地整備の推進【1-1】[特別強化地域]
- 住宅の耐震化の推進【1-1】[特別強化地域]
- 大規模集客施設の非構造部材の耐震化【1-2】[特別強化地域]
- 公園施設老朽化対策の推進【1-2】[特別強化地域]
- 学校施設等の非構造部材の耐震化【1-2】[特別強化地域]
- 避難所等に指定されている市有施設の耐震化【1-2】【3-4】[特別強化地域]
 - ・陸上競技場のスタンド建替
- 公共施設の非構造部材の耐震化の推進【1-2】【3-4】【6-5】[特別強化地域]
- 学校施設等の耐震化の推進[特別強化地域]

- 上下水道施設の耐震化の推進【2-1】【2-7】【5-4】【6-2】【6-3】〔特別強化地域〕
- 上下水道施設の耐震化の推進【2-1】【6-2】【6-3】〔特別強化地域〕
- 応急仮設住宅建設候補台帳の整備【8-6】〔特別強化地域〕
- 民間借上住宅の提供に係る体制の整備【8-6】〔特別強化地域〕

など

③保健医療・福祉

- 社会福祉施設の耐震化の支援【1-2】
- 市町村水道施設（災害時拠点病院へ至る配水池）の耐震化の促進【2-1】【6-2】
- 救急救命士の処置範囲拡大に係る講習の実施【2-3】【2-6】
- 遺体の処置体制の確保【2-4】
- 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備★【2-6】
- 災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備★【1-2】
- 「災害時における生活環境安全対策マニュアル」の周知【2-7】
- 広域医療搬送体制の確立★【2-6】
- 災害医療調整機能の強化★【2-6】
- 災害拠点病院等の機能の強化★【2-6】
- 災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保【2-6】
- 医療施設（災害拠点病院等）の耐震化の支援★【2-6】
- 災害時こころのケア活動（DPAT、心のケア活動、PTSD）に関する研修会の実施【2-6】【3-4】
- 消毒等防疫体制の整備【2-7】
- 災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備★【6-5】
- 火葬場連絡協議会の開催及び訓練の実施【8-2】
- 検視・身元確認用資機材の整備の推進【8-2】
- 災害時保健活動体制の整備の促進【8-3】
- 災害時の市町村保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しの支援【8-3】
- 改訂版「愛知県災害時保健師活動マニュアル」の普及啓発【8-3】

など

（その他関係団体の取組）

- 災害拠点病院としての市立大学病院及び市立病院の医療機能の充実【2-5】[名古屋市]
- 休日急病診療所等の改築補助【2-5】[名古屋市]
- 災害時における医薬品等の調達及び供給【2-5】[名古屋市]
- 災害時におけるお薬手帳の活用の啓発【2-5】[名古屋市]
- 医療関係者との連絡会議の開催【2-5】【2-6】[名古屋市]
- 被災者の健康保持のための啓発の推進【2-6】【6-5】[名古屋市]
- 災害時要援護者の避難場所の充実【6-5】[名古屋市]

- 災害時の医療ネットワーク強化【2-1】【2-2】【2-4】【2-6】[特別強化地域]
- 豊橋市市民病院の機能充実【2-6】[特別強化地域]
- 医療救護体制、保険活動体制の整備【2-6】[特別強化地域]
 - ・市内医師会等との意見交換、マニュアル作成、訓練等

など

④エネルギー

- （再掲）地方機関の非常用電源設備の確保【2-2】【3-4】【4-1】
- 警察・消防車両等の石油燃料の確保【2-4】
- 防災拠点への再生可能エネルギーの導入の支援【3-4】【4-1】【6-1】
- （再掲）防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保【3-4】【4-1】【6-1】
- 避難所への再生可能エネルギーの導入の支援【3-4】【4-1】【6-1】【6-5】
- 災害応急活動を実施するための石油燃料の確保【5-2】【6-1】
- 石油コンビナート泡消火薬剤貯蔵施設の整備の推進【5-3】
- LP ガス確保のための体制の整備【6-1】

など

（その他関係団体の取組）

- 電力供給ネットワークの災害対応力強化【6-1】[中部電力]
- 被害情報の共有手法や道路啓開、燃料調達など復旧迅速化【6-1】[中部電力]
- 非常用電源設備の機能強化【1-6】【2-3】【3-4】【4-1】[名古屋市]
- 非常用電源の燃料調達体制の構築【1-6】【2-3】【3-4】【4-1】[名古屋市]
- 避難所等への再生可能エネルギーの導入【6-1】[特別強化地域]

など

⑤情報通信

- 次世代型災害情報システムの構築★【1-6】
- （再掲）無線中継所の非常用電源設備の強化【1-6】【4-1】【2-2】
- 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築【1-6】【4-2】
- 集落と市町村役場等との通信の確保【2-2】
- 震度情報ネットワークシステムの充実【2-3】
- 全国瞬時警報システム（J アラート）の運用【2-3】
- 高度情報通信ネットワークの運営・更新【2-3】
- 地域衛星通信ネットワークによる衛星通信網の確保【2-3】
- 耐震衛星通信施設・設備の運営【2-3】
- ヘリコプターテレビ電送システムの更新【2-3】
- 防災情報システムの運用【2-3】
- （再掲）安全かつ円滑な航空消防防災活動の推進【2-3】【5-4】
- （再掲）被災地域における地域安全活動の推進【3-1】
- （再掲）災害へ対応する各種システムの整備の推進【3-1】
- （再掲）外部委託業務の継続性の確保【3-4】
- 方面本部等の通信手段の多重化【3-4】
- 市町村における情報伝達円滑化の促進【3-4】【1-6】
- （再掲）本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上【3-4】【4-1】

など

（その他関係団体の取組）

- （再掲）無電柱化の推進【1-1】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【6-4】[中部電力]
- 公共情報コモンズ（Lアラート）の導入【1-6】[東海総合通信局]
- 情報の集約化と提供体制の確立【1-6】[東海総合通信局]
- 観光・防災 Wi-Fi スターションの整備【1-6】[東海総合通信局]
- 非常通信協議会の通信訓練【1-6】[東海総合通信局]
- 事業用電気通信機器の非常電源の確保【4-1】[東海総合通信局]
- ラジオ中継局の整備【4-2】[東海総合通信局]
- 情報システムの安定的な運用【1-6】【3-4】【4-1】[名古屋市]

○避難所の通信機能の維持【6-5】[名古屋市]

○コミュニティ FM による情報提供強化【1-6】【4-2】[特別強化地域]

など

⑥産業・経済

- 事業所の防災対策の促進★【5-1】
- 産業活動の維持のための対策の検討【5-1】【8-4】
- 個別企業BCP策定の促進【5-1】
- 被災中小企業向けの災害復旧資金貸付案内の作成【5-1】
- 中小企業に対するBCP講習会、出前講座の実施★【5-1】
- 中小企業向け融資制度の充実★【5-1】
- 高圧ガス等の事業所の防災対策の促進【5-3】
- 特定製造事業所の高圧ガス設備の耐震化の促進【5-3】
- 災害時・警戒宣言発令時等の金融措置に係る農業・漁業協同組合への指導の実施【5-5】

など

（その他関係団体の取組）

- 名商安否確認アプリケーションの開発・サービス化【5-1】[名古屋商工会議所]
- 企業防災の啓発・防災人材の育成支援【5-1】[名古屋商工会議所]
- 平常時からの企業への啓発【5-1】[(一社)中部経済連合会]
 - ・会員企業に防災意識の醸成、国土強靱化地域計画等の啓発
- 事業所の防災対策の促進【5-1】[(一社)中部経済連合会]
 - ・事業継続計画の策定をはじめとする企業における防災対策の促進
 - ・工場の耐震化や非常電源の確保、移転などについて、税制の優遇措置の創設を要望
- 事業継続計画の策定支援【5-1】[名古屋市]
- 孤立可能性の高い集落への対応【2-2】[特別強化地域]
- 事業所の防災対策の促進【5-1】[特別強化地域]
 - ・BCP策定支援、融資制度充実等

など

⑦交通・物流

○緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し【2-1】【5-4】【6-4】

○災害時の物流体制の構築【2-1】【6-4】

○道路ネットワークの整備

◇高規格幹線道路等の整備の推進【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】〔国〕
〔NEXCO〕

新東名高速道路(豊田東 JCT～浜松いなさ JCT)、名古屋環状2号線(西南部・南部)、
三遠南信自動車道、名豊道路、(国) 4 1 号名濃バイパス(6車線化)、(国) 道1
5 5 号豊田南バイパス、(国) 1 5 3 号豊田北バイパス、(国) 1 5 3 号豊田西バイ
パス、(国) 1 5 3 号伊勢神改良

◇基幹的道路ネットワークの整備【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】
(国) 1 5 1 号、(国) 3 0 1 号、(国) 4 1 9 号、(主) 岐阜稲沢線、(一) 境政成
新田蟹江線 など

◇都市・地域間道路ネットワークの整備【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】
【6-4】

(国) 1 5 1 号、(国) 1 5 5 号、(国) 2 4 7 号、(国) 2 4 8 号、(国) 2 5 9 号、
(国) 3 0 1 号、(主) 瀬戸大府東海線、(主) 東三河環状線、(主) 名古屋岡崎線、
(主) 豊橋渥美線、(主) 豊田安城線、(主) 名古屋江南線、(主) 名古屋半田線、
(主) 名古屋津島線、(主) 西尾幸田線、(一) 日進瀬戸線、(一) 羽島稲沢線
など

◇山間部の暮らしを支える道路整備【2-2】

(国) 1 5 1 号、(国) 2 5 7 号、(国) 4 2 0 号、(主) 長篠東栄線、(主) 設楽根
羽線 など

◇主要都市等の交通機能強化【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】

名鉄名古屋本線等知立駅付近連続立体交差事業、東海旅客鉄道武豊線半田駅付近連
続立体交差事業、(都) 伏見町線、(都) 名古屋津島線、(都) 名古屋半田線、(都)
豊田則定線、(都) 姫街道線 など

◇緊急輸送道路等の整備【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】

◇広域道路ネットワークの整備の推進及び検討【5-4】

- ・西知多道路など国際物流・交流拠点へのアクセス多重化の推進
- ・浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組
- ・名古屋を中心とした広域道路ネットワーク及びリニア中央新幹線駅の間駅への

アクセス性向上の検討

- ・一宮西港道路、名浜道路の具体化に向けた検討

- 緊急輸送道路の防災対策の推進【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】
- 緊急輸送道路等の橋梁の地震対策の推進★【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】
- 臨港道路橋梁の耐震化の推進★【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】
- （再掲）無電柱化の推進【1-1】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【6-4】
- 交差点改良等の推進【2-3】【2-4】【2-5】【2-6】【3-1】【3-2】【5-4】【6-4】【7-1】【7-3】
- 港湾・漁港の臨港道路の耐震化の推進【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】
- 港湾活動を支える土砂処分場の確保【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
名古屋港、衣浦港、三河港
- 三河港（神野地区、蒲郡地区）、衣浦港（外港地区）の整備、予防保全事業
- 港湾施設の耐震化の推進【2-1】【2-2】【2-6】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】
 - ・田原ふ頭の耐震強化岸壁の耐震化
 - ・神野地区ガントリークレーンの耐震化
 - ・名古屋港における耐震強化岸壁の整備
- 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の推進・促進【5-6】
 - ・豊浜漁港、師崎漁港、篠島漁港、大浜漁港、赤羽根漁港
- 中部国際空港の機能強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】【8-4】【3-2】
- 県営名古屋空港の耐震対策の推進【2-1】【2-3】【3-3】【5-4】【6-4】【8-4】
 - ・空港機能の維持に必要な施設の耐震化の推進★
 - ・耐震機能を有する新エプロンの整備
- 港湾BCPに基づく事前対策及び港湾BCPの充実【2-1】【2-2】【5-1】【5-4】【7-2】【8-4】
- 国際及び国内物流ターミナル整備【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】
衣浦港亀崎地区、三河港蒲郡地区、三河港御津地区、三河港田原地区 など
- 背後地とのアクセス強化に向けた臨港道路の充実【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】
衣浦港、三河港
- 貨物保管用地の確保【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】
衣浦港、三河港

- 災害時の避難地・活動拠点として活用可能な港湾緑地の整備促進【1-1】
衣浦港高浜地区、衣浦港東浦地区、三河港御津地区 など
 - 地方港湾における災害時ネットワークの構築【2-1】【2-2】【2-6】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】
・離島航路への船舶の発着岸壁等の耐震強化 など
 - 港湾・漁港施設の予防保全対策の推進【6-4】
 - 緊急交通路の確保【3-2】
 - 交通対策資機材の整備の推進【3-2】
 - 交通管制施設の整備の推進【3-2】
- など

(その他関係団体の取組)

- 緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し【2-1】【5-4】【6-4】[(一社)中部経済連合会]
- 港湾施設の耐震化の推進【5-1】【5-4】【6-4】[(一社)中部経済連合会]
- (再掲)無電柱化の推進【1-1】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【6-4】[中部電力]
- リニア中央新幹線の早期整備 [JR東海、関係事業者等]
- ターミナル駅となる名古屋駅の整備 [名古屋市、関係事業者等]
- 特定鉄道等施設に耐震化の促進【1-1】【5-4】【6-4】[中部運輸局]
- 名古屋港防災機能強化【1-3】【1-4】【7-2】【8-5】[中部地整]
・外港地区防波堤(改良)整備
・海岸保全施設整備事業
- 名古屋港の港湾BCPの策定【2-1】【2-2】【5-1】【5-4】【7-2】【8-4】[国、名古屋港管理組合]
- 名古屋港における国際物流ターミナルの整備 [国、名古屋港管理組合]【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
金城ふ頭地区、北浜ふ頭地区
- 名古屋港におけるふ頭再編整備 [国、名古屋港管理組合]【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
飛島ふ頭東側地区
- 名古屋港における国際海上コンテナターミナル整備 [国、名古屋港管理組合]【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
鍋田ふ頭地区、飛島ふ頭西側地区
- 国際物流ターミナル整備【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】
[国]

衣浦港武豊北ふ頭地区、衣浦港外港地区、三河港神野地区

○岸壁再編改良整備【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】〔国〕

三河港神野地区

○防波堤（改良）整備【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】〔国〕

衣浦港外港地区

○支援物資輸送に関する課題の解消に向けた対策の検討【2-1】〔中部運輸局〕

○衣浦港機能強化【2-1】【2-6】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】〔中部地整〕

・武豊北ふ頭地区国際物流ターミナル整備

・外港地区国際物流ターミナル整備

・外港地区防波堤（改良）整備

・予防保全

○三河港（神野地区、蒲郡地区）、衣浦港（外港地区）の整備、予防保全事業〔中部地整〕

○伊勢湾緊急確保航路における航路啓開体制の構築【2-1】【7-2】〔中部地整〕

○中部国際空港の機能強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】【8-4】【3-2】〔中部国際空港株式会社〕〔国〕

○金山総合駅連絡通路橋の耐震対策【1-1】〔名古屋市〕

○電線類の地中化【1-1】【6-4】〔名古屋市〕

○橋りょうの耐震対策【1-1】【5-4】【6-4】【8-4】〔名古屋市〕

○橋りょうの維持・補修【1-1】【5-4】【6-4】【8-4】〔名古屋市〕

○市バス・地下鉄施設の耐震対策【1-1】【5-4】【6-4】〔名古屋市〕

○地下鉄構造物の耐震対策【1-1】【5-4】【6-4】〔名古屋市〕

○大規模小売業者等との協定締結の推進【2-1】〔名古屋市〕

○大規模小売業者等との連絡会議の開催【2-1】〔名古屋市〕

○名古屋港の港湾機能強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】〔名古屋市〕

○ライフラインの耐震対策の要請【5-4】【6-4】〔名古屋市〕

○道路被害情報の収集・提供【5-4】【6-4】〔名古屋市〕

○緊急輸送道路の整備【5-4】【6-4】【8-4】〔名古屋市〕

○緊急輸送道路等の応急対策業務に関する合同防災訓練の実施【5-4】【6-4】【8-4】〔名古屋市〕

○緊急輸送道路等啓開計画の策定【5-4】【6-4】【8-4】〔名古屋市〕

○道路附属物の老朽化対策【6-4】〔名古屋市〕

○街路灯の更新・補修【6-4】〔名古屋市〕

○車道舗装の補修【6-4】〔名古屋市〕

○地下鉄施設の津波対策【5-4】【6-4】〔名古屋市〕

- 緊急輸送道路等の防災対策の推進【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】〔特別強化地域〕
- 海上輸送基地としての漁港の耐震強化岸壁の整備推進【5-1】【5-4】【7-2】〔特別強化地域〕
- 緊急輸送道路等の橋梁の地震対策の推進【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】〔特別強化地域〕

⑧農林水産

- 海岸防災林の機能の維持・向上【1-3】
- 農業施設の浸水・津波避難施設としての利用の推進★【1-3】
- 農業用排水機場の耐震化等の推進★【1-3】【1-4】【5-6】【7-2】【7-4】【8-5】
- 基幹的農業用水利施設の耐震化等の推進【1-5】【5-6】
- 農業用ため池の整備の推進★【1-5】【5-6】【7-4】
- 農業用ため池のハザードマップの作成★【1-5】【7-4】
- 農業用ため池の耐震診断の実施【1-5】【7-4】
- 保安林制度等の適正な運用【1-5】【7-6】
- 山地災害対策の推進【1-5】【7-6】
- 多様な森づくり等のための技術開発【1-5】【7-6】
- 海拔ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備【2-1】【5-6】【6-4】
- 避難路に利用できる林道の整備の推進【2-2】
- 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の促進【5-6】
- 農道橋の点検・診断の推進【5-6】【6-4】
- 農業集落排水処理施設の整備促進【6-3】
- 林道等の林内路網の整備促進【7-6】
- 間伐等森林整備の推進【7-6】
- 地域コミュニティ等と連携した森林整備の推進【7-6】
- 林道等の林内路網の整備促進【7-6】
- 県産木材の利用促進【7-6】
- 可搬式応急ポンプの更新【8-5】
- 県産木材生産量の増大【8-6】
- 森林計画制度の円滑な運営【8-6】
- 低コスト木材生産技術の開発【8-6】
- 木材の生産・流通・加工体制の強化【8-6】
- 可搬式応急ポンプの更新【8-5】

など

(その他関係団体の取組)

- 国営尾張西部土地改良事業（国営施設機能保全）【1-4】【1-5】【5-6】【7-4】【8-5】〔東海農政局〕
- 国営矢作川総合第二期土地改良事業（国営総合農地防災）【1-5】【5-6】〔東海農政局〕
- 国営新濃尾土地改良事業（国営総合農地防災）【1-5】【5-6】〔東海農政局〕
- 土地改良機械器具無償貸付【5-6】〔東海農政局〕
- 町管理警戒ため池の耐震診断の実施【7-4】〔特別強化地域〕

など

⑨県土保全

○河川・海岸堤防の耐震化等の推進★【1-3】【1-4】【7-2】【8-5】

◇農地海岸堤防の耐震化

◇河川堤防の耐震化

木曾川〔国〕、長良川〔国〕、新川、天白川、日光川、善太川、蟹江川、大田川、阿久比川、豆搗川、須賀川、矢作古川、矢崎川、北浜川、猿渡川、蜷川（碧海）、柳生川、蜷川（渥美）、新堀川（渥美）、紙田川

◇水管理・国土保全局所管海岸堤防の耐震化

名古屋港海岸（飛島）、半田海岸、常滑海岸、東浦海岸、西尾海岸、一色海岸、幡豆海岸、刈谷海岸、高浜海岸、豊橋海岸、田原海岸、渥美海岸

◇水管理・国土保全局所管海岸堤防の補強・補修

常滑海岸、南知多海岸、師崎海岸、美浜海岸、高浜海岸、御津海岸、蒲郡海岸、三河港海岸、渥美海岸

○港湾・漁港の海岸堤防の耐震化等の推進★【1-3】【1-4】【7-2】【8-5】

◇港湾局所管海岸堤防の耐震化

福江港海岸、衣浦港海岸（洲の崎東浦地区、半田地区、平坂地区）、常滑港海岸、衣浦港海岸（富貴武豊地区）、三河港海岸（豊橋地区、三谷地区）

◇水産庁所管海岸堤防の耐震化

豊浜漁港海岸、師崎漁港海岸、一色漁港海岸、西幡豆漁港海岸、福江漁港海岸、三谷漁港海岸

◇港湾局所管海岸堤防の補強・補修

衣浦港海岸（平坂地区）、三河港海岸（豊橋地区、大崎・老津地区、大塚地区）

◇漁港の津波対策施設の新規設置

豊浜漁港海岸、篠島漁港海岸、赤羽根漁港海岸

○河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進★【1-3】【1-4】【7-2】【8-5】

◇河川の水閘門・排水機場等の耐震化

日光川、鍋田川、筏川、蟹江川、西條小切戸川、水場川、大田川、山王川、内海川、山海川、石川、神戸川、明德寺川、五箇村川、下り松川、前川（碧海）、高浜川、新川（碧海）、蜷川（碧海）、内張川、天白川（渥美）、精進川、池尻川

◇水管理・国土保全局所管海岸の水門等の耐震化

名古屋港海岸（飛島）、半田海岸、常滑海岸、知多海岸、美浜海岸、西尾海岸、幡豆海岸、高浜海岸、蒲郡海岸、田原海岸、渥美海岸

◇港湾局所管海岸の水門等の耐震化

河和港海岸、富具崎港海岸、福江港海岸、衣浦港海岸（亀崎地区、半田地区）、常滑港海岸、衣浦港海岸（高浜地区）、衣浦港海岸（武豊地区）、三河港海岸（老津地区）

◇水産庁所管海岸の水門等の耐震化

一色漁港海岸、西幡豆漁港海岸、知柄漁港海岸、福江漁港海岸、大浜漁港海岸、形原漁港海岸、三谷漁港海岸

○河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進★【1-3】【1-4】

◇河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化

天白川（渥美）、池尻川、精進川

◇水管理・国土保全局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化

常滑海岸、美浜海岸、西尾海岸、幡豆海岸、田原海岸、渥美海岸

◇港湾局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化

師崎港海岸、河和港海岸、富具崎港海岸、福江港海岸、衣浦港海岸（半田地区）、常滑港海岸、衣浦港海岸（武豊地区）

◇水産庁所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化

豊浜漁港海岸、師崎漁港海岸、大浜漁港海岸

○土砂災害対策の推進★【1-5】

- ・土石流対策施設等の整備
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備
- ・地すべり防止施設の整備
- ・土砂災害警戒区域等の基礎調査の実施

○亜炭鉱跡の調査、充填事業実施の促進【1-5】

○（再掲）農業用ため池のハザードマップの作成★【1-5】【7-4】

○（再掲）海岸防災林の機能の維持・向上【1-3】

○浸水・津波に対する避難施設等の確保の促進★【1-3】

○市町村浸水・津波ハザードマップの作成の促進★【1-3】

○ゼロメートル地帯のための広域的な防災拠点の確保★【1-3】

など

（その他関係団体の取組）

- 名古屋港における防災施設等の強化〔国、名古屋港管理組合〕【1-3】【1-4】【5-3】【7-2】【8-5】

・高潮防波堤や防潮壁等の防災施設の整備

- ダム安全性や二次災害発生後の対応計画の策定【7-4】[中部地整]
 - 濃尾平野の排水計画の策定【8-5】[中部地整]
 - 名古屋港の防災機能強化【1-3】【1-4】【5-3】【7-2】[名古屋市]
 - 河川堤防の耐震対策・津波対策【1-3】【1-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
 - 排水施設の耐震対策【1-4】【6-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
 - 河川台帳の調製【1-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
 - 土地改良区の排水機場等の長寿命化【1-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
 - 津波浸水区域の湛水排除に関する検討【1-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
 - 排水路の改良・補修【6-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
 - ポンプ施設の更新・整備【7-4】【8-5】[名古屋市]
 - 河川の整備【7-4】【8-5】[名古屋市]
 - 地盤沈下状況の把握【8-5】[名古屋市]
 - 津波避難マウンドの整備【1-3】[特別強化地域]
 - ハザードマップの作成【1-3】【1-4】【1-5】[特別強化地域]
 - ハザードマップの作成【1-3】【1-4】【1-6】[特別強化地域]
 - 避難場所の確保、避難路の設置、避難誘導標識等の設置の促進【1-3】【2-2】[特別強化地域]
 - 排水機場等の機能強化【1-3】【1-4】【7-2】【7-4】[特別強化地域]
 - 津波防災センターの整備【1-4】[特別強化地域]
 - 津波避難対策事業の推進【1-4】[特別強化地域]
 - ・津波避難計画策定、津波避難マップの作成・配布、津波避難ビルの指定、浸水想定域における実践的な避難訓練、避難誘導標識の整備
 - 浸水・津波避難計画の策定の促進【1-4】[特別強化地域]
 - ・浸水・津波避難計画策定の指針の作成
- など

⑩環境

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進【6-3】
- 毒物劇物製造所等の地震防災応急体制の確立の指導【7-5】
- 有害化学物質の流出等防止対策の指導【7-5】
- 石綿飛散防止対策の周知【7-5】
- PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減【7-5】
- 災害時機能強化対策の推進【7-5】
- 災害廃棄物処理体制の構築★【8-1】
- フロンガスの回収・処理体制の整備の促進【8-1】
- 地盤沈下対策の推進
 - ・地下水採取の規制指導、地盤沈下状況の調査・観測など【8-5】

など

（その他関係団体の取組）

- 市有建築物におけるアスベスト除去【7-5】[名古屋市]
- 災害廃棄物処理計画の策定【8-1】[名古屋市]

など

⑪土地利用

- 孤立集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有【2-2】
- 孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供【2-2】
- （再掲）孤立集落等におけるヘリスポットの確保【2-2】
- （再掲）集落と市町村役場等との通信の確保【2-2】
- 地籍整備の促進★【8-5】
- 地盤沈下対策の推進【8-5】

など

（その他関係団体の取組）

- 街区の世界座標化の推進【8-5】[名古屋市]
- 高台移転の促進【1-3】[特別強化地域]

など

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- 消防団員の確保★【1-1】【2-3】【7-1】
- 学校教育における実践的防災教育の充実★【1-2】【1-3】【1-4】
- 地震防災教育参考資料の作成・配布★【1-3】【1-4】
- 浸水・津波避難訓練の実施★【1-3】
- (再掲)市町村浸水・津波ハザードマップの作成の促進★【1-3】
- 災害教訓の伝承【1-3】【1-6】
- 教職員研修の実施【1-3】【1-6】
- 高校生防災セミナーの実施★【1-3】【1-6】
- 防災教育指導者研修会の実施【1-3】【1-6】
- 防災マニュアルの充実【1-3】【1-6】
- 教職員の初任者の防災教育指導力の向上【1-3】【1-6】【3-4】
- 地震防災出前講座の実施【1-6】
- 防災教育啓発の充実★【1-6】
- 防災教育センターの充実強化【1-6】
- 家具等の転倒防止対策の促進★【1-6】
 - ・家具固定推進検討会の設置
- 地震に関する県民意識調査の実施【1-6】
- 防災教育用教材・啓発資材の作成【1-6】
- 全庁的な防災教育啓発事業の共有【1-6】
- 防災ボランティアの意識啓発のためのイベントの開催【1-6】
- イベント等における防災啓発の実施【1-6】
- 地震体験車による啓発の実施【1-6】
- 防災学習システムの充実【1-6】
- 外国人に対する災害支援体制の整備【1-6】【6-5】【8-3】
- 防災まちづくりの啓発活動の推進【1-6】【7-3】
- (再掲)農業用ため池のハザードマップの作成★【1-5】【7-4】
- 家庭内備蓄の促進★【2-1】
- (再掲)孤立集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有【2-2】
- (再掲)少年消防クラブ員の育成★【2-3】
- 県立高校における防災人材育成の推進★【2-3】【8-2】

- 自主防災組織の活動の活性化★【2-3】【8-3】
- （再掲）被災地域における地域安全活動の推進【3-1】
 - ・地域安全情報の手段、配信先等の検討・見直し
 - ・地域安全活動の効果的な支援の検討・見直し
- （再掲）災害へ対応する各種システムの整備の推進【3-1】
- 石油コンビナート等防災訓練の実施【5-2】
- 防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ【8-2】
- 防災ボランティア団体・NPO との連携の推進【8-2】
- 防災・減災カレッジの開催★【8-2】【8-3】
- 防災人材のネットワーク化の推進【8-2】【8-3】
- 地域の防災リーダーの育成・資質の維持【8-3】
- （再掲）アクションプランの普及・啓発を通じた各主体の取組の促進★【全般】
- （再掲）愛知県地域継続マネジメントの推進体制の構築★【全般】
- （再掲）愛知県地震防災推進条例の見直し【全般】
- 私立学校における防災教育の取組の支援★【1-2】【1-3】【1-4】
- 平常時からの企業への啓発の実施★【5-1】
- （再掲）事業所の防災対策の促進★【5-1】

など

（その他関係団体の取組）

- GPS 波浪観測情報提供システムの構築【1-6】[中部地整]
- 外国人防災啓発事業の実施 [名古屋市]
- 男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発 [名古屋市]
- 市民向け防災に関するイベントによる普及啓発 [名古屋市]
- 市民向け被災地支援講演会の開催 [名古屋市]
- 防災啓発媒体の更新 [名古屋市]
- 市民及び事業所の自助力向上の促進 [名古屋市]
- 防災セミナー・訪問指導等の実施 [名古屋市]
- 自主防災組織の活動支援 [名古屋市]
- 防災安心まちづくり事業の推進 [名古屋市]
- 港防災センター等の施設の効率的運用による啓発の推進 [名古屋市]
- 災害に関する歴史の調査 [名古屋市]
- 防災まちづくり地図情報の提供 [名古屋市]

- 地震災害に関する歴史的文献の公開 [名古屋市]
- 市民の防災意識を高める講座・事業の実施 [名古屋市]
- 防災に関する教員研修の実施 [名古屋市]
- 防災に関する教員研修の実施 [名古屋市]
- 児童・生徒への防災教育の推進 [名古屋市]
- 児童・生徒の保護者の防災意識の啓発 [名古屋市]
- 保育所入所児童への防災教育の推進 [名古屋市]
- 保育所入所児童の保護者への防災教育の推進 [名古屋市]
- 防災・減災に対する教育の推進【1-6】 [特別強化地域]
- 防災コミュニティの推進【1-6】 [特別強化地域]
 - ・防災リーダー養成鋼材、防災まちづくりモデル校区事業、実践的な防災訓練の実施
- 家具等の転倒防止対策の推進【1-6】 [特別強化地域]
- 防災教育の推進【1-6】 [特別強化地域]
 - ・防災カレッジ、出前講座、防災講習会、子供防災教育、防災キャンプの開催等
- 情報伝達手段の整備【1-6】 [特別強化地域]
 - ・情報伝達手段の多重化・多様化
- （再掲）コミュニティ FM による情報提供強化【1-6】【4-2】 [特別強化地域]
- 家庭内備蓄の推進【2-1】 [特別強化地域]
- 防災人材のネットワーク化の推進【8-2】 [特別強化地域]
- 防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ【8-2】 [特別強化地域]
- 災害ボランティアの円滑な受入【8-2】 [特別強化地域]
 - ・ボランティアコーディネーターの養成講座の実施、災害ボランティアセンター運営体制の整備

など

②老朽化対策

- 愛知県公共施設等総合管理計画（平成27年3月策定）の推進【1-1】【1-2】【1-3】【1-4】【1-5】【3-2】【3-3】【3-4】【6-2】【6-3】【6-4】【6-5】【7-4】
 - ・点検・診断等（基準類の整備、点検結果の収集・蓄積・活用等）
 - ・維持管理・修繕・更新等（予防保全の実施、施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定、ニーズ変化への対応、多様な主体との連携）
 - ・安全確保（同種・類似リスクへの対応、利用見込みのない施設の除却等）
 - ・耐震化（耐震改修の推進、BCP（業務継続計画）対策の強化）
 - ・長寿命化（予防保全の実施、建物の大規模改修の実施）
 - ・施設総量の適正化（将来的な施設の必要性・集約化の検討、広域的な視野での検討等）
 - ・体制の構築（部局横断的組織の構築、管財・技術・財政の各部門の連携強化等）
- （再掲）PFI手法による環境調査センターの建替え【3-4】

（その他関係団体の取組）

- 長寿命化計画（個別施設計画）の策定【1-1】【1-2】【1-3】【1-4】【1-5】【3-2】【3-3】【3-4】【6-2】【6-3】【6-4】【6-5】【7-4】〔中部地整・名古屋港管理組合〕
- （再掲）橋りょうの維持・補修〔名古屋市〕
- （再掲）街路灯の更新・補修〔名古屋市〕
- （再掲）車道舗装の補修〔名古屋市〕
- （再掲）道路附属物等の老朽化対策〔名古屋市〕
- （再掲）車道舗装の補修〔名古屋市〕
- （再掲）街路灯の更新・補修〔名古屋市〕
- （再掲）排水路の改良・補修〔名古屋市〕
- （再掲）ポンプ施設の更新・整備〔名古屋市〕
- （再掲）河川の整備〔名古屋市〕
- （再掲）土地改良区の排水機場等の長寿命化〔名古屋市〕

など

③研究開発

- （再掲）防災部門機能の充実・強化★【3-4】
 - ・地震防災対策に係る調査・研究体制の充実
 - ・災害応急対策を専門的に実施する体制の充実
 - ・専門的職員を含めた人員の確保
 - ・愛知県地震対策有識者懇談会、愛知県防災局アドバイザー、大学・研究機関等との連携強化による専門的知見の活用
- 「継続して検討し解決すべき5課題」の議論・検討【1-3】【1-4】【1-6】【3-3】【5-1】
 - ・ゼロメートル地帯対策、産業を守る対策、社会全体の防災教育、災害情報力の強化、行政の災害対応力の向上
- 大学・研究機関と連携した防災体制の強化★【全般】
 - ・国の動きや最新の調査・研究の成果の把握
 - ・大学・研究機関との共同研究
 - ・対策検討のための基礎データの継続的な収集・分析
- 震度観測・調査の実施【全般】
- （再掲）愛知県地震対策有識者懇談会の開催【全般】

など

（その他関係団体の取組）

- （再掲）関係活動機関との連絡会議の開催 [名古屋市]
- （再掲）関係活動機関との合同連携訓練の実施 [名古屋市]
- （再掲）防災関係機関との情報共有・連携の強化 [名古屋市]
- （再掲）基幹となる広域防災拠点の整備検 [名古屋市]
- （再掲）自治体間の相互連携の推進 [名古屋市]

など

④産学官民・広域連携

- 県域を越えた近隣県との連携による広域的な訓練の実施【1-1】【1-3】【1-6】
- 国、県、市町村、防災関係機関、県民の連携による総合防災訓練の実施★【1-1】【1-3】【1-6】
- 防災協働社会形成の推進★【1-6】
- 防災まちづくりの啓発活動の推進【1-6】【7-3】
- (再掲) 防災活動拠点の見直し、確保★【2-1】【3-4】
- (再掲) 孤立集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有【2-2】
- (再掲) 消防学校の機能の拡充【2-3】
- (再掲) 広域防災拠点の整備の促進★【3-4】
- (再掲) 広域的な応援体制の充実【3-4】
- 産学官連携による防災人材の育成【8-2】
- 災害時ボランティア活動支援体制の整備【8-2】
- (再掲) 大学・研究機関と連携した防災体制の強化★【全般】
 - ・ 国の動きや最新の調査・研究の成果の把握
 - ・ 大学・研究機関との共同研究
 - ・ 対策検討のための基礎データの継続的な収集・分析
- (再掲) 愛知県地震対策有識者懇談会の開催【全般】
- 南海トラフ地震の関係都府縣市との連携の推進【全般】
 - ・ 防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等への参加
 - ・ 様々な課題についての情報収集、情報交換
 - ・ 相互の認識の共有化
- (再掲) 平常時からの企業への啓発の実施★【5-1】

など

(その他関係団体の取組)

- 南海トラフ等の巨大地震に対する関係機関との広域的な連携【2-3】[国]
- 広域防災拠点の整備の促進【3-3】【3-4】[(一社)中部経済連合会]
- 大学・研究機関と連携した防災体制強化推進【1-3】[特別強化地域]
- 代替輸送手段確保のためのタクシー協会との協定締結【2-5】[特別強化地域]

- （再掲）防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ【8-2】[特別強化地域]
- 備蓄食料等の備蓄機能等の強化【2-1】[特別強化地域]
 - ・物流や小売店等を含めた物資の安定供給体制の構築
- （再掲）災害ボランティアの円滑な受入【8-2】[特別強化地域]
 - ・ボランティアコーディネーターの養成講座の実施、災害ボランティアセンター運営体制の整備

など

第6章 計画推進の方策

愛知県の強靱化を着実に推進するため、P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

6. 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、愛知県地域強靱化推進本部及び同幹事会を中心とした全庁的な体制のもと、民間事業者、NPO、国、市町村等の関係者による取組、さらには近隣県を始め他自治体や南海トラフ地震対策中部圏戦略会議等との連携・協力・調整により取組を進める。また、各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、地震・津波災害について本県が別に開催する愛知県地震対策有識者懇談会、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図る必要がある。

なお、今後、全ての大規模自然災害等を対象リスクとした計画の修正を進める中で、引き続き実効性のある推進体制の充実を進める。

6. 2 計画の進捗管理

毎年度、重要業績指標等を用いて可能な限り定量化することも含めて、各施策の進捗状況の把握等を行うこととし、「第3次あいち地震対策アクションプラン」など、個別の計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進める。

6. 3 計画の見直し

引き続き、大規模自然災害等全般を想定するリスクとして本計画の拡充を図るとともに、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととする。

また、施策の進捗状況や国の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、社会経済情勢等の変化を考慮し、愛知県の強靱化の現状と課題（第4章）及び推進すべき施策の方針（第5章）を中心に適宜、本計画を見直すこととする。

見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1) 大規模地震災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化は、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから十分に進まない状況にあり、老朽化マンションの建替え促進等も含め、耐震化の促進に向けた実効性の高い対策を推進する必要がある。また、天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物等の非構造部材及び付属物の耐震対策を併せて進める必要がある。また、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性の確保を促進する必要がある。

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、更に重量を違法に超過した大型車両により道路構造物等の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設等及び沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地のマップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる必要がある。また、亜炭鉱対策についても促進する必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 名古屋駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。また、混乱の発生を避けるため、駅等に人を集中させない取組を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆国補助制度（消防防災施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率）：100%（H35）
- ◆計画内容の点検・修正：毎年度（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村が行う浸水・津波対策への補助事業採択：該当市町村全て（27市町村）（H35）
- ◆住宅の耐震化率：85%（H23） → 95%（H32）
- ◆耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302棟（H23） → 1/5に削減（H32）
- ◆避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業：459ha（H35）
- ◆地震時等に著しく危険な密集市街地の解消：104ha（H23） → 100%解消に近づける（H32）
- ◆3公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地）の用地取得：1.4ha（H35）
- ◆大規模盛土造成地の有無等の公表率：7.4%（H26） → 50%（H28）
- ◆愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km（H35）
- ◆緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）

※ () 内には、現状及び目標達成の年次を表示している。(以下同じ。)

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 建築物等の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足や、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから十分に進まない状況にあり、耐震化の促進に向けた実効性の高い対策を推進する必要がある。不特定多数の者が利用する大規模建築物や災害拠点施設の耐震化を早急に進める必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。耐震改修が必要な施設については、存続の有無を含めた施設管理の方針を検討する必要がある。

(公共施設等の耐震化の促進)

- 官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する必要がある。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられる部分が大いため、設置者へ働きかける必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であること、施設の倒壊や火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、イベントなどを通じた県民へ周知、図上訓練、実働訓練等を通じたオペレーション計画の充実等により防災関係機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 社会福祉施設の耐震化率：92.8% (H25) → 94.5% (H30)
- ◆ (再掲) 耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302棟 (H23) → 1/5に削減 (H32)
- ◆ 県有施設の耐震化率：87% (H26) → 100% (H27)
- ◆ 天井・外壁等落下防止対策に関する説明会・研修会：1回/年開催
- ◆ 県立学校の建物(Bランク IS値 0.3以上 0.7未満)の耐震化：531棟 (H27) → 100% (H28)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(大規模津波等に対する対応力の強化)

- 地域の実情に合った避難方法を構築し、津波ハザードマップの作成・見直しや、市町村における災害履歴調査の具体実施など、広域的かつ大規模地震発生時の対応方策について、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

- 津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化及び新設を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

(避難場所の確保等)

- ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が生じる恐れがある地域について、高速道路の利用を始めとした高台等における避難場所の確保や津波避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定、既存排水機場等の避難階段の設置及びそこに至る避難路の整備、学校、幼・保育園、排水機場等の高所へ避難するための階段等の設置を進めていく必要がある。

(河川・海岸の水閘門及び排水機場等の耐震化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震補強を推進する必要がある。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

- 津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。

(海岸防災林の機能の維持・向上)

- 海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持つことから、その機能の維持・向上を図っていく必要がある。

(海岸レジャー施設等の安全確保)

- 海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置するとともに、有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導体制を構築する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合：
該当市町村全て（19 市町村）（H35）
- ◆浸水・津波避難ビル等を指定している市町村の割合：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合：該当市町村全て（19 市町村）（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、浸水・津波避難計画を策定する市町村：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆南海トラフ地震等対策事業費補助金の「緊急浸水・津波総合対策事業（浸水・津波避難施設整備事業）」を活用する市町村：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆海岸防災林の機能維持・向上：270ha（H27～H35）
- ◆漁港施設の耐震・耐津波強化対策の促進：2 漁港（H26） → 11 漁港（H35）
- ◆東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）：約 31%（H24） → 約 66%（H28）
- ◆防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率：49%（H23） → 概ね 80%（H28）
- ◆東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率：約 33%（H24） → 約 57%（H28）
- ◆津波から命を守る海岸防災林の機能維持・向上（30ha）：H27 以降実施予定
- ◆農業水利施設の屋上等高所へ避難するための階段等を設置：3 箇所（H26） → 30 箇所（H35）
- ◆農地海岸堤防の耐震化：9.7km（H26） → 12.1km（H35）
- ◆海岸防災林の継続的な保育、改植工等の実施：270ha（H35）
- ◆排水機場の耐震化：19 箇所（H26） → 79 箇所（H35）
- ◆県管理河川の堤防の耐震化：57.2km（H35）
- ◆水管理・国土保全局所管海岸堤防の耐震化：20.7km（H35）
- ◆水管理・国土保全局所管海岸堤防の補強・補修：5.0km（H35）
- ◆港湾局所管海岸堤防の耐震化：2.9km（H35）
- ◆水産庁所管海岸堤防の耐震化：3.4km（H35）
- ◆港湾局所管海岸堤防の補強・補修：0.9km（H35）
- ◆漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）
- ◆河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27 施設（H35）
- ◆水管理・国土保全局所管海岸の水門等の耐震化：20 基（H35）
- ◆港湾局所管海岸の水門等の耐震化：18 基（H35）
- ◆水産庁所管海岸の水門等の耐震化：32 基（H35）
- ◆河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：3 施設（H35）
- ◆水管理・国土保全局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：12 施設（H35）
- ◆港湾局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：5 施設（H35）
- ◆水産庁所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：10 施設（H35）
- ◆教職員の初任者に対する防災に関する校内研修：32.6%（H25） → 90%（H35）
- ◆各特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進するための指導・支援実施校数：15 校程度／年（H26～H35）
- ◆各教職員の防災意識の向上を図るため、教職員研修の中に体系的に導入された防災研修実施回数：特別支援学校 各校 1 回以上／年（H26～H35）
- ◆防災教育指導者の養成：600 人／年（H26～H35）
- ◆高校生防災リーダーの育成：60 人／年（H26～H35）

1-4 堤防の沈下、水門等の倒壊による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 広大なゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など地形地質条件等の特性を考慮し、ハザードマップの作成支援、避難計画策定、高台等における避難場所の確保、河川・海岸堤防の耐震化等に加え、安全な台地の利用など土地利用と一体となった減災を含めて、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた対策の推進が必要である。

(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水閘門・排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

- 津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。

(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

- 各種ハザードマップの作成・見直し等のソフト対策を推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、浸水・津波ハザードマップを作成する市町村：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆浸水・津波避難訓練の実施：1 回／年（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、津波避難訓練を毎年度実施する市町村：該当市町村全て（19 市町村）（H35）
- ◆訓練の実施：4 回程度／年（H35）
- ◆津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合：100%（19 市町村）（H35）
- ◆内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合：100%（H35）
- ◆農業用ため池の耐震診断の実施：603 箇所（H26） → 681 箇所（H35）
- ◆（再掲）農地海岸堤防の耐震化：9.7km（H26） → 12.1km（H35）
- ◆（再掲）排水機場の耐震化：19 箇所（H26） → 79 箇所（H35）
- ◆（再掲）県管理河川の堤防の耐震化：57.2km（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸堤防の耐震化：20.7km（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸堤防の補強・補修：5.0km（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸堤防の耐震化：2.9km（H35）
- ◆（再掲）水産庁所管海岸堤防の耐震化：3.4km（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸堤防の補強・補修：0.9km（H35）
- ◆（再掲）漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）
- ◆（再掲）河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27 施設（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸の水門等の耐震化：20 基（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸の水門等の耐震化：18 基（H35）
- ◆（再掲）水産庁所管海岸の水門等の耐震化：32 基（H35）
- ◆（再掲）河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：3 施設（H35）
- ◆（再掲）水管理・国土保全局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：12 施設（H35）
- ◆（再掲）港湾局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：5 施設（H35）
- ◆（再掲）水産庁所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：10 施設（H35）

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害対策等の推進)

- 広域的に同時多発する土砂災害等に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と市町村が行う警戒避難体制の確立を促進する必要がある。

一方、想定している規模以上の大規模な土砂災害（深層崩壊）等に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるようソフト対策による各種施策を検討する必要がある。

（ため池の耐震化等の推進）

- 大規模地震により決壊した場合、下流の人家等に影響を及ぼすおそれのあるため池について耐震診断、耐震改修を推進するとともにハザードマップを作成するなど、ソフト対策も充実する必要がある。

（森林・農地等の保全機能の低下への対応）

- 山村の地域活動の停滞に伴う森林・農地等の管理放棄により、国土保全機能の低下を防ぐため、基幹的水利施設の耐震化や保安林の維持・造成に必要な治山施設、農業用施設等の整備を進める必要がある。森林の整備に当たっては、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る必要がある。

（重要業績指標）

- ◆ 治山施設の整備：108 箇所（H27～35）
- ◆ 大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化：2 地区（国・機構営）（H26）
→ 3 地区（国・機構営）（H35）、48.9km（県営）（H35）
- ◆ 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数：55 千集落（H25） → 58 千集落（H30）
- ◆ 農業用ため池の耐震化等の整備：31 箇所（H26） → 118 箇所（H35）
- ◆ 農業用ため池のハザードマップの作成：598 箇所（H26） → 681 箇所（H35）
- ◆ 土石流対策施設等の整備：59 箇所（H35）
- ◆ 急傾斜地崩壊防止施設の整備：53 箇所（H35）
- ◆ 地すべり防止施設の整備：1 箇所（H35）
- ◆ 土砂災害防止法に基づく基礎調査：9,400 箇所（H32）

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（効果的な教育・啓発の実施）

- 津波被害等の軽減・防止を図るため、住宅の耐震化、家具等の転倒防止等を含め、早期避難に繋がる効果的な教育・啓発や、ハザードマップの作成・周知などによる津波避難に関する教育・啓発等の取組の促進が必要である。

（情報伝達手段の多様化の推進）

- 情報伝達手段の多様化に向けて、市町村における J アラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、住民リストの整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を、確実かつ迅速に提供する必要がある。さらに多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する必要がある。

（情報収集手段の多様化等とプラットフォーム等の共通化の推進）

- 民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化が図られてきていることから、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や、プラットフォームの共通化を図る必要がある。また、県内各地で観測されたデータを基に、地震の発生状況等を分析する必要がある。

（情報の効果的な利活用に向けた人員・体制の整備）

- 情報収集・提供手段の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集・提供の主要な主体である自治体を始め、教育機関や地域で防災の役割をもつ団体の人員・体制を強化する必要がある。

（発災後の交通渋滞への対応の検討）

- 自動車避難のルールの検討等を行い、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難

の遅れを回避する必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆家具の固定率：56% (H25) → 65% (H35)
- ◆市町村の研修参加率：85% (H26) → 95% (H30)
- ◆(再掲) 訓練の実施：4 回程度/年 (H35)
- ◆同報系防災行政無線の他に、住民への伝達手段を複数整備する市町村：該当市町村全て (27 市町村) (H35)
- ◆市町村職員等への研修の実施：1 回以上/年 (H35)
- ◆外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知数：54 市町村 (H30)
- ◆(再掲) 教職員の初任者に対する防災に関する校内研修：32.6% (H25) → 90% (H35)
- ◆(再掲) 各特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進するための指導・支援実施校数：15 校程度/年 (H26～H35)
- ◆(再掲) 各教職員の防災意識の向上を図るため、教職員研修の中に体系的に導入された防災研修実施回数：特別支援学校 各校 1 回以上/年 (H26～H35)
- ◆(再掲) 防災教育指導者の養成：600 人/年 (H26～H35)
- ◆(再掲) 高校生防災リーダーの育成：60 人/年 (H26～H35)
- ◆停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数：145 台 (H26) → 304 台 (H32)

2) 大規模地震災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波対策を着実に進めるとともに、ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域などの甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域その他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の整備や離島航路の確保や発着岸壁の耐震強化を図る必要がある。

(迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備)

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等による装備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用等による道路交通情報の把握、関連する情報の収集、共有、提供など、現体制の実効性を検証する必要がある。

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 水道施設は、老朽化対策と合わせ耐震化および飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を着実に促進する一方、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討や、応急給水計画策定促進等を進める必要がある。

(ガス施設の老朽化対策等の推進)

- ガス施設等については、耐食性・耐震性に優れた管への取替を促進するとともに、関係機関と連携しつつ、老朽化対策等を促進する必要がある。

(応急用食料等の調達に向けた企業連携型BCPの取組みの促進)

- 南海トラフ地震等の広域かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業BCP等の取組促進、改善を図る必要がある。

(備蓄機能等の強化)

- 地震被害予測調査結果等を踏まえ、地域における食料・生活物資等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化促進を図る必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、企業、避難所等においてもそれぞれ備蓄量の確保を促進する必要がある。

(燃料等の仮貯蔵)

- 燃料仮貯蔵施設が多く立地する臨海部においては、BCP等の策定を促進させる必要がある。また、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドライン等に基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所：3箇所 (H33)
- ◆ 必要水量を確保するための実効性のある計画の策定率：57% (H27) → 100% (H29)
- ◆ 災害救助用食料の充足率：県の需要量に対し100% (H35)
- ◆ 広域的支援物資輸送訓練実施箇所率：100% (H35)
- ◆ 多様な物流事業者からなる協議会等の設置・開催：毎年度開催 (H35)
- ◆ 物流事業者団体との災害時支援協定締結の充実（愛知県トラック協会）：所要の見直し (H29)
- ◆ 物流事業者団体との災害時支援協定締結の充実（東海倉庫協会）：所要の見直し (H29)
- ◆ (再掲) 国補助制度（消防防災施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率）：100% (H35)
- ◆ 災害救助用備蓄物資と合わせ、県が拠出すべき物資の調達先の確保（充足）率：災害救助用物資の備蓄と合わせ県の需要量の100%充足 (H35)
- ◆ 計画の届出率：100% (H35)
- ◆ 応急用食料の充足率：100% (H24) → 100%を維持（毎年度）
- ◆ 海拔ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km (H26) → 26.4km (H31)
- ◆ 基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km (H32)
- ◆ 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km (H32)
- ◆ 緊急輸送道路等の整備延長：約108km (H35)
- ◆ 落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆ 三河港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆ 港湾BCPの推進：3港 (H35)
- ◆ 航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合：0% (H24) → 100% (H28)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

- 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備を推進する必要がある。特にゼロメートル地帯等甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域等では、道路網の充実に努める必要がある。また、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る必要がある。

(山間地等における避難路等の確保促進)

- 山間地等において、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

(孤立集落等の救出計画の策定等)

- 孤立集落発生時の支援体制の強化に向けて、効率的な活動体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の高度化等とともに、孤立化を前提とした救出計画の策定を促進するなどの対策を進める必要がある。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 大規模地震災害時に、復興を先導する行政職員等の施設について、機能の大幅な低下を回避する必要がある。

(民間プローブ情報の活用による道路交通情報の把握等)

- 大規模地震発生時における交通混乱等を回避するため、民間プローブ情報の活用等による道路交通情報の的確な把握及び被災地における適切な情報伝達を行う体制づくりに取り組む必要がある。

(離島における船舶発着岸壁の耐震強化促進等)

- 離島において、海上輸送・連絡が可能となるよう船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、民間及び関係機関が所有する海上輸送設備の活用について検討する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ヘリスポットの整備が必要な孤立可能性集落の把握：2回程度 (H35)
- ◆孤立集落に関する現況調査の実施：2回程度 (H35)
- ◆孤立可能性集落への衛星携帯電話等の配備を行う市町村数：100% (15市町村) (H35)
- ◆孤立可能性集落を有する市町村における伝達項目リストの作成率：100% (15市町村) (H35)
- ◆避難路に利用できる林道の整備：25.6km (H27～H35)
- ◆基幹林道の整備：25.6km (H35)
- ◆旧三河山間14町村道路改良延長：約11km (H32)
- ◆(再掲)緊急輸送道路等の整備延長：約108km (H35)
- ◆(再掲)落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆(再掲)緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆(再掲)臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆(再掲)三河港湾湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆(再掲)港湾BCPの推進：3港 (H35)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 自衛隊、警察、消防、海保等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。また、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織等の充実強化や道路啓開等を担う建設業の人材等の確保を推進する必要がある。また、各部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。

(関係機関の情報の共有化と合同訓練の実施)

- ゼロメートル地帯等の地域特性や様々な災害現場に対応できるよう、関係機関が合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。また、災害対応において、自治体毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務や災害情報など必要な事項について標準化、共有化を推進する必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

(自治体等の活動の支援)

- 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な活動を支援する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策を着実に進める必要がある。

(離島における救助・救急活動の検討等)

- 離島における救助・救急活動が確実に実施されるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、移動手段の確保等、離島の救助・救急活動について検討する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所：3箇所 (H33)
- ◆ 自主防災組織による活動カバー率：95% (H25) → 100% (H35)
- ◆ 県内消防本部職員の外傷・災害対応講習の受講：100人/年 (H35)
- ◆ 県内消防本部と防災関係機関との合同訓練の実施：不定期実施 → 1回/年 (H35)
- ◆ 消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合：28% (H26) → 100% (H35)
- ◆ 消防団啓発普及活動の実施：1回/年 (H26~H35)
- ◆ 「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定：23市町村 (H27)
→ 全市町村 (H35)
- ◆ 消防団協力事業所制度の実施：20市町村 (H26) → 全市町村 (H35)
- ◆ 広域避難場所等となる県営都市公園 (7公園) の供用面積の拡大：93ha (H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：約108km (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策 140箇所：(H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆ 警察施設の耐震化率：64.4% (H26) → 100% (H28)

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(需要を想定した備蓄量の検討)

- 災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギー需要を想定した備蓄量の検討及び関係自治体間や民間団体等との連携体制を構築する必要がある。

(自立・分散型エネルギー供給の促進)

- 災害拠点施設等のエネルギー需要においては、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進める必要がある。また、医療施設や福祉施設等において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー支援方策について検討する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策を着実に進める必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 処置拡大救急救命士の養成 584人(H26) → 900人(H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長 約13km(H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長 約49km(H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長 約108km(H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策 140箇所(H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 40橋(H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化: 3橋(H35)

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 帰宅困難者対策については、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な避難場所や一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設については、帰宅困難者の受入態勢の確保に向けて、自治体と関連事業者の連携強化を図る必要がある。また、混乱の発生を避けるため、駅等に人を集中させない取組を実施する必要がある。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として、交通インフラの早期復旧を実施するため、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。

(民間プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等)

- 災害時に自動車同乗者に、適切な情報を提示するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報を活用した渋滞状況を把握するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 地方行政機関等(警察等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するとともに、庁舎等における帰宅困難者への対応を検討する必要がある。

(代替輸送手段の確保等)

- 大規模災害時において、公共交通機関が停止する中、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援として、代替輸送手段の確保等に取り組む必要がある。

(公共交通事業者等との連携強化)

- 海上輸送機能が停止した場合、離島に帰宅する住民、離島へ滞在中の観光客等が長期の帰宅困難者になることから、受入体制を確保するため、公共交通事業者等と連携強化を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 関係機関との帰宅困難者対策に係る意見交換: 年1回(H26~H35)

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時における医療機能の確保)

- 災害時医療救護活動に関する協定締結を継続して推進するとともに、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。

(災害拠点病院の耐震化の促進)

- 災害拠点病院の内、耐震化が未了の施設については、大規模地震の際災害時医療の中核とし

ての機能を提供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に推進する必要がある。

(災害拠点病院の防災・減災機能の強化)

- 災害拠点病院や救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における訓練の実施等を行う必要がある。さらに、浸水域にある災害拠点病院や第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 大規模地震発災時には、救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策等を着実に推進するとともに、被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。

(救急搬送の遅延の解消)

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、また、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。さらに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備を推進する必要がある。

(医師の確保)

- 離島等、現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあっては、人的被害を拡大させることから、人口減少、人口流出対策を含め、平常時から医師不足が解消される取組みを実施する必要がある。

(災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 各市町村における災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆災害時の心のケア活動に関する研修会の受講者数：50人/年（H26～H35）
- ◆医薬品搬送等訓練の実施：1回/年（H26～H35）
- ◆医薬品、医療機器及び衛生材料のランニング備蓄の委託団体数：2団体（H26） → 2団体を維持（毎年度）
- ◆医薬品等の供給に関する協定を締結する団体数：5団体/年（H26） → 5団体を維持（毎年度）
- ◆災害時医療救護活動に関する協定を締結する団体数：1団体/年（H26） → 1団体を維持（毎年度）
- ◆（再掲）愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km（H35）
- ◆（再掲）基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km（H32）
- ◆（再掲）都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km（H32）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の整備延長：約108km（H35）
- ◆（再掲）落石等危険箇所対策：140箇所（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）
- ◆（再掲）三河港湾施設の耐震化 岸壁：1施設（H35）、大型荷役機械：1基（H35）

2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

- 消毒や害虫駆除等や、被災者の生活空間から病原菌の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく必要がある。また、平時からの予防接種の促進等が必要である。

<p>(下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、下水道BCPの策定を促進していく必要がある。 <p>(医療活動を支える取組みの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。
<p>(重要業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 予防接種法に基づく予防接種市町村が実施する麻しん・風しんワクチンの接種率：約 95% (H25) → 95%以上 (毎年度) ◆ 水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53 施設 (H35) ◆ 重要管きよの流下機能確保のための管きよ施設の耐震化：0.9km (H35) ◆ 非常用自家発電設備の整備：10 施設 (H35)

3) 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

<p>3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化</p> <p>(治安確保のための体制と装備資機材の充実強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安の確保に必要な体制を確保するとともに、非常用電源設備や装備資機材の充実強化を図る必要がある。 <p>(公共の安全等の秩序維持体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共の安全と秩序の維持を図るため、本県として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。また、各機関の派遣要領に基づく派遣体制の確立が必要である。 <p>(警察署等の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署や交番等は、南海トラフ地震のような大規模地震発生時にも、その機能が十分機能するよう、耐震化を推進する必要がある。
<p>(重要業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ (再掲) 警察施設の耐震化率：64.4% (H26) → 100% (H28) ◆ 非常用電源の整備率：26.6% (H26) → 42.2% (H30)

<p>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p> <p>(緊急交通路の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等を整備するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。また、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制の早期構築が必要である。 <p>(信号機電源付加装置の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を着実に進める必要がある。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。
<p>(重要業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ (再掲) 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数：145 台 (H26) → 304 台 (H32)

3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

(基幹的広域防災拠点の整備等)

- 首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れながら、中部圏において基幹となる広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所 3箇所 (H33)

3-4 名古屋市三の丸地区などの地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

- 地方行政機関等の施設は、災害対応の機能強化を図るとともに、国・地方行政機関等の連携、情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。また、防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の補強・育成、物資等の備蓄、職員の参集状況や家族の安否確認、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。

(自治体の業務継続計画の作成及び見直し)

- 業務継続計画の作成及び見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。

(官庁施設等の耐震化の推進)

- 被災時に災害拠点等として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等を着実に推進する必要がある。

(防災拠点等の耐震化の推進)

- 防災拠点となる公共施設等は、耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要があり、また、中部圏の基幹的広域防災拠点の整備を促進するため、国による支援措置の拡充の働きかけを合わせて行う必要がある。

(業務バックアップ拠点等の耐震化)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る公共施設等の耐震化を促進する必要がある。

(防災拠点等の電力確保)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

(地方行政機関の施設以外の災害対応力の強化)

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や無電柱化を着実に推進する必要がある。また、職員への研修や各関連機関や県民との連携による総合防災訓練等により、防災意識の高揚及び災害対応能力の向上を行う必要がある。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。また、天井等落下防止対策を進めるため、専門的技術者の養成等を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 災害時の心のケア活動に関する研修会の受講者数：50人/年 (H26~H35)
- ◆ 業務継続計画の策定：県及び18市町村 (H26) → 県及び県内すべての市町村 (H35)
- ◆ 職員への研修回数：年1回 (H26) → 年1回 (H35)
- ◆ 防災部門研修の実施：2回程度 (H35)
- ◆ 総合防災訓練の実施：1回/年 (H35)
- ◆ シェイクアウト訓練の実施：1回/年 (H35)
- ◆ 地域住民や自主防災組織等の参加による地震想定での防災訓練を毎年度実施する市町村：全市町村 (H35)
- ◆ PFI手法による環境調査センターの建替えの実施：建替え完了 (H31)
- ◆ 再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、再生可能エネルギー発電設備を導入する公共施設数：47施設 (H28)
- ◆ (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆ 学校の耐震化：97% (H25) → 早期完了 (H35)

4) 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域もしくは県全体に渡って途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。また、対応策を推進する必要がある。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 長期電源途絶等に対する情報通信システムの確保に向け、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入検討など必要に応じて対策を講じる必要がある。また、事業継続計画(BCP)の見直しを含め、防災訓練等による資機材の使用法の習熟を図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、地震・津波対策を着実に推進する必要がある。電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保の他、再生可能エネルギー等の導入を推進するなどの対策を行う必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、再生可能エネルギー発電設備を導入する公共施設数：47施設 (H28)
- ◆ (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(放送設備等の防災対策)

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する必要がある。

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう相互に補完できる連携体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の導入を推進するなど、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。また、甚大な災害が発生した場合は、自治体自らが遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を提供するため臨時災害FM放送局の開局も検討する必要がある。

(民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等)

- 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図る必要がある。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。

(災害対応業務の標準化による情報通信)

- 大規模地震発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ確に対応できるように態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

5) 大規模地震災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(個別企業BCP策定の促進)

- 個別企業のBCPについては、企業規模等によって異なっており、BCPの策定を引き続き支援するとともに、その実効性を向上させる必要がある。また、具体的な策定項目を充実させる必要がある。

(地域連携BCP策定の促進)

- 大規模地震発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図る必要がある。

(物流事業者BCP策定の促進)

- 物流事業者のBCPは、企業毎のBCP策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型BCPの策定に取り組む必要がある。

(港湾BCP策定の促進)

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを策定する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路・港湾・空港施設の災害対策の推進)

- ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、国道23号名豊道路、国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパス及び幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、震災対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策等を着実に推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 中小企業景況調査、ヒアリング調査、窓口相談：景況調査4回訪問ヒアリング210企業 (H26～H35)
- ◆ 中小企業のBCP策定率：5.3% (H25) → 12% (H35)
- ◆ (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：約108km (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾BCPの推進 3港 (H35)

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定を促進し、訓練の実施等を通じて実効性を高める必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路等の輸送基盤の地震、津波対策等を着実に進め、サプライチェーンの保持を促進する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。

(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入)

- 災害時の石油供給の拠点となる中核サービスステーションの整備を推進するとともにエネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション、LPガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。また、工場・事業所等において移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

(石油コンビナート等防災訓練の実施)

- 地震発生時における事業所等の応急予防措置や応急対策を円滑に実施するために、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位の整理とともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路の検討が必要である。

(重要業績指標)

- ◆ 石油コンビナート等防災訓練の実施：1回 (H26～H31)
- ◆ タンク情報の共有及び更新：年1回 (H26～H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約13km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約49km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：約108km (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)

- 石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化や周知を図る必要がある。

(コンビナートに係る設備の耐震化等)

- 南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、耐震基準に対し未改修の石油タンクなどのコンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。

(有害物質等の流出防止対策)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆石油コンビナートに係る設備の耐震化等：89.25% (H25) → 100% (H28)
- ◆(再掲) 総合防災訓練の実施：1回/年 (H35)

5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通施設の防災対策の推進)

- 災害時の代替性を確保するため、新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網の着実な整備を推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図る必要がある。また、西知多道路の推進や浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線中間駅へのアクセス性向上を検討する必要がある。緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、現在行われている鉄道施設の耐震対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策等を引き続き着実に推進する必要がある。
- 大規模地震発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。

(海上輸送拠点の耐震化等の促進)

- 陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。

(海上輸送機能の災害対応能力の強化)

- 港湾のBCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を検討する必要がある。

(空港の災害対応機能等の強化)

- 災害時に求められる必要な空港機能、輸送能力を確保していく必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスク想定促進)

- 地震、津波等に関する被害の想定、幹線交通が分断するリスクの想定が十分にはできていないため、関係機関が連携して引き続き対策検討を行う必要がある。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・県民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所：3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約 13km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約 49km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：約 108km (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1 施設 (H35)、大型荷役機械：1 基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾 BCP の推進：3 港 (H35)

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(金融機関における防災対策の推進)

- 全ての主要な金融機関において、BCP策定が早期に確保されるよう対策を実施する必要がある。また、BCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆被災中小企業向けの災害復旧資金貸付案内の発行部数：30,000 部程度 (H35)

5-6 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 広域にわたる大規模地震の発生時を想定した、全国的な食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。

(食品関連の事業者等全体の連携強化)

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、自治体間や民間企業等との連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設の耐震、耐津波性の強化、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図っていく必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時

における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る。

(重要業績指標)

- ◆ 食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合：24% (H24) → 50% (H29)

- ◆ 排水機場の耐震化：19 箇所 (H26) → 79 箇所 (H35)
- ◆ 農道橋（延長 15m 以上）を対象とした点検・診断の実施割合：約 29% (H26) → 100% (H32)
- ◆ (再掲) 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の促進：12 漁港（農林水産部）(H35)
- ◆ (再掲) 海拔ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km (H26) → 26.4km (H31)
- ◆ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策：11 施設 (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港湾湾施設の耐震化 岸壁：1 施設 (H35)、大型荷役機械：1 基 (H35)

6) 大規模地震災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

(電力供給ネットワーク等の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、発・変電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、各機関における事業継続計画（BCP）の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平時も含め関係機関と電気事業者の間で連携体制を構築する必要がある。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進するとともに、市町村や道路管理者等との間で土砂災害情報を共有するなどの連携強化が必要である。

(製油所の非常時出荷能力等の確保)

- 製油所の非常時出荷能力等を確保するため、ガソリン等の燃料について、備蓄、供給体制を整備するほか、通信・放送施設等の長時間停電等に備えるための燃料等を確保する必要がある。

(石油関連施設の防災対策の強化)

- 港湾機能を早期回復させるため、コンビナート港湾における関係者が連携したBCPを策定する必要がある。

(石油燃料の確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進)

- 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源の多様化に対応し、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく必要がある。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 協定を締結するなどにより、災害時の石油燃料の確保や円滑な運搬給油体制を維持する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆(再掲) 再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、再生可能エネルギー発電設備を導入する公共施設数：47施設(H28)

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の耐震化等の促進)

- 上水道、工業用水道施設について地震対策実施計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化を促進等する必要がある。

(上水道等復旧の体制等の強化)

- 大規模地震発生時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及促進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆重要給水拠点へ至る配水管の耐震化率：20% (H27) → 100% (H42)
- ◆重要給水拠点へ至る配水池の耐震化率：68% (H27) → 100% (H42)
- ◆浄水場等の耐震化：6箇所 (H35)
- ◆県営水道施設の整備：6箇所 (H35)

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定)

- 下水道施設について、耐震診断が必要な施設の点検を実施することにより、耐震性の不足する施設を把握し、処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化、改築・更新の実施、非常時の電源確保等を推進していく必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道事業継続計画(下水道BCP)の策定の促進を図る必要がある。

(農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化等の推進)

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策、耐震化等を着実に推進する必要がある。

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(污水处理施設等の防災対策の強化)

- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆農業集落排水施設の機能診断の実施割合：4割 (H26) → 10割 (H32)
- ◆水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53施設 (H35)
- ◆重要管きょの流下機能確保のための管きょ施設の耐震化：0.9km (H35)
- ◆非常用自家発電設備の整備：10施設 (H35)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道153号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道153号伊勢神改良などの推進や迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- 大規模地震発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する必要がある。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

- 発災後、ETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、事業継続計画(BCP)の策定など必要な体制整備を図る必要がある。また、代替輸送ルート計画の支援などについて検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所 3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 避難路に利用できる林道の整備 : 25.6km (H27~H35)
- ◆ (再掲) 基幹林道の整備 25.6km (H35)
- ◆ (再掲) 農道橋(延長15m以上)を対象とした点検・診断の実施割合 : 約29%(H26) → 100%(H32)
- ◆ (再掲) 海拔ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備 : 17.9km(H26) → 26.4km (H31)
- ◆ 国(中部運輸局)、愛知県トラック協会、東海倉庫協会との連絡会議の開催 : 1回/年 (H35)
- ◆ (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長 : 11.8km (H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長 : 約13km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長 : 約49km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長 : 約108km (H35)
- ◆ (再掲) 落石等危険箇所対策 : 140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 : 40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化 : 3橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港湾施設の耐震化 岸壁 : 1施設 (H35)、大型荷役機械 : 1基 (H35)

6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(避難所の運営体制等の整備)

- 被災者の避難生活を市町村が適正に支援できるよう、市町村における避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、全市町村で地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する必要がある。また、災害時要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。

(避難所の耐震化等の推進)

- 避難所となる施設の構造体の耐震改修、学校施設の耐震化(吊り天井等の非構造部材含む)や

避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の表記（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。

（避難所における環境整備）

- 避難所における環境整備や運営マニュアルの周知のほか、避難所における生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図る必要がある。また、避難所等の円滑な運営に必要となる各種の避難生活支援に向けた体制構築を図る必要がある。さらに、市町村においては、高齢者、障害者、妊産婦などを対象とした避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の策定、福祉避難所の指定を促進する必要がある。

（避難所の絶対量の不足に対する相互連携）

- 多数の避難者により収容可能な施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。

（重要業績指標）

- ◆市町村における避難所運営マニュアルの整備：全市町村（H35）
- ◆南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金の「災害時要配慮者対策事業」を活用する市町村：全市町村（H35）
- ◆（再掲）再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、再生可能エネルギー発電設備を導入する公共施設数：47施設（H28）
- ◆関係職員を対象とした運営訓練の実施：20人程度/年（H25～H35）
- ◆災害時における生活環境安全対策マニュアル項目の見直し：避難所における生活衛生の確保（H35）
- ◆（再掲）県立学校の建物（Bランク IS 値 0.3 以上 0.7 未満）の耐震化：531棟（H27） → 100%（H28）

7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

（救助活動能力の充実・強化）

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせる横断的に進める必要がある。

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

（交通渋滞の把握・回避）

- 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等を整備するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

（農業用燃料タンクの燃料流出防止対策）

- 農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進が必要である。

（消防団員の確保）

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組みを実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 自主防災組織による活動カバー率：95% (H25) → 100% (H35)
- ◆ (再掲) 補助制度 (消防防災施設整備費補助金) 及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い (補助採択率)：100% (H35)
- ◆ (再掲) 避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業：459ha (H35)
- ◆ (再掲) 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消：104ha (H23) → 100%解消に近づける (H32)
- ◆ (再掲) 3 公園 (大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地) の用地取得：1.4ha (H35)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(港湾の災害対応力の強化)

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

- 津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化及び新設を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

(河川・海岸の水閘門及び排水機場等の耐震化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震補強を推進する必要がある。

(危険な物質を扱う施設における防災対策)

- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。

(漂流物防止対策の推進)

- 南海トラフ地震等による大規模津波により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

(港湾BCP策定の促進)

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCP (名古屋港 0%、三河港 0%、衣浦港 0% (H25)) を策定する必要がある。

(物流施設・ルートの耐災害性の推進)

- 災害時の港湾物流機能の確保策の検討、また、主要な橋梁の耐震化の推進等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取り組みを推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率 (計画高までの整備と耐震化)：約 31% (H24) → 約 66% (H28)
- ◆ (再掲) 農地海岸堤防の耐震化：9.7km (H26) → 12.1km (H35)
- ◆ (再掲) 県管理河川の堤防の耐震化：57.2km (H35)
- ◆ (再掲) 水管理・国土保全局所管海岸堤防の耐震化：20.7km (H35)
- ◆ (再掲) 水管理・国土保全局所管海岸堤防の補強・補修：5.0km (H35)

- ◆ (再掲) 港湾局所管海岸堤防の耐震化 : 2.9km (H35)
- ◆ (再掲) 水産庁所管海岸堤防の耐震化 : 3.4km (H35)
- ◆ (再掲) 港湾局所管海岸堤防の補強・補修 : 0.9km (H35)
- ◆ (再掲) 漁港の津波対策施設の新規設置 : 1.4km (H35)
- ◆ (再掲) 河川の水閘門・排水機場等の耐震化 : 27 施設 (H35)
- ◆ (再掲) 水管理・国土保全局所管海岸の水門等の耐震化 : 20 基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾局所管海岸の水門等の耐震化 : 18 基 (H35)
- ◆ (再掲) 水産庁所管海岸の水門等の耐震化 : 32 基 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁 : 1 施設 (H35)、大型荷役機械 : 1 基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾 BCP の推進 : 3 港 (H35)
- ◆ (再掲) 航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 : 0% (H24) → 100% (H28)

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化の啓発)

- 住宅・建築物等の耐震化は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、十分に進まない状況にあり、その促進に向けた対策を講ずる必要がある。

(災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制を強化する必要がある。

(交通渋滞の回避)

- 迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等を整備する等により、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 住宅の耐震化率 : 85% (H23) → 95% (H32)
- ◆ (再掲) 耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数 : 15,302 棟 (H23) → 1/5 に削減 (H32)
- ◆ (再掲) 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 : 145 台 (H26) → 304 台 (H32)

7-4 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の防災対策の推進)

- 築造年代が古く、大規模地震により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震診断や耐震化、ハザードマップの整備など総合的な対策を実施する必要がある。

(排水機場等の防災対策)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、機場建屋の耐震性・耐波性・耐水性を確保する必要がある。
- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な維持管理を行う必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- 自治体・地域住民・施設管理者等が連携し、ダム等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所^①の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 農業用ため池の耐震化等の整備：31箇所(H26) → 118箇所(H35)
- ◆ (再掲) 農業用ため池の耐震診断の実施：603箇所(H26) → 681箇所(H35)
- ◆ (再掲) 農業用ため池のハザードマップの作成：598箇所(H26) → 681箇所(H35)
- ◆ (再掲) 排水機場の耐震化：19箇所(H26) → 79箇所(H35)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等を指導する必要がある。

(石綿飛散防止対策)

- 震災発生時の倒壊建屋等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底を指導する必要がある。
- 地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める必要がある。

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期に処分を完了するよう指導する必要がある。また、県有施設の中には地震発生時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる必要がある。

(大規模災害時における環境測定機能の維持対策の推進)

- 大規模災害時にも、環境面における県民の安全・安心を確保するため、環境測定の設備等の整備を進める必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 特定化学物質等管理書の提出率：100%(H35)
- ◆ 解体工事現場立入検査：200件/年(H25) → 200件/年(H35)
- ◆ 愛知県内の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：79%(H25) → 100%(H34)
- ◆ 県有施設の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：82%(H25) → 100%(H29)
- ◆ 県有施設の安定器等・汚染物の処理の進捗率：0%(H25) → 100%(H33)
- ◆ 毒物劇物大量保管施設への立入検査件数：対象施設数の約半数/年(H26～H35)

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地や農業水利施設等の保安全管理と体制整備)

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。また、排水施設等の機能確保とともに、津波による塩害対策のため、除塩計画の策定等、事前対策や体

制を整備しておく必要がある。

(地域コミュニティ等と連携した森林整備等の推進)

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を講じた上で、県土に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 林内路網密度：23m/ha (H23) → 24m/ha (H27)
- ◆ 県有林・海上の森で森林整備・保全活動を実施している組織数：37 組織 (H25) → 55 組織 (H27)
- ◆ 市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合：74% (H25) → 78% (H30)
- ◆ (再掲) 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数：55 千集落 (H25) → 58 千集落 (H30)
- ◆ (再掲) 治山施設の整備：108 箇所 (H27~H35)
- ◆ (再掲) 間伐の実施により多面的機能を発揮させる森林面積 (H23 からの累計)：13,226ha (H25) → 26,000ha (H27)

7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、状況に応じて国内外に発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

8) 大規模地震災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定促進・充実)

- 東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針(平成26年3月、環境省)に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。
- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。

(ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)

- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進め、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。
- 処理施設がない離島については、本土側への移送が必要となることから、大量輸送手段を確保する必要がある。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、市町村の回収・処理計画の策定を促進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 県が抛出するべき死体袋の確保（充足）率：県の需要量に対し 100% (H35)
- ◆ (再掲) 愛知県内の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：79% (H25) → 100% (H34)
- ◆ (再掲) 県有施設の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：82% (H25) → 100% (H29)
- ◆ (再掲) 県有施設の安定器等・汚染物の処理の進捗率：100% (H33)
- ◆ フロンガス回収・処理計画の策定：全市町村 (H35)
- ◆ 本県被害予測調査等に基づく市町村災害廃棄物処理計画の策定率：100% (H35)

8-2 人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興の担い手となる人材育成・確保と物資等の調達体制の整備)

- 復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組を行う必要がある。また、復旧・復興に必要な資機材等の調達・受入体制を整備する必要がある。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、人口減少地域においては、人口減少対策を推進する必要がある。

(事前復旧・復興計画等の策定)

- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら体制の強化を図る必要がある。また、大規模地震が発生した場合の派遣ニーズにも対応することができるよう、人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 県内ボランティア団体等と連携を図りながら、訓練や人材育成を行う必要がある。また、地域ごとの災害ボランティア等を含めた各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制を構築するほか、要配慮者等への支援を含めた地域コミュニティの組織化が必要である。
- ボランティアによる支援が特定の地域に偏らないよう、行政との連携により受け入れ体制の整備を図る。また、東海圏・中部圏・全国域でボランティアの受け入れに関する調整を行う必要があることから、隣県や国と連携体制の構築について協議を進める。

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する必要がある。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 協議会及び訓練の実施：年 1 回 (H26) → 1 回以上/年 (H35)
- ◆ 模擬訓練実施による訓練プログラムの策定 (H27)
- ◆ 県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練の毎年度実施
- ◆ 応急仮設住宅模擬訓練の実施 1 回以上/年 (H35)
- ◆ ヘリテージマネージャーの養成：80 名程度登録 (H26) → 100 名程度 (H35)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、教育機関等と連携しながら、これらの実施体制を構築する必要がある。
- 人口減少・少子高齢化により地域コミュニティが崩壊することがないように、人口減少地域においては、人口減少対策を推進する必要がある。

(地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避)

- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

(警察施設の機能強化)

- 南海トラフ地震のような大規模地震発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 自主防災組織による活動カバー率：95% (H25) → 100% (H35)
- ◆ 情報伝達訓練の実施：1回/年 (H26～H35)
- ◆ 会議・研修等の実施：会議1回/年、研修1回/年 (H26～H35)
- ◆ (再掲) 警察施設の耐震化率：64.4% (H26) → 100% (H28)
- ◆ (再掲) 非常用電源の整備率：26.6% (H26) → 42.2% (H30)

8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波・浸水被害の想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した耐震化等の対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を進める必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- 各種施設の管理者や公共交通等の事業者など、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなどソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所：3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾BCPの推進：3港 (H35)

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備しておく必要がある。

(地盤沈下対策の推進)

- 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制指導を行うとともに、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する必要がある。

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水閘門・排水機場等の耐震化等を推進する必要がある。

(津波による湛水の復旧の調整・検討)

- 津波による湛水から速やかに復旧するため、長期湛水が想定される区域の湛水排除作業の手順を検討する必要がある。また、放流先水域の管理者との事前の調整・検討および発災時の調整手段の整理が必要である。

(地籍整備等の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておく必要があることから、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備の促進が必要である。

(重要業績指標)

- ◆地籍整備の推進：全市町村 (H35)
- ◆(再掲) 農地海岸堤防の耐震化：9.7km(H26) → 12.1km (H35)
- ◆(再掲) 排水機場の耐震化：19箇所 (H26) → 79箇所 (H35)
- ◆排水路の耐震化：39.3km (H35)
- ◆可搬式応急ポンプの更新：100台 (H35)
- ◆水準測量調査等の実施及び調査結果の公表：1回/年 (H26) → 1回/年 (H35)
- ◆尾張地域の地下水揚水量：49万 m^3 /日以下 (H26) → 49万 m^3 /日以下 (H35)
- ◆(再掲) 内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合：100% (H35)
- ◆(再掲) 県管理河川の堤防の耐震化：57.2km (H35)
- ◆(再掲) 水管理・国土保全局所管海岸堤防の耐震化：20.7km (H35)
- ◆(再掲) 水管理・国土保全局所管海岸堤防の補強・補修：5.0km (H35)
- ◆(再掲) 港湾局所管海岸堤防の耐震化：2.9km (H35)
- ◆(再掲) 水産庁所管海岸堤防の耐震化：3.4km (H35)
- ◆(再掲) 港湾局所管海岸堤防の補強・補修：0.9km (H35)
- ◆(再掲) 漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km (H35)
- ◆(再掲) 河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27施設 (H35)
- ◆(再掲) 水管理・国土保全局所管海岸の水門等の耐震化：20基 (H35)
- ◆(再掲) 港湾局所管海岸の水門等の耐震化：18基 (H35)
- ◆(再掲) 水産庁所管海岸の水門等の耐震化：32基 (H35)

8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、市町村や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。
- 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給を図るため、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、産地・加工・供給の一貫した木材流通システムの構築に取り組む必要がある。また、緊急時に、仮設住宅資材としての県有林材の供給を検討する必要がある。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を促進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆県産木材の生産量：10.2万 m^3 (H25) → 12.0万 m^3 (H27)
- ◆被災建築物応急危険度判定士登録者：7,435人 (H25) → 10,000人 (H35)

- ◆ 県内被災宅地危険度判定士：800人を維持
- ◆ (再掲) 応急仮設住宅模擬訓練の実施：1回以上/年 (H35)

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等

■行政機能

(業務継続計画等の見直し)

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模地震発生時においても、行政機能等を維持するために、業務継続計画や各種防災対策計画等について、その実効性を高めるための訓練や評価を実施するとともに不断の見直しを図る必要がある。

(非常時優先業務の実施)

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模地震発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう対策を図る必要がある。そのためには、業務継続計画等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。

(災害対応力の強化)

- 応急対応に不可欠な広域防災拠点を県内に整備及び耐災害性の向上を図るとともに、復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱いに関する検討が必要である。
- 国や関係行政機関、民間等の取組を踏まえて、業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組を進めること等により業務継続体制を強化することが必要である。また、災害対応力を高めるために必要な人材の育成を平時から継続的に実施する必要がある。

(国からの大幅な権限、税財源の移譲)

- 大都市地域がその役割を果たすため、広域行政機能を強化し、独自の施策を柔軟・迅速に展開することができるよう、国からの大幅な権限、税財源の移譲により、行財政面、立法面における大都市地域の自立性の一層の向上を図る必要がある。

■警察・消防等

(救助活動拠点等の耐震化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、自衛隊施設、消防防災施設、公共・公用施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する必要がある。

(災害対応の装備資機材等の充実)

- 災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に行う必要がある。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る必要がある。

(応援部隊の受援体制等の整備)

- 災害対応の業務標準化に関する検討を行い、国内外からの応援部隊等の受入れに必要な受援体制を整備すること等を推進する必要がある。

(地域における防災体制の強化)

- 災害対応力を向上させるため、警察・消防等の体制強化、職員の災害対応力向上を図るとともに、様々な災害や状況を想定し、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練の実施や訓練施設の整備を行う必要がある。また、消防団の体制・装備、訓練の充実強化や水防団・自主防災組織等についての啓発活動の実施や社会の変化に応じた見直し等により、地域防災力の充実強化を図る必要がある。さらに、企業における防災対策を促進させるとともに、ボランティア活動の支援体制を整備する必要がある。

(交通制御機能の強化)

- 自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プローブデータ等の多様な情報を活用し、発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用することが必要である。また、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等を整備するとともに、信号機電源付加装置については、中長期的な視点から、着実な整備を進める必要がある。

②住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物、学校等の耐震化率は一定の進捗がみられるが、医療施設や警察施設、学校施設等の防災拠点となる施設の耐震化が十分進んでいないため、推進・促進する必要がある。また、天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進)

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の施設・構造物には脆弱性を有している可能性があることから、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に対し啓発を図る必要がある。また、地下街の防災対策のための計画に基づく取組を推進し、当該地域や施設の安全性を向上させる必要がある。

(水道施設の耐震化)

- 上水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、事業者や県内市町村との連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定)

- 大規模災害時に下水道を速やかに復旧するために、下水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、下水道BCPの策定を促進していく必要がある。

(帰宅困難者等支援対策の推進)

- 名古屋駅等の大規模ターミナル駅周辺においては、大量の帰宅困難者の発生も予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する必要がある。また、混乱の発生を避けるため、駅等に人を集中させない取組を実施する必要がある。

(関係機関による連絡調整)

- 地震、津波からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等を実施するため、道路の防災、震災対策や無電柱化、沿道建物の耐震化等の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う必要がある。

(道路の防災、震災対策)

- ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港などの物流拠点を結ぶ、国道23号名豊道路、国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパスをはじめとするネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の防災、震災対策を推進する必要がある。また、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備を推進する必要がある。

(迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進)

- 大規模災害により人々の生活する市街地が甚大な被害を受けた場合に備え、迅速かつ円滑に

復興計画の検討が進められるよう市町村と連携した取組を進めていく必要がある。また、住民の合意形成の重要性を鑑み、被災前から、地域住民と行政職員が協働して、あらかじめ被災後のまちづくりを考えるという「事前復興まちづくり」の取組を促進する必要がある。

③保健医療・福祉

（災害時における医療機能の確保）

- 広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定などの地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について、官民が連携して検討する必要がある。また、医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要な緊急輸送道路等の整備を推進する必要がある。

（医療施設等の耐震化）

- 災害拠点病院等及び福祉施設のうち、耐震化が未了の施設は、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能や避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。また、災害拠点病院等が災害時に必要な医療を提供できるように、防災・減災機能を強化する必要がある。

（医療施設等における燃料の確保）

- 医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー整備への支援や自家発電施設の整備及び地下燃料タンクの耐震化や増強などによる防災・減災機能の強化が必要である。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

（災害医療活動の確保）

- 災害派遣医療チーム（DMAT）が活動の拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し、医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路の防災、震災対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、情報通信の災害対応力の強化等を推進することにより、災害時の活動経路の早期啓開および医療物資物流を確保する必要がある。

（災害時要配慮者に対する福祉支援ネットワーク等の構築）

- 災害時において高齢者、障害者等要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。また、災害時に必要とされる地域コミュニティの強化と防災力の向上を図る必要がある。

（感染症の防疫と災害医療の円滑化の確保）

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する必要がある。

（災害時保健活動の確保）

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など中長期的な視点を持った、被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制整備を図る必要がある。

④エネルギー

(需給主体における対策及び輸配送ネットワークの強化)

- 南海トラフ地震により供給能力が大きく損なわれるおそれがあるため、供給側のみならず需要側を含めた総合的な対策を講じる必要がある。また、エネルギーの地域間相互融通を可能とする輸配送ネットワークの強化を検討・促進する必要がある。

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

- 燃料供給のバックアップ体制を強化し、サプライチェーンを確保するため、訓練の実施等を通じて実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る必要がある。また、石油、ガスの確保に向けた取組を推進する必要がある。

(供給能力を維持する施設やシステムの強化)

- 電気設備や製油所の供給能力維持のための施設やシステムの災害対応力強化を図る必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた体制整備)

- 発災後の燃料供給ルートを確認するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要がある。

(末端供給拠点の災害対応力強化と重要施設におけるエネルギーの確保)

- エネルギーの末端供給拠点の災害対応力を強化するとともに、避難所や医療施設等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する必要がある。

(地域における自立・分散型エネルギーの導入促進)

- 避難所や防災拠点施設におけるエネルギー供給源の多様化のため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等、自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

⑤情報通信

(県の施策との連携)

- 発災時の業務の継続性を確保するため、行政用の情報通信ネットワークの冗長化に取り組む必要がある。

(情報手段の多様性の確保)

- Jアラート（全国瞬時警報システム）の適切な運用を図ることで、職員への速やかな緊急情報の伝達による的確な初動対応を可能とするとともに、県民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する必要がある。また、テレビ・ラジオ放送や携帯電話等の通信手段が中断した際にも、情報提供・通信が出来るように通信衛星等の代替手段の確保等が必要である。

(情報の集約化と提供体制の確立)

- 避難・誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立が必要であるほか、事前の情報の収集・提供の実施や衛星携帯電話等の通信機器の整備を図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備が必要である。また、道路の無電柱化などの地域の地震・津波対策を着実に推進するとともに、災害時の公共交通機関の運行状況等の情報提供を行う体制・機能を整備する必要がある。

(地震・津波観測体制の充実・強化等)

- 地震予知観測網の整備充実や調査・研究の推進、伊勢湾・三河湾における海底地震計の新設等により、地震・津波観測体制の充実・強化を図る必要がある。また、GPS 波浪計で検知した津波の情報を住民等へ迅速に伝達する仕組みを検討する必要がある。

⑥産業・経済

(サプライチェーンの脆弱性の分析・評価)

- 複雑化するサプライチェーンの見える化に努め、特定の工場・事業所等への中核部素材の生産の集中といった実態を把握し、脆弱性の観点から分析・評価する必要がある。

(企業BCP策定の促進)

- 個別企業のBCPの策定状況は企業規模等によって異なることから、引き続き策定を促進する必要がある。さらに、サプライチェーンを確保するために、企業BCPの策定に加え、企業連携型BCPの策定への取組みが必要である。関係機関や関連他業種が幅広く連携する必要がある。

(策定マニュアル等の作成の促進と普及)

- 各企業等におけるにおけるBCP/BCMの策定促進や実効性向上に向けて、ライフライン関係機関および民間事業者と災害時の協力体制の確立を図るとともに、業種・業態にあわせた企業BCP策定マニュアル等の作成を推進するとともに、その普及啓発を行う必要がある。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- BCP策定と合わせ、産業設備の耐震化や非常用電源確保等による災害対応力の強化を図るとともに、サプライチェーンを支えるエネルギー供給、物流、情報通信基盤等における取組を推進する必要がある。また、リスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の移転・分散配置等について検討・促進する必要がある。

(企業内の人材育成と人材の確保)

- 企業BCPの実効性を確保・定着させるため、継続的な教育・訓練による企業内の人材育成に努めるとともに、PDCAサイクルにより企業BCPの改善を図っていく必要がある。また、例えば復旧・復興を担う建設業等においては、技能労働者等の高齢化の進展等担い手不足等の課題があり、人材の確保・育成に向けた取組み、環境づくりを進める必要がある。

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定を引き続き促進する必要がある。

⑦交通・物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

- 災害により分断、機能停止する可能性を前提に、広域的、狭域的な視点から新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網及び緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を着実に推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図ることで代替輸送ルートを確認する必要がある。また、西知多道路の推進や浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線中間駅へのアクセス性向上を検討する必要がある。また、輸送モード相互の連携・代替性の確保について、関係機関が連携して幅広い観点から更なる検討を進める必要がある。
- 我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトである「リニア中央新幹線」に関しては、国、地方自治体、関連事業者等が連携・協力しつつ、整備を推進する必要がある。また、「リニア中央新幹線」関連の工事の特殊性を考慮し、工事の着工から開業に至るまでの各段階における防災対策を講じる必要がある。あわせて、新東名高速道路を初めとする高速道路・高規格幹線道路ネットワークの着実な整備を図る必要がある。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道153号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道153号伊勢神改良などの推進や迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- 大規模地震発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する必要がある。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。

(輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備)

- 発災後の迅速な輸送経路啓開や鉄道の運行再開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有・提供など必要な体制整備を構築する必要がある。

(物流に係る各種BCPの策定)

- 企業ごとのBCPに加え、企業連携型BCPの策定に取り組む必要がある。また、港湾のBCPの策定により、港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を検討する必要がある。

(物流施設・ルートの耐災害性の強化)

- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、大規模な広域的防災拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する必要がある。

(港湾・空港における津波避難対策の強化)

- 港湾・空港における津波避難対策の検討については、関係機関相互の情報共有を図り、対策を議論するための検討体制を構築する必要がある。また、避難路や避難場所の整備を進める必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集やバックアップ体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。

(迅速な道路啓開、復旧の体制整備)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を促進することで、迅速な道路啓開、復旧の体制を整備する必要がある。

⑧農林水産

(災害時における食料確保対策の強化)

- とう精場の確保や家庭内備蓄を促進することで、食料確保対策を強化する必要がある。また、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。

(食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大)

- 災害時において、想定される必要供給量を踏まえたうえで、複数の調達先を確保できるよう、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）と米穀の調達に関する協定の締結を拡大・定着させる必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設、漁港施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める必要がある。また、津波による塩害対策のため、除塩計画の策定等、事前対策や体制を整備しておく必要がある。

(農山漁村の防災機能の強化)

- 農山漁村における重要な保全対象施設の整備を推進するとともに、ため池のハザードマップ作成、漁港・漁村の防災機能の強化、山地災害防止等、ハード・ソフト対策を組み合わせ、防災機能の強化を推進する必要がある。

(農地や森林等の保全管理と体制整備)

- 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、地域に根ざした植生の活用など、自然との共生の視点も含めた、農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等を適切に保全管理することを通じて、農地・森林等の荒廃を防ぎ、県土保全機能を適切に発揮させる必要がある。

(森林の有効活用)

- 地域コミュニティ等と連携した森林の整備・保全活動を推進するとともに、木材の利用が森林の適正な整備に寄与し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に貢献することから、木材の積極的な利用を促進する必要がある。また、災害時において仮設住宅資材としての県有林材の供給を検討する必要がある。

(ため池の設計基準の見直し)

- ため池について、東日本大震災を踏まえ、想定される大規模地震に耐えうるよう耐震設計基準の見直しを早期に行う必要がある。

(農山漁村地域整備交付金等の事業の促進)

- 再生可能エネルギーの導入による電力の地産地消の促進や地域活性化を図るため、農業用水を利用した小水力発電を導入する農山漁村地域整備交付金等の事業を促進する必要がある。

⑨ 県土保全

(総合的な県土保全対策の推進)

- 南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に対して備えるため、防災対策の充実に向けた取組を進めており、引続き、防災施設の整備による対策の強化が必要である。また、海岸堤防、河川堤防、土砂災害防止施設、下水道施設の整備、機能強化、耐震化等の施設整備を促進するとともに、各種災害に対するハザードマップの作成や警戒避難体制整備の促進、IT を活用した災害情報の収集・提供等のソフト対策を実施する必要がある。

(減災に資する対策の推進)

- 防災・減災に資する施設の整備については、適正かつ計画的に取り組むとともに、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。

(既存施設の管理・活用の推進)

- 海岸保全施設、河川管理施設、下水道施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する必要がある。

⑩ 環境

(災害廃棄物処理計画の策定等)

- 東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月、環境省)に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。また、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る必要がある。
- 災害廃棄物の円滑な処理に向け、他県、市町村、業界団体等との広域連携を図る必要がある。

(浄化槽の災害対応の強化)

- 浄化槽について、被災の影響を受ける可能性の高い浄化槽等の設置・管理状況の把握や、耐震性に関する評価手法が十分でなく、大規模な災害時に住民生活等に影響が出るおそれもあり、その対応強化を図る必要がある。単独処理浄化槽についてはより災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(有害物質の漏えい対策等の強化)

- 有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の適正管理、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の適正処理等の対策を進めるとともに、環境測定の設定等の整備を進める必要がある。

⑪ 土地利用

(安全な地域づくり)

- 南海トラフ地震等の発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性を考慮し、施設そのものに対する被害の防止と土地利用に対する規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えた検討と安全な地域づくりを行う必要がある。

(多極ネットワーク型のコンパクトシティの推進)

- 地域コミュニティの再構築や、食料やエネルギー等の自律分散ネットワークの整備に向けて、多極ネットワーク型のコンパクトシティの推進を検討する必要がある。

(地域機能等の維持・強化)

- 過疎化・高齢化等、集落におけるコミュニティ機能が低下している現状を踏まえ、地域機能や都市施設の維持・強化を検討する必要がある。

(地籍調査等の推進)

- 被災前における緊急輸送路の整備などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進する必要がある。

(首都機能をバックアップできる国土構造の構築)

- 東京への一極集中を是正し、国土強靱化に資するよう、三大都市地域が一体となって我が国の中枢機能を適切に分担、バックアップできる国土構造の構築する必要がある。

2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(愛知県の強靱化に関する教育・啓発等)

- 全ての県民が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動することができるよう、県や市町村、県民や民間事業者などが愛知県の強靱化に関する教育、訓練、啓発等、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出し、リスクに強靱な経済社会を築き、被害を減少させる必要がある。

(地域の災害対応力の向上)

- 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させるために必要な取組を推進する必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により促進する必要がある。

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設が必要である。また、東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する必要がある。

(リスクコミュニケーションの分野横断的な取組)

- リスクコミュニケーションを進める分野横断的な取組が必ずしも十分でないことから、防災研修等による職員全体の防災意識の高揚、災害対応能力の向上を図るとともに、関係者が連携して取組を進める協議会などの推進体制を整備する必要がある。

(民間投資を促す企業等への普及啓発)

- 企業、県民における住宅・建築物等の耐震化、備蓄など災害への備えに対する関心が低いことから、愛知県の強靱化のための民間投資を促すための普及啓発が必要である。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 広範囲にわたる住宅の倒壊や家具転倒等による被害や津波被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具等の転倒防止等に繋がる効果的な教育・啓発や、ハザードマップの作成・周知などによる津波避難に関する教育・啓発等の取組の促進が必要である。

(助け合いの精神を育む防災教育)

- 家族、社会、仕事、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育の実践を考える必要がある。

(非被災地への情報発信)

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、今後の復旧・復興の見込み等に関する情報発信の体制を検討する必要がある。

(避難行動要支援者への対応)

- 避難行動要支援者を始めとする要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所、仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保等について対応していく必要がある。避難行動要支援者への災害情報伝達、避難路・避難所のバリアフリー化、災害時医療機能の確保等について対応していく必要がある。

(災害対応業務の標準化等)

- 大規模地震発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

②老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 限られた財源の中で膨大な県有施設の老朽化に対応するため、愛知県公共施設等総合管理計画（平成 27 年 3 月策定（予定））とそれに基づく個別施設計画の策定により、計画的で効率的な維持管理・更新等を推進する必要がある。

(維持管理の体制整備)

- 施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、というメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る必要がある。

③研究開発

(強靱化に関する研究開発の促進)

- 国土強靱化に関する研究開発による科学技術イノベーションの活用を促進するため、研究開発の体制づくりの促進と成果の普及を図る必要がある。

(技術開発成果の転用と活用)

- 愛知県の強靱化の取組には、地球観測衛星による迅速な災害情報の収集・配信、老朽化点検・診断技術等、応用技術に至る幅広い分野の研究開発が求められる。このため、愛知県の強靱化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用について検討し、長期的な視点に立って効率的、効果的な技術開発を進める必要がある。

(地震防災対策等に関する研究調査)

- 大学等の研究組織と連携しながら地震防災対策に関する調査・研究を行い、県内の民間企業、住民等に広く情報発信、教育・啓発するとともに、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る必要がある。

(地域のシンクタンク機能の充実、継続的な議論の場の充実)

- 地域の発展における頭脳・原動力・情報発信の拠点となるシンクタンク機能、防災教育の拠点を充実するとともに、愛知県の強靱化に係る課題等について、様々な場面で継続的に議論される場が必要である。

④産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携)

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等、地域のみでは対応できないことが想定されることから、広域的に行政や関係団体及び民間企業の連携体制や応援体制を構築する必要がある。

(産学官民の連携)

- 大学等の研究組織と連携しながら地震防災対策に関する調査・研究を行い、県内の民間企業、住民等に広く情報発信、教育・啓発する必要がある。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る必要がある。

(基幹的広域防災拠点の整備等)

- 首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れながら、中部圏において基幹となる広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

- 名古屋市近隣市町村防災担当課長会議、海部地域防災行政研究会、知多地域防災減災研究会、西三河防災減災連携研究会、東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。

